

独立行政法人日本学術振興会
平成22年度採用分特別研究員募集等に関する説明会

次 第

【日 時】 平成21年3月11日（水） 14：00～16：30（終了時間は予定）

【場 所】 学術総合センター 一橋記念講堂

【次 第】

1. 日本学術振興会の研究者養成制度の概要について
2. 特別研究員事業の制度改善について
3. 特別研究員申請資格等の改定について
4. 平成22年度採用分特別研究員-RPDについて
5. 特別研究員の身分・義務等について
- 休憩 —
6. 平成22年度採用分特別研究員の電子申請手続について
7. 平成22年度採用分特別研究員申請書類の提出について
8. 質疑応答

【配付資料】

- 1 研究者養成制度について
- 2-1 電子申請システムによる申請手続の概要（申請機関担当者用）
- 2-2 電子申請システムの画面イメージ
- 3-1 平成22年度採用分特別研究員の募集について（事務連絡）
- 3-2 平成22年度採用分特別研究員-RPDの募集について（事務連絡）

【平成 22 年度採用分特別研究員募集等に関する説明会 資料】

研究者養成制度

平成 21 年 3 月

独立行政法人 日本学術振興会

(<http://www.jsps.go.jp/>)

目 次

〔研究者養成制度〕

(1) 研究者養成制度の変遷	・ ・ ・ ・ ・	1
(2) 特別研究員制度の概要	・ ・ ・ ・ ・	3
(3) 特別研究員の募集から採用までの主な流れ	・ ・ ・ ・ ・	7
(4) 特別研究員の選考方法	・ ・ ・ ・ ・	9
(5) 特別研究員 年度別予算定員の推移	・ ・ ・ ・ ・	13
(6) 特別研究員 申請者数の推移	・ ・ ・ ・ ・	14
(7) 特別研究員 新規採用者数と採用率の推移	・ ・ ・ ・ ・	15
(8) 特別研究員事業の制度改善について	・ ・ ・ ・ ・	17
(9) 特別研究員申請資格等の改定について	・ ・ ・ ・ ・	18
(10) 特別研究員申請資格以外の主な改定について	・ ・ ・ ・ ・	22
(11) 平成 22 年度採用分特別研究員に関する Q&A	・ ・ ・ ・ ・	23
(12) 特別研究員-RPD について	・ ・ ・ ・ ・	24
(13) 特別研究員-RPD の採用内定状況	・ ・ ・ ・ ・	25
(14) 平成 22 年度採用分特別研究員-RPD に関する Q&A について	・ ・ ・ ・ ・	26
(15) 特別研究員採用中の取扱・手続き等について	・ ・ ・ ・ ・	27
(16) 平成 22 年度採用分海外特別研究員募集要項（抜粋）	・ ・ ・ ・ ・	30
(17) 海外特別研究員申請資格の改定について	・ ・ ・ ・ ・	35
(18) 第 5 回(平成 20 年度)日本学術振興会賞の 受賞者の決定について	・ ・ ・ ・ ・	36

研究者養成制度の変遷

昭和34年度 奨励研究員制度の創設

「基礎科学の研究体制確立について」
(昭和32年1月の日本学術会議要望)

特定領域奨励研究員制度	(昭和50年度)
大学院博士課程奨励研究員制度	(昭和51年度)
奨励研究員(特定分野)	(昭和55年度)

-----奨励研究員制度は昭和60年度をもって廃止-----

昭和59年度 特別研究員(がん)制度の創設

「対がん10カ年総合戦略」
(昭和58年6月7日がん対策関係閣僚会議決定)
・重点課題の研究の進展を図り、優秀な若手研究者を育成する。
「がん研究の今後の推進方策について」
(平成5年7月28日文部省学術審議会建議)

-----平成13年度以降の特別研究員(がん)の新規募集は中止-----

昭和60年度 特別研究員制度の創設

「学術研究体制の改善のための基本的施策について」
(昭和59年2月6日文部省学術審議会答申)
・優れた若手研究者の養成・確保
・大学院博士課程在学者の取扱い

○ 特別研究員(新プロ)の新設 (平成2年度)

「学術研究振興のための新たな方策について」
-学術の新しい展開のためのプログラム-
(平成元年7月文部省学術審議会建議)

○ 特別研究員(学術創成研究費) (平成13年度)

特別研究員－DC1の採用開始 (平成3年度)
「特別研究員制度の改善充実について
－若手研究者の養成・確保のために－」
(平成2年7月31日文部省学術審議会建議)

- 特別研究員 (COE) の新設 (平成7年度)
「卓越した研究拠点 (COE) の推進について」
(平成6年7月文部省学術審議会中間まとめ)
- 特別研究員 (ミレニアム) の新設 (平成12年度)
「大学等におけるバイオサイエンス研究の推進について」
(平成12年2月1日文部省学術審議会建議)

特別研究員－SPD制度の創設 (平成14年度)
「今後の特別研究員事業の在り方について」
(平成13年8月16日特別研究員制度の在り方
に関する検討委員会提案)

- 特別研究員 (21世紀COEプログラム) の新設 (平成15年度)
「世界トップレベルの研究者の養成を目指して」
(平成14年7月19日科学技術・学術審議会人材委員会
第一次提言)
- 特別研究員 (グローバルCOEプログラム) (平成19年度)

特別研究員－RPD制度の創設 (平成18年度)
「科学技術に関する基本政策について」に対する答申
(平成17年12月27日総合科学技術会議答申)

特別研究員制度の概要

1. 趣旨

優れた若手研究者に、その研究生活の初期において、自由な発想のもとに主体的に研究課題等を選びながら研究に専念する機会を与えることは、我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ研究者を育成する上で極めて重要なことである。

このため、独立行政法人日本学術振興会は、大学院博士課程在学者及び大学院博士課程修了者等で、優れた研究能力を有し、大学その他の研究機関で研究に専念することを希望する者を「特別研究員」に採用し、研究奨励金を支給する。

また、世界の最高水準の研究能力を有する若手研究者を養成・確保する観点から、審査により、特に優れた大学院博士課程修了者等を特別研究員-SPDとして採用し、研究奨励金を支給する。

加えて、学術研究分野における男女共同参画を推進する観点も踏まえ、優れた若手研究者が出産・育児による研究中断後に円滑に研究現場に復帰する環境を整備するため、大学院博士課程修了者等を特別研究員-RPDとして採用し、研究奨励金を支給する。

本募集は、採用後、我が国の大学、短期大学、大学共同利用機関、高等専門学校、国公立試験研究機関等、学術研究・研究開発活動を行う独立行政法人、特殊法人、政府出資法人、一般財団法人、一般社団法人又は民間研究機関（大学の連携大学院の相手方として教育研究実績を上げている機関の他、若手研究者養成に適切であると本会が認めた機関）において研究に従事する者を対象とする。

2. 対象分野

人文・社会科学及び自然科学の全分野

3. 申請資格（平成22年度採用分の場合）

(1)特別研究員-DC1(大学院博士課程在学者)

年 齢	平成22年4月1日現在 ① 3年制又は5年一貫制の博士課程在学者:34歳未満 ② 医学、歯学又は獣医学を履修する4年制の博士課程在学者(次の③、④を除く):35歳未満 ③ 法律(医師法(平成12年の法改正前)、歯科医師法又は獣医師法)に定める臨床研修を修了した者で、医学(次の④を除く)、歯学又は獣医学を履修する4年制の博士課程在学者:36歳未満 ④ 医師法(平成12年の改正法)により義務付けられた2年以上の臨床研修を修了した者で、医学を履修する4年制の博士課程在学者:37歳未満
-----	---

在学年次	平成22年4月1日現在、我が国の大学院博士課程に在学し、次のいずれかに該当する者(外国人も含む) ① 区分制の博士課程後期第1年次に在学する者 ② 一貫制の博士課程第3年次に在学する者 ③ 後期3年の課程のみの博士課程第1年次に在学する者 ④ 医学、歯学又は獣医学系の4年制の博士課程第2年次に在学する者 ※ ①～③において、平成22年4月に博士課程後期等に進学する予定の者を含む
------	---

(2)特別研究員-DC2(大学院博士課程在学者)

年 齢	平成22年4月1日現在 ① 3年制又は5年一貫制の博士課程在学者:34歳未満 ② 医学、歯学又は獣医学を履修する4年制の博士課程在学者(次の③、④を除く):35歳未満 ③ 法律(医師法(平成12年の法改正前)、歯科医師法又は獣医師法)に定める臨床研修を修了した者で、医学(次の④を除く)、歯学又は獣医学を履修する4年制の博士課程在学者:36歳未満 ④ 医師法(平成12年の改正法)により義務付けられた2年以上の臨床研修を修了した者で、医学を履修する4年制の博士課程在学者:37歳未満
在学年次	平成22年4月1日現在、我が国の大学院博士課程に在学し、次のいずれかに該当する者(外国人も含む) ① 区分制の博士課程後期第2年次以上の年次に在学する者 ② 一貫制の博士課程第4年次以上の年次に在学する者 ③ 後期3年の課程のみの博士課程第2年次以上の年次に在学する者 ④ 医学、歯学又は獣医学系の4年制の博士課程第3年次以上の年次に在学する者

(3)特別研究員-PD(大学院博士課程修了者等)

年 齢	平成22年4月1日現在 ① 3年制又は5年一貫制の博士課程修了者:34歳未満 ② 医学、歯学又は獣医学を履修する4年制の博士課程修了者(次の③、④を除く):35歳未満 ③ 法律(医師法(平成12年の法改正前)、歯科医師法又は獣医師法)に定める臨床研修を修了した者で、医学(次の④を除く)、歯学又は獣医学を履修する4年制の博士課程修了者:36歳未満 ④ 医師法(平成12年の改正法)により義務付けられた2年以上の臨床研修を修了した者で、医学を履修する4年制の博士課程修了者:37歳未満
学 位	次のいずれかに該当する者 ① 平成22年4月1日現在、 博士の学位を取得後5年未満の者 (平成17年4月2日以降に学位を取得した者。申請時においては、見込みでも良い。)。ただし、人文学又は社会科学の分野にあっては、我が国の大学院博士課程に標準修業年限以上在学し、平成22年3月31日までに所定の単位を修得の上退学した者で、博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると認められる者を含む。 ② 平成22年4月1日において博士の学位を取得する見込みがなく、博士課程に標準修業年限を超えて在学することになる者(ただし採用は、特別研究員-DC2 となるので、特別研究員採用経験者は採用されない。)
研究従事機関	採用時、研究に従事する研究室が大学院在学当時の所属研究室(出身研究室)以外の研究室であること。 ※ 特別研究員等審査会の判定により大学院在学当時の所属研究室を例外的に認めることがあるので、その場合は理由書(様式別紙)を添付すること。
国 籍	日本国籍を持つ者、又は我が国に永住を許可されている外国人。

(4)特別研究員-SPD(大学院博士課程修了者)

採用区分にある特別研究員-SPD については、平成22年度募集において特別研究員-PD に上位で合格し、次の要件を満たす者の中から、特に優れたものを採用する。

- ・ 平成22年4月1日現在、博士の学位を取得している者。
- ・ 採用時、大学院在学当時の所属研究機関(大学等)以外の研究機関(大学等)を研究従事機関として選定する者。

(5)特別研究員-RPD(大学院博士課程修了者等)

年 齢	制限なし
学 位	博士の学位を取得している者、又は平成22年4月1日までに博士の学位を取得する見込みの者。ただし、人文学又は社会科学の分野にあっては、我が国の大学院博士課程に標準修業年限以上在学し、平成22年3月31日までに所定の単位を修得の上退学した者(見込みの者を含む。)で、博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると認められる者も含む。
研究従事機関	採用時、研究に従事する研究室が大学院在学当時の所属研究室(出身研究室)以外の研究室であることを推奨する。
研究中断	平成21年4月1日から遡って過去5年以内に、出産又は子の養育のため、概ね3ヶ月以上やむを得ず研究活動を中断した者。
国 籍	日本国籍を持つ者、又は我が国に永住を許可されている外国人。

4. 主要な審査方針

(DC、PD、RPD)

- ・ 学術の将来を担う優れた研究者となることが十分期待できること。
- ・ 研究業績が優れており、研究計画を遂行できる能力及び準備状況が示されていること。
- ・ 研究計画が具体的であり、優れていること。
- ・ 特別研究員-PDについては、特段の理由がある場合を除き、大学院在学当時の所属研究室(出身研究室)を受入研究室に選定する者は採用しない。

(SPD)

- ・ 世界の最高水準の研究能力を有するとともに、研究業績が優れており、学術の将来を担う優れた研究者となることが十分期待できること。
- ・ 研究計画が具体的であり、優れていること。

5. 新規採用予定数(平成22年度)

約1,600名(DC1,DC2,PD,SPD)

約40名(RPD)〔審査において一定の評価に達しない場合は、採用予定数に満たないこともある。〕

6. 採用期間

- ・ DC1 ---- 3年間
- ・ DC2 ---- 2年間
- ・ PD ----- 3年間
- ・ SPD ---- 3年間
- ・ RPD ---- 2年間

7. 研究奨励金（平成21年度の予定額）（給与所得として課税対象）

- ・ DC 月額 200,000円
- ・ PD 月額 364,000円（ただし、博士の学位を取得していない者は、月額 200,000円）
- ・ SPD 月額 446,000円
- ・ RPD 月額 364,000円（ただし、博士の学位を取得していない者は、月額 200,000円）

8. 研究費

特別研究員には、科学研究費補助金(特別研究員奨励費)の応募資格が与えられ、本会科学研究費委員会の審査を経て毎年度 150 万円以内(特別研究員-SPD は、300 万円以内)の研究費が交付される。

9. 特別研究員の義務

- ・ 研究専念義務

特別研究員は、出産・育児に係る採用中断の扱いを受ける場合を除き、申請書記載の研究計画に基づき研究に専念しなければならない。

- ・ 研究報告書提出の義務

特別研究員は、毎年度末及び採用期間終了後速やかに研究報告書を提出しなければならない。（出産・育児に係る採用中断の扱いを受ける期間が一年度の全てにわたった場合を除く。）

10. その他

- ・ 特別研究員が常勤的な職に就いた場合には、特別研究員の資格を喪失する。
- ・ 特別研究員は、採用期間中、国内外を問わず、他のフェローシップ、研究費の助成等を本会以外から受給することはできない。

※募集要項は毎年度更新されるので、最新情報は、当該年度の募集要項を参照のこと。

本会ホームページにも公開中（<http://www.jsps.go.jp/j-pd/index.html> の「申請手続き」→「募集要項」）

平成22年度採用分特別研究員(DC1・DC2・PD・SPD)の募集から採用までの主な流れ

平成21年
3月上旬

募集要項公表

各研究機関で申請書を取り
まとめる

6月3日～6月5日

申請受付

1申請に対し6人の専門分野の書面審査員による審査

9月下旬～10月上旬
審査会開催

第1次選考(書類選考)

10月下旬～
11月上旬
第1次選考結果
の通知

SPD 面接選考実施
通知
(SPD面接候補者)

採用内定予定通知
(面接免除者)

面接選考実施
通知
(面接候補者)

不採用通知
(不採用者)

11月下旬～
12月上旬
審査会開催

第2次選考(SPД面接選考)
1申請者20分間の面接を実施、
研究計画等について聴聞及び質
疑応答により評価

第2次選考(面接選考)
1申請者10分間の面接を実
施、研究計画等について聴聞
及び質疑応答により評価

12月下旬～
平成22年1月
上旬
選考結果の通知

採用内定通知
(SPD採用内定者)

採用内定通知
(採用内定者)

補欠通知
(補欠者)

不採用通知
(面接不採用者)

平成22年4月1日

採用決定
(資格要件を確認の上採用)

平成22年度採用分特別研究員-RPDの募集から採用までの主な流れ

平成21年
3月上旬

募集要項公表

各研究機関で申請書を取り
まとめる

5月13日～5月15日

申請受付

1申請に対し6人の専門分野の書面審査員による審査

7月下旬
審査会開催

第1次選考(書類選考)

8月上旬頃
第1次選考結果
の通知

採用内定予定通知
(面接免除者)

面接選考実施
通知
(面接候補者)

不採用通知
(不採用者)

9月下旬頃
審査会開催

第2次選考(面接選考)
1申請者10分間の面接を実施、研究計画等について聴聞
及び質疑応答により評価

※出産・育児の都合により出席できない場合は、第3回審査会において実施することもある。

11月上旬頃
選考結果の通知

採用内定通知
(採用内定者)

補欠通知
(補欠者)

不採用通知
(面接不採用者)

平成22年 4月1日
平成22年 7月1日
平成22年 10月1日
平成23年 1月1日

採用決定
(資格要件を確認の上採用)

特別研究員の選考方法

I 特別研究員の選考方法

1. 特別研究員の選考は、我が国の学界の第一線の研究者で構成される特別研究員等審査会（委員47人、専門委員約1,800人）において、書面審査及び面接審査により行われます。
2. 特別研究員の審査方針は、(1) 学術の将来を担う優れた研究者となることが十分期待できること、(2) 研究計画が具体的であり、優れていること、(3) 研究業績が優れており、研究計画を遂行できる能力及び準備状況が示されていること、(4) 諸分野における研究者養成の必要性に配慮することです。

なお、PDについては、大学院在学当時の所属研究室（出身研究室）以外の研究室であることが申請資格要件となっています。この要件を満たさない場合は、申請資格がないことになり、審査の対象から除外されます。ただし、正当な理由がある場合に限り例外を認めることがあります（詳細は「II 特別研究員－PDの申請資格の審査方法」を参照）。
3. 書面審査による評価は、(1) 推測される研究能力・将来性、(2) 研究計画、(3) 研究業績のほか、学位の有無などを含めて総合的に研究者としての資質及び能力を判断した上で、5段階の評点（5:採用を強く推奨する、4:採用を推奨する、3:採用してもよい、2:採用に躊躇する、1:採用を推奨しない）を付けます。

なお、DCについては研究経験が少ないことから申請書記載の「現在までの研究状況」、「これからの研究計画」、「自己評価」及び「評価書」を重視し、PDについては「研究業績」を重視して評価します。
4. 1件の申請について、申請者の分科細目に応じて上記審査会の専門委員6人によって書面審査を行います。その際、申請件数が少ない細目については、適切な相対評価ができるように、関連する細目を組み合わせてグループ化を行います。その上で、各細目（又は、細目をグループ化したもの）に対し、6人の書面審査員を割り当てます。6人の書面審査員については、専門分野のバランス、各審査員の所属機関が異なるようにすることなど、公平性に配慮しています。このように各細目（又は、細目をグループ化したもの）に、6人の書面審査員を割り当てたグループを「審査セット」と呼んでいます。細目の組み合わせについては、本会ホームページで公開しています。
5. 9月下旬～10月上旬開催の合議による8つの領域別審査会（人文学、社会科学、数物系科学、化学、工学、生物学、農学、医歯薬学）では、上記の書面審査の評点に基づき、第一次採用内定者（面接を免除して採用を内定する者）及び面接候補者の選定を行います。

SPDについては、PDに申請し、第一次採用内定者となった者の中から、SPDの資格を有する特に優秀な者を面接候補者とし、面接審査を経て採用しておりますが、SPD面接候補者もこの審査会において選定します。

この審査会での審査結果は、11月上旬ごろに申請者宛てに通知します。なお、第一次選考（書面審査）の不合格者には、特別研究員等審査会における各審査項目の評価及び当該領域におけるおおよその順位を通知します。
6. 11月下旬～12月上旬に行われる面接審査では、委員及び専門委員で構成される領域別の小委員会において、1人当たり10分間（SPDについては20分間）の面接が行われます。最初の4分間（SPDについては8分間）で、面接候補者自身がこれまで行った研究状況と今後の研究計画について説明した後、残りの時間で審査員との質疑応答が行われます。この審査では、第二次採用内定者と補欠者が選考されます。面接審査の結果は、1月上旬までに申請者及び受入予定機関に通知します。

II 特別研究員－PDの申請資格の審査方法

若手研究者が学位取得後の早い段階で多様な研究環境を経験することは、研究者自身の研究能力の向上に繋がると期待され、また異なる経験を持つ若手研究者の受入れによる研究機関の研究の活性化などの観点からも非常に意味があると思われます。このため、特別研究員－PDの申請者については、大学院在学当時の所属研究室（出身研究室）以外の研究室で研究に従事することを申請資格要件としています。

ただし、この例外措置として、出身研究室で研究に従事することを認める場合があるので、それを希望する申請者は、その「理由書」を提出してください。審査会がその「理由書」を審査し、それを妥当なものとして認めた場合は、この例外的措置が適用されます。

1. 特別研究員－PDの申請資格審査（以下「審査」という。）は領域別審査会で行います。
2. 審査に当たっては、領域別審査会に先立ち、1件につき上記審査会の専門委員6人が、理由書の内容について書面審査を行います。
3. 審査は、次の事由の有無で判定します。
 - ① 身体の障害等の理由により研究室の変更が難しい場合
 - ② 研究目的・内容及び研究計画等から研究に従事する研究室を変更することが、国内の研究機関における研究の現状において、極めて困難な場合
 - ③ 採用時において博士課程に標準修業年限を超えて在学することになる場合
4. 9月下旬～10月上旬開催の合議による8つの領域別審査会（人文学、社会科学、数物系科学、化学、工学、生物学、農学、医歯薬学）では、書面審査の結果に基づき、総合判定を行います。書面審査のみでは不十分な場合には必要に応じて面接を行なうことがあります。
5. 11月上旬ごろに上記の申請資格審査結果を、申請者宛てに通知します。
6. 過去の申請資格審査実施状況については、<http://www.jsps.go.jp/j-pd/index.html>の「審査」→「申請資格審査状況」を参照してください。

○ 書面審査セットについて

平成22年度採用分の募集より書面審査セット（下記参照）を公開します。
特別研究員ホームページから「選考方法」→「書面審査セットについて」を参照
ください。（3月中旬公開予定）

I 特別研究員の選考方法 –特別研究員ホームページより–

1. 特別研究員の選考は、我が国の学界の第一線の研究者で構成される特別研究員等審査会（委員47人、専門委員約1,800人）において、書面審査及び面接審査により行われます。
2. （略）
3. （略）
4. 1件の申請について、申請者の分科細目に応じて上記審査会の専門委員6人によって書面審査を行います。その際、申請件数が少ない細目については、適切な相対評価ができるように、関連する細目を組み合わせてグループ化を行います。その上で、各細目（又は、細目をグループ化したもの）に対し、6人の書面審査員を割り当てます。6人の書面審査員については、専門分野のバランス、各審査員の所属機関が異なるようにすることなど、公平性に配慮しています。このように各細目（又は、細目をグループ化したもの）に、6人の書面審査員を割り当てたグループを「審査セット」と呼んでいます。細目の組み合わせについては、本会ホームページで公開しています。
5. （略）
6. （略）

クリックすると「書面審査
セット」に移動します。
(次頁参照)

書面審査セットについて –特別研究員ホームページより–

平成22年度採用分の審査セットは以下のとおりです。
 なお、審査セットは、毎年見直しを行っています。

I. 人文学、社会科学、数物系科学、化学、工学、生物学、農学、医歯薬学の分科・細目を選択した場合

1 人文学	2 社会科学	3 数物系科学	4 化学
① PD	① PD	① PD	① PD
② DC2	② DC2	② DC2	② DC2
③ DC1	③ DC1	③ DC1	③ DC1
5 工学	6 生物学	7 農学	8 医歯薬学
① PD	① PD	① PD	① PD
② DC2	② DC2	② DC2	② DC2
③ DC1	③ DC1	③ DC1	③ DC1

それぞれの資格をクリックすると「書面審査セット」の一覧表へ移動します。(下記参照)

II. 総合領域又は複合新領域の分科・細目を選択した場合

1 分科「情報学」「人間医工学」「環境学」「ナノ・マイクロ科学」を選択した場合

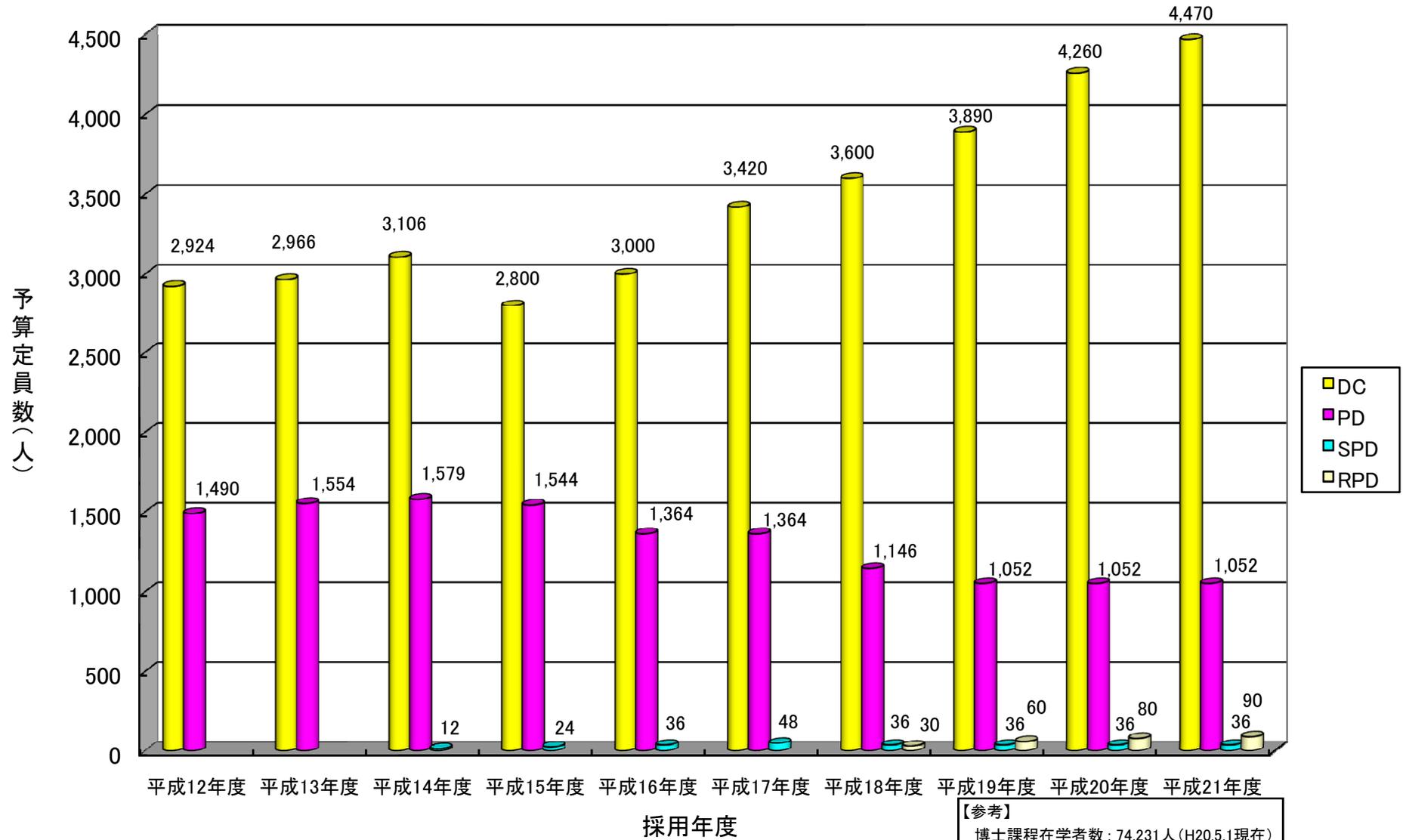
- ① PD
- ② DC2
- ③ DC1

2 「情報学」「人間医工学」「環境学」「ナノ・マイクロ科学」以外の分科を選択した場合は、上記 I.の審査を希望した領域を参照

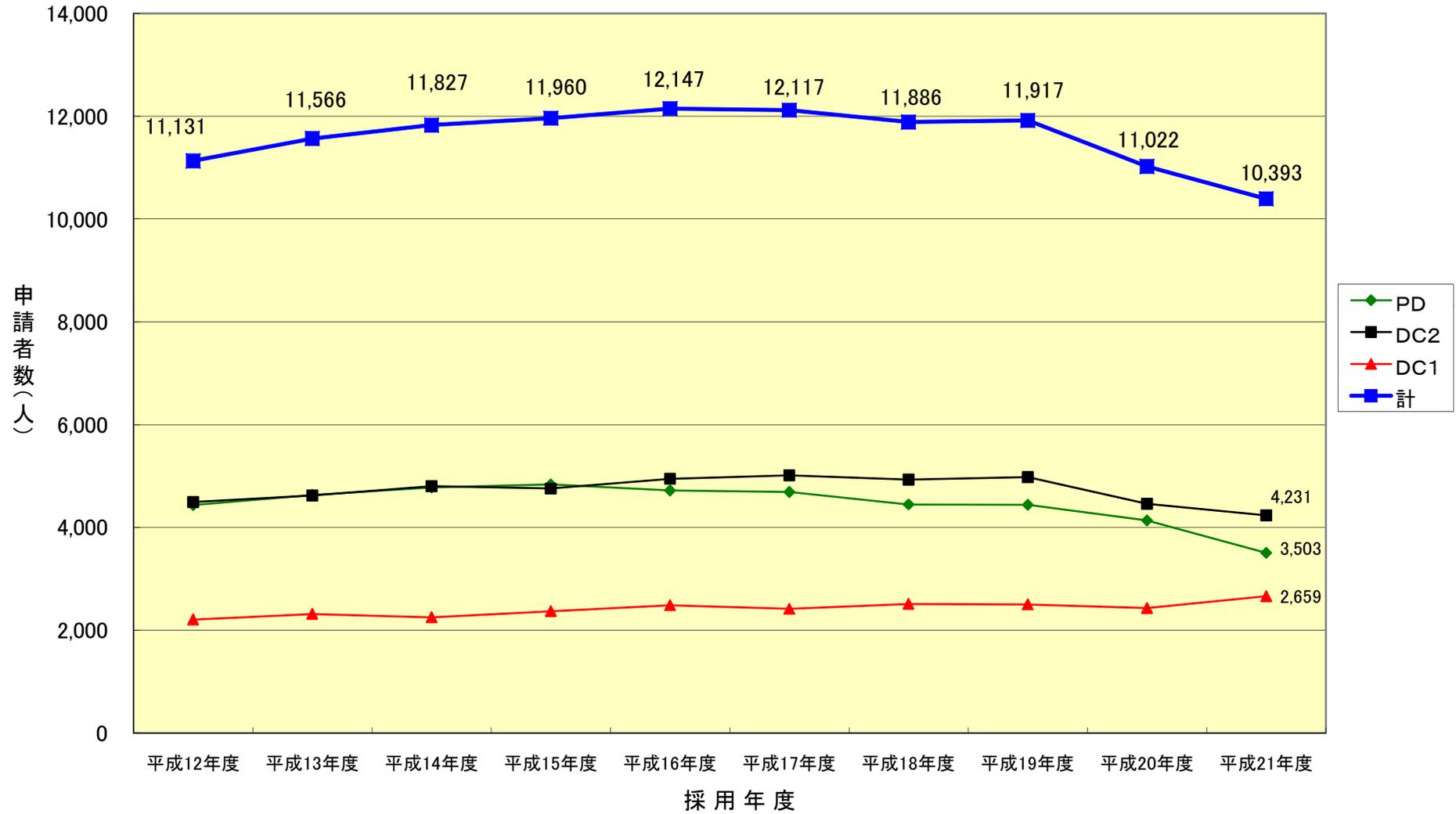
〔書面審査セットの例：PD 化学領域の場合〕

分科名	細目名	コード	審査セット
基礎化学	物理化学	4601	化学 PD A
複合化学	機能物質化学	4704	
材料化学	機能材料・デバイス	4801	
基礎化学	無機化学	4603	化学 PD B
材料化学	無機工業材料	4803	
複合化学	分析化学	4701	
複合化学	環境関連化学	4705	
基礎化学	有機化学	4602	化学 PD C
複合化学	合成化学	4702	
複合化学	高分子化学	4703	
材料化学	有機工業材料	4802	
材料化学	高分子・繊維材料	4804	
複合化学	生体関連化学	4706	化学 PD D
ゲノム科学	ゲノム情報科学	2303	
生物分子科学	生物分子科学	2401	

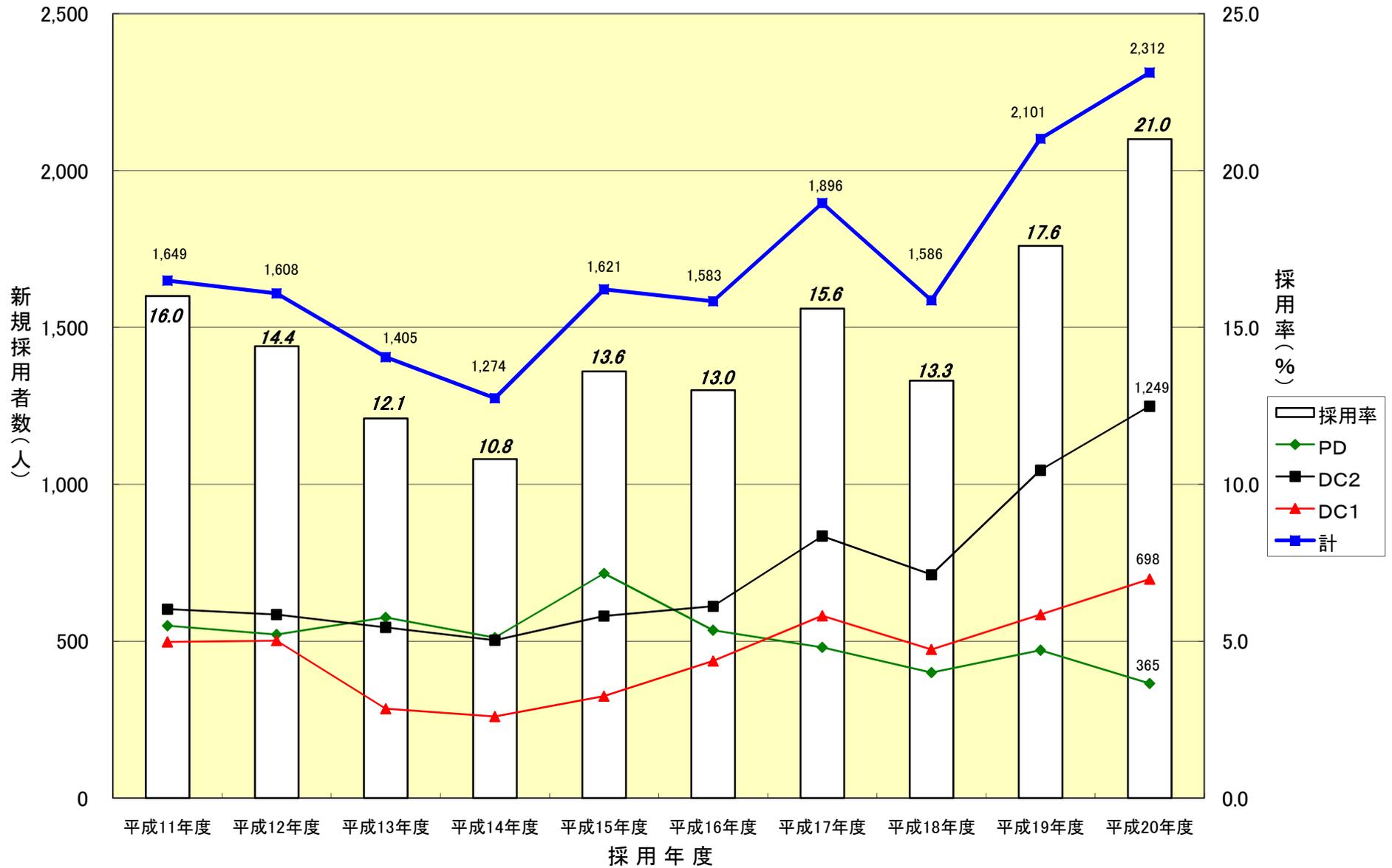
特別研究員 年度別予算定員数の推移



特別研究員 申請者数の推移



特別研究員 新規採用者数(各年度4月1日現在)と採用率の推移



平成20年度採用分 特別研究員採用状況について(新規分)〔領域別〕

領 域	S P D		P D		D C 2		D C 1		計	
	申請数	採用数	申請数	採用数	申請数	採用数	申請数	採用数	申請数	採用数
人文学	—	2	705	63	473	134	207	58	1,385	257
社会科学	—	1	711	55	596	167	257	73	1,564	296
数物系科学	—	2	736	60	627	178	407	118	1,770	358
化学	—	2	168	13	452	126	282	83	902	224
工学	—	1	376	32	966	267	446	127	1,788	427
生物学	—	2	546	47	493	142	326	93	1,365	284
農学	—	2	492	42	400	117	196	58	1,088	219
医歯薬学	—	2	402	39	451	118	307	88	1,160	247
計	—	14	4,136	351	4,458	1,249	2,428	698	11,022	2,312

・ 20年度の採用率は、P D : 8.8%、D C 2 : 28.0%、D C 1 : 28.7%、全体で21.0%

特別研究員事業の制度改善等について

平成16～20年度の改善事項

- 審査区分を4系（人社、数物、化学、生物）から8領域（人文学、社会科学、数物系科学、化学、工学、生物学、農学、医歯薬学）に再編し、研究分野に応じたきめ細やかな審査を可能に。
- 1申請当たりの審査員を3名から6名に倍増することにより、多数の専門家による客観的な評価を可能に。
- 6名の審査員からなる「審査セット」を固定し、各審査セットの審査件数が30～100件となるように関連する複数の分科細目をまとめることにより、同一分野への申請の相対的な評価を可能に。
- 書面審査の基準、評価方法を見直し、特別研究員事業の趣旨に即した評価基準等を設定。
- 出産・育児のための研究中断者への支援体制の整備
 - ・ 特別研究員－RPDの開始
 - ・ 採用中断期間中に研究奨励金の半額受給を可能に
- 医師等の臨床研修期間に配慮して年齢制限を改定することにより、申請機会を平等化
- PD採用を博士号取得後5年未満の者とし、特別研究員事業の趣旨に則した申請資格を設定。
- 人文・社会科学分野の満期退学者についてはPDとして採用するが、DC単価の研究奨励金を支給。

特別研究員申請資格等の改定について

日本学術振興会では、平成20年度採用分以降の特別研究員の申請資格等について、以下のとおり改定を行いました。今回の改定に伴う変更は、下記1～4までの4項目別に(1は平成20年度採用分から、2～4は平成21年度採用分から)、順次、実施していますので、改定内容をあらかじめ充分確認のうえ、申請願います。

記

1 「医学、歯学又は獣医学」における年齢要件の改定について(20年度採用分から実施)

特別研究員の年齢要件は、採用年度の4月1日現在、原則34歳未満とし、「医学、歯学又は獣医学」の分野については36歳未満としていました。これを、平成12年の医師法の改正により、平成16年4月より2年以上の臨床研修が義務づけられたことを機に、「医学、歯学又は獣医学」の分野についての年齢要件を変更しています。臨床研修期間の年数により、以下のとおりとしました。

区 分	19年度以前	20年度採用分	21年度採用分以降
【DC, PD共通】			
医 学	36歳未満		
①臨床研修を修了していない者		36歳未満	<u>35歳未満</u>
②1年以上の臨床研修を修了した者		36歳未満	36歳未満
③2年以上の臨床研修を修了した者		<u>37歳未満</u>	<u>37歳未満</u>
歯 学			
①臨床研修を修了していない者		36歳未満	<u>35歳未満</u>
②1年以上の臨床研修を修了した者		36歳未満	36歳未満
獣医学			
①臨床研修を修了していない者		36歳未満	<u>35歳未満</u>
②6月以上の臨床研修を修了した者	36歳未満	36歳未満	

※ ただし、PDについては、博士の学位取得後期間の上限を超えると申請できません(2参照)。

※ 「臨床研修」は、それぞれ医師法、歯科医師法又は獣医師法で定める臨床研修。

2 特別研究員-PDの申請資格に係る博士の学位取得後期間の上限設定について

(21年度採用分から実施)

若手研究者を支援する特別研究員事業の趣旨に鑑み、特別研究員-PDの申請資格を採用年度の4月1日現在、博士の学位取得後5年未満(21年度採用分は6年未満)の者としてしました。

区 分	19年度以前	20年度採用分	21年度採用分 (経過措置)	22年度採用分 以降
(博士の学位取得後年数) ・未取得者 ・1年未満 ・1年以上～2年未満 ・2年以上～3年未満 ・3年以上～4年未満 ・4年以上～5年未満 ・5年以上～6年未満 ・6年以上～7年未満 ・7年以上	申請可	申請可 (改定なし)	申請可 →申請不可 →申請不可	申請可 →申請不可 →申請不可 →申請不可

※ただし、年齢要件を満たさない場合は申請できません(1参照)。

3 人文学、社会科学分野における博士の学位未取得者のPD採用について(21年度採用分から実施)

人文学、社会科学分野については、博士の学位取得者に加え、「標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得し退学した者(以下、「満期退学者」という。)」を特別研究員-PD(以下、「PD」という。)として採用し、PDの研究奨励金(19年度月額364千円)を支給していました。この取扱いを見直し、21年度採用分以降の満期退学者については、PDとして採用しますが、特別研究員-DC相当の研究奨励金(19年度月額200千円)を支給することとします。ただし、採用期間中に学位を取得した場合、その翌月以降、PDの研究奨励金を支給します。

区 分	19年度以前	20年度採用分	21年度採用分 以降
PD採用時の博士の学位取得状況 ○博士の学位を取得している者 ○博士の学位を未取得の者 ①人文学、社会科学分野 ア)標準修業年限を超えて在学する者 イ)満期退学者 ウ)その他の退学者 ②自然科学分野 ア)標準修業年限を超えて在学する者 イ)満期退学者 ウ)その他の退学者	PD採用 DC2採用 PD採用 不採用 DC2採用 不採用 不採用	(改定なし)	PD採用 DC2採用 PD採用 (DC相当の奨励金を支給) 不採用 DC2採用 不採用 不採用

また、人文学、社会科学分野では、満期退学者についても、特別研究員-SPDとして採用していたが、これを取り止める。今後は、特別研究員-SPD採用内定者が、満期退学者となった場合は、特別研究員-PDとして採用する。(特別研究員-DC相当の研究奨励金を支給する)

区 分	20年度以前	21年度採用分以降
人文学、社会科学分野 SPD採用時の博士の学位取得状況 ○博士の学位を取得している者 ○博士の学位を未取得の者 ア) 標準修業年限を超えて在学する者 イ) 満期退学者 ウ) その他の退学者	SPD採用 DC2採用 SPD採用 不採用	SPD採用 DC2採用 <u>PD採用 (DC相当の奨励金を支給)</u> 不採用

4 特別研究員採用経験者の申請について(21年度採用分から実施)

特別研究員-DC1又は特別研究員-DC2採用経験者が特別研究員-PDに申請(以下「再申請」という。)できない場合を、従来、次の①~③に該当する場合としていたが、①と③については、再申請できることとする。

- ① 特別研究員-DC1又は特別研究員-DC2に採用内定後、特別研究員-PDに資格を変更した場合で、その変更後の期間が1年を超える場合。
- ② 過去に特別研究員-PD又は特別研究員-SPDに採用内定後、学位未取得等により資格を変更し、特別研究員-DC2に採用されたことがある場合。
- ③ 特別研究員の採用期間が、採用年度の4月1日以降も引き続き残っている場合。ただし、出産・育児により特別研究員の採用期間を中断及び延長した者で、採用年度の4月1日現在、1年未満の採用期間が残っている場合を除く。

区 分	20年度以前	21年度採用分以降
① 資格変更後の期間が、1年を超える場合	再申請不可	<u>【削除】</u> (再申請可)
② PD又はSPD採用内定後、学位未取得により、DC2に採用されたことがある場合	再申請不可	改定なし (再申請不可)
③ 採用期間が採用年度の4月1日以降も引き続き残っている場合	再申請不可	<u>【削除】</u> (再申請可)

参考

○平成22年度採用分募集要項に係る主な改正点

改正前 (平成21年度採用分募集要項)	改正後 (平成22年度採用分募集要項)
「学位取得後の期間の上限」について 【特別研究員-PD】 博士の学位取得後6年未満	「学位取得後の期間の上限」について 【特別研究員-PD】 博士の学位取得後 <u>5年未満</u>

特別研究員 申請資格以外の主な改定について

平成22年度採用分の募集要項では、申請資格に関連する事項以外の大きな改定として、以下の二つの事項があります。

1. PDの申請書の改定

PDの申請書（申請内容ファイル）の「現在までの研究状況」を記載する欄の注記に「博士課程在学中の研究内容が分かるように記載すること。」を追記しています。また、「受入研究室の選定理由」欄を新たに設けています。

この改定は、博士課程在学中の研究と特別研究員採用後の研究の違いを明確にし、博士課程在学中と受入研究室を移動することによって、どのような発展・展開が期待できるかを判断しようとするものです。

2. PDの評価書作成者及び評価書の改定

「PDの評価書作成者2名のうち、1名は採用後の受入研究者とすること。残りの1名については、本人の研究を良く理解している研究者とすること。」と変更しています。この変更に伴い、受入研究者からの評価書には、「受け入れるに当たっての受入（指導）計画、受入研究者自身又は研究室で行っている研究と申請者の研究との関連性、期待される相乗効果」を記載する欄を追加しています。

平成22年度採用分特別研究員に関する Q&A

Q 1 医学、歯学又は獣医学分野で臨床研修を行っていない場合、年齢要件はどうなるのか。

A 臨床研修を行っていない場合は、35歳未満の者までとなります。

Q 2 医学部を卒業して臨床研修を修了した後、理学研究科に進学する場合の年齢要件はどうなるのか。

A 34歳未満の年齢要件の例外は、4年制の大学院進学者に適用するため、この場合は34歳未満となります。

Q 3 医師法で努力義務だった時期の臨床研修を修了した場合の年齢要件はどうなるのか。

A 努力義務だった時期に1年以上の臨床研修を修了した場合は、36歳未満の者までとなります。

Q 4 医学、歯学又は獣医学分野で臨床研修を規定年数以上行っている場合の年齢要件はどうなるのか。

A 超過した臨床研修期間は関係ありません。平成12年改正法の医師法により義務づけられた2年以上の臨床研修（平成16年4月1日の施行日以降に行われた研修）を修了した者で、医学を履修する4年制の博士課程在学者又は修了者については、37歳未満です。それ以外は、定められた臨床研修期間を超えたとしても、36歳未満です。

Q 5 PDの申請資格になぜ、博士の学位取得後期間の上限を設けるのか。

A 特別研究員制度は、研究生活の初期段階の若手研究者を支援することを趣旨としていることから、学位取得直後の優れた若手研究者への支援に重点化するため、博士の学位取得後期間の上限を設けることとしました。

Q 6 博士の学位取得後期間の上限について、人文学、社会科学分野の満期退学者はどのように扱われるのか。

A 学位取得後期間の上限は、博士の学位取得者に限定しています。このため、人文学、社会科学分野の満期退学者からの期間は、博士の学位取得後期間に算入しません。

Q 7 博士の学位取得後期間の上限要件と年齢要件は両方満たさないといけないのか。

A 両方を満たさないと申請できません。

Q 8 採用期間が残っていても、PDに再申請できるが、採用になった場合、残っていた採用期間は合算されるのか。

A 合算されません。平成22年4月1日から25年3月31日までの3年間（採用期間中に研究中断の手続を行った場合を除く。）が採用期間です。

日本学術振興会 特別研究員－RPDについて －出産・育児による研究中断者への復帰支援フェローシップ－

1. 趣旨

日本学術振興会では、我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ研究者の養成・確保を図るため特別研究員制度を実施しています。

この特別研究員制度の一環として、子育て支援や学術研究分野における男女共同参画の観点から、優れた若手研究者が、出産・育児による研究中断後に円滑に研究現場に復帰できるよう**特別研究員－RPD**を平成18年度に創設しました。



2. 募集の概要

対象分野
申請資格

人文・社会科学及び自然科学の全分野

- 博士の学位取得者(人文学、社会科学分野にあつては、我が国の大学院博士課程に修業年限以上在学し、所定の単位を修得の上退学した者で、博士の学位取得者に相当する能力を有する者も含む)。
- 遡って過去5年以内に、出産又は子の養育のため、概ね3ヶ月以上やむを得ず研究活動を中断した者。
- 日本国籍を持つ者、又は我が国に永住を許可されている外国人。

* 上記要件を満たしていれば、年齢・性別は問いません。

採用期間

2年間 (採用開始日については、4月1日、7月1日、10月1日、1月1日から選択)

研究奨励金

月額364,000円(ただし、博士の学位を取得していない者は、月額200,000円。いずれも予定額)

研究費

科学研究費補助金(特別研究員奨励費)の応募資格が与えられ、本会科学研究費委員会の審査を経て毎年度150万円(2年間で300万円)以内の研究費が交付されます。

申請書提出方法

申請者は研究に従事する予定の機関を通じて本会へ申請書を提出してください、個人から本会への直接の申請は受け付けませんのでご注意ください。

選考

本会の特別研究員等審査会で選考を行います。

－特別研究員－RPD懇談会－

昨年度に続き、第2回懇談会が、20名の平成19年度採用者が参加し、秋篠宮妃殿下のご臨席、郷通子氏(お茶の水女子大学長)、永井多恵子氏(文教ジャーナリスト)のご出席をいただき平成20年7月14日に開催されました。



懇談会では、研究発表及びその後の懇談により、研究活動における出産・育児の課題、今後の研究展望等の意見交換がなされました。

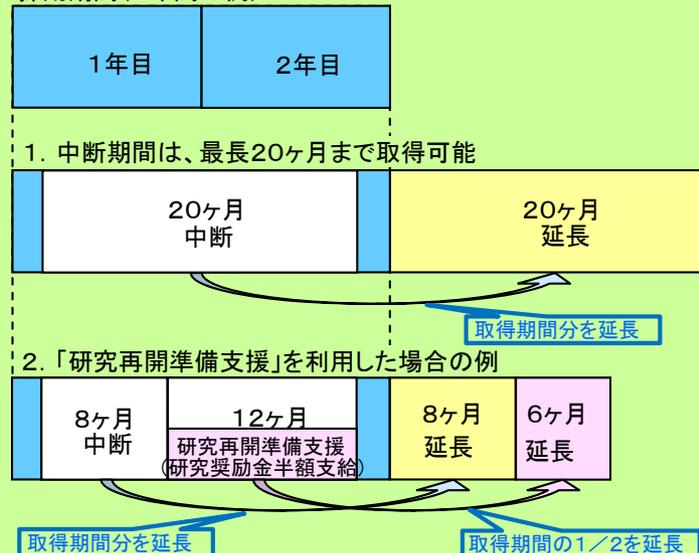
－出産・育児に係る採用中断及び延長の取扱い－

特別研究員制度では、出産・育児のために必要な場合は、「採用中断」をすることができます。

1. 出産又は1歳6ヶ月未満の子の養育の必要がある場合、通算20ヶ月まで「採用中断」期間を取ることができます。その間、研究奨励金は支給されませんが、「採用中断」と同じ期間、採用期間が延長されます。

2. 「採用中断」期間の全部又は一部を、短時間の研究を行い、研究奨励金の半額受給する「研究再開準備支援」期間とすることができます。採用期間の延長は、「研究再開準備支援」期間の半分です。

○ 採用期間(2年間の例)



特別研究員-R P Dの採用内定状況

平成19年度

領域	申請者数		採用内定者数	
人文学	(9)	42		6
社会科学	(8)	39		6
数物系科学	(1)	19		4
化学		9		1
工学		10		1
生物学		30		5
農学	(1)	14		3
医歯薬学	(1)	49		8
合計	(20)	212		34

採用率:16. 0%

平成20年度

領域	申請者数		採用内定者数	
人文学	(2)	26	(1)	6
社会科学	(5)	45	(1)	10
数物系科学	(1)	16		3
化学		4		2
工学		8		3
生物学	(2)	37	(1)	7
農学	(3)	20	(1)	5
医歯薬学	(3)	45	(1)	9
合計	(16)	201	(5)	45

採用率:22. 4%

平成21年度

領域	申請者数		採用内定者数	
人文学	(1)	40		11
社会科学	(3)	40		11
数物系科学	(2)	11		3
化学		3		1
工学	(1)	9		3
生物学	(1)	33		9
農学		14		4
医歯薬学	(2)	45	(1)	13
合計	(10)	195	(1)	55

採用率:28. 2%

()内は、男性

平成22年度採用分特別研究員-RPDに関する Q&A

Q1 出産したのは、平成21年4月から遡って5年以上前だが申請できるか。

A 「出産又は子の養育」となっておりますので、平成21年4月から過去5年間に、子の養育のため3ヶ月以上研究活動を中断していれば申請できます。

Q2 「子の養育のために」の「子」の定義は何か。何歳までの「子」が対象となるか。

A 「子」の定義は、民法上の解釈に則して、申請者本人の子（実子、非嫡子又は養子）となります。また、育児に伴う様々な事情を考慮し、「子」の年齢に特に制限は設けていません。

Q3 「概ね3ヶ月以上」となっているが、研究中断が3ヶ月に満たない場合には認められないのか。

A 一般的な産前産後の休暇期間（概ね3ヶ月）以上を条件としています。ただし、特段の事情があれば、3ヶ月に満たない場合でも申請可能です。事情等を申請書別紙『出産・育児による研究中断状況』に記入してください。

Q4 「やむを得ず研究活動を中断した」とは、中断前に研究職に就いていて、その職を辞めた場合のみが該当するのか。また、そのことを証明する書類（退職証明等）が必要か。

A 出産・育児による研究中断には、様々な事情があることを想定し、研究職を辞めた方のみに対象者を限定していません。従って、証明書等を提出いただく必要もありません。個々の研究中断の状況については、申請書別紙の『出産・育児による研究中断状況』に詳細を記入してください。

Q5 研究中断後、現在は非常勤研究員（非常勤講師）として研究を行っているが申請できるか。

A 申請できます。ただし、特別研究員に採用後は他の身分を持つことはできませんので、現在の非常勤職を辞めていただく必要があります。また、他の研究費の受給も辞退する必要があります。

Q6 採用時に研究に従事する研究室を大学院在学当時の所属研究室以外の研究室としなくてよいのか。（特別研究員-RPDの場合は要件となっているが。）

A 特別研究員-RPDの場合、対象者の育児等の状況に配慮し、研究室の移動については要件としていません。ただし、一般的に若手研究者が多様な研究環境を経験することは、研究能力の向上につながるものと期待されますので、募集要項では「大学院在学当時の所属研究室以外の研究室を選定することを推奨する」こととしています。

Q7 PDの採用内定者が、採用開始日までに博士の学位を取得できなかった場合にはDC2として採用される取扱いがあるが、RPDの採用内定者にも同様の取扱いはあるか。

A RPDには、同様の取扱いはありません。博士の学位が取得できなかった場合には、採用されません。

Q8 海外特別研究員採用経験者は申請することができるか。

A 申請できます。採用される予定の時点で海外特別研究員の採用期間が残っている場合も申請できます。ただし、特別研究員-RPDに採用内定となった場合は、採用開始日までにいずれかの採用を辞退していただきます。

Q9 今回特別研究員-RPDに採用された者が、次回以降再度特別研究員-RPDに申請することはできるか。

A 採用開始前に辞退した場合を除き、RPDに採用された方は次回以降に再度申請はできません。ただし、一回目のRPD採用開始後に出産又は生まれた子の養育のため、概ね3ヶ月以上やむを得ず研究活動を中断した場合は、二回目の申請を行うことができます。

特別研究員採用中の取扱・手続き等について

I. H21年度主な改正点

① 報酬の受給について

特別研究員採用期間中は、報酬を受給することは禁止されています。アウトリーチ活動についても、無報酬で行うものとします。但し、以下の例外があります。

- ・研究成果を公表することに伴い生じる著作権料等
- ・以下のもので、週5時間以内の場合
 1. 大学等高等教育機関における非常勤講師
 2. 将来大学等の教員・研究者等になるためのトレーニングの機会として当該大学に在籍する学生を対象に設置された職

② 研究機関の変更について

特別研究員・PDについては、毎年度4月期のみ研究従事機関の変更が可能です。

但し、受入研究者が異動・退職などの理由で、当該研究機関の所属ではなくなった場合については、年度途中であっても研究機関を変更することができます。

③ 海外渡航における手続きについて

特別研究員・DCが研究指導の委託以外で海外渡航する場合には、受入研究者による「特別研究員海外渡航計画書」の提出が必要になります。

④ 採用終了後・辞退後の提出書類について

最終年度の研究報告書に記載欄のあった、特別研究員の就職状況については、様式9-3「特別研究員の就職状況（調査票）」の提出に変更となります。

⑤ DC を対象とする雇用契約に基づくインターンシップへの参加について

特別研究員・DC を対象とする雇用契約に基づくインターンシップへの参加は、次の①～③の全ての事項に該当する場合、参加することが可能です。参加する場合は、事前に本会の許可を受けてください。

- ① インターンシップの内容が、特別研究員の研究計画の実施に資する研究トレーニングとなるものであること
- ② 当該インターンシップが①に該当し、研究者養成の観点から当該インターンシップへの参加が適切であるものとして、所属する大学の長又は部局の長が参加を許可したものであること
- ③ 参加期間は、原則として年間（4月から翌年3月まで）3ヶ月以内とし、採用期間中において通算して6ヶ月以内であること

また、当該インターンシップに参加する場合、雇用契約に基づいて契約先から報酬が支払われるため、雇用契約日数に応じ次のとおり研究奨励金の調整を行います。

- ・当該月中のうち雇用契約日数が15日以下：当該月分の2分の1を支給しない
- ・当該月中のうち雇用契約日数が16日以上：当該月分の全額を支給しない

ただし、大学における教育カリキュラムに位置づけられているものについては、研究奨励金の調整は行いません。

手続きについては、個別に研究者養成課まで問い合わせてください。

II. よくある質問

<他の研究プロジェクトへの参加>

Q：他の研究プロジェクト等に参加したいが、どういった立場でなら参加できるか

A：研究代表者や共同研究者等のエフォートが発生したり研究費を受けたりする立場での参加はできません。科研費における研究協力者などのように義務や研究費が発生しない場合に、特別研究員としての研究課題に資する共同研究として、他の研究プロジェクトに参加することが可能です。

<DCの研究従事機関>

Q：DCが所属大学とは別の機関で研究したいので、研究従事機関を変更することは可能か

A：特別研究員・DCの研究従事機関は、在学する国内の大学院です。受入研究者は、在学する大学院における指導教員です。特別研究員の研究従事機関・受入研究者を変えずに、他機関での活動が必要になる場合には、大学内で「研究指導の委託」の手続きを取ることで可能になります。また、短期間、他機関の機器を利用する等の活動は、研究遂行上の必要に応じ可能です。

<報酬の受給の例外>

Q：報酬の受給に関する例外で認められている、「将来大学等の教員・研究者等になるためのトレーニングの機会として当該大学に在籍する学生を対象に設置された職」とは、リサーチアシスタントを含むのか

A：リサーチアシスタント等の職名に関わらず、当該職の内容が条件に当てはまるかどうかを確認して下さい。科研費等で雇用される研究補助員などは、該当しません。

<海外渡航期間>

Q：海外渡航期間は採用期間の半分までとされているが、DCからPDに資格変更した場合、それぞれの期間の半分までということか

A：資格変更に関わらず、累積して採用期間全体の半分まで海外渡航することができます

<資格変更に伴う採用期間の延長>

Q：特別研究員・DC2だが、学位を取って資格変更した場合、採用期間が一年延びるのか

A：通常DC2として採用された方は、採用期間が延長されることはありません。例外的に、PDとして申請し採用が内定したものの、採用までに学位が取得できずにDC2として採用された方が、採用期間中に学位を取得してPDに資格変更した場合には、1年延長されます。

<授業料に関する助成>

Q：他からの助成を受けることができないということだが、授業料に関する助成はどうか

A：DCについては、所属大学による授業料を援助するための奨学金など、大学の授業料に対する援助が目的の助成金の受給は、例外的に認めています

<受入研究者の異動>

Q：受入研究者が機関内で異動したり肩書きが変更になった場合、どのような手続きをすれば良いか

A：受入研究者変更届の様式を用いて、手続きして下さい

日本学術振興会海外特別研究員

平成22年度採用分募集要項

申請資格が改定されているので、注意すること。詳細は、「3. 申請資格」及び本要項6ページの別添「海外特別研究員申請資格の改定について」を参照のこと。

1. 趣 旨

独立行政法人日本学術振興会（Japan Society for the Promotion of Science:JSPS）は、我が国における学術の将来を担う国際的視野に富む有能な研究者を養成・確保するため、優れた若手研究者を海外に派遣し、特定の大学等研究機関において長期間研究に専念できるよう支援する。

本募集は、我が国の大学、大学共同利用機関、高等専門学校等（以下「大学等学術研究機関」という）、国公立試験研究機関、学術研究・研究開発活動を行う独立行政法人、特殊法人、政府出資法人、一般財団法人、一般社団法人又は民間研究機関（対象となる民間研究機関については「3. 申請資格」参照）等（以下「国公立試験研究機関等」という）に所属する常勤研究者、又は常勤研究者を志望する者を対象とする。

2. 対象分野

人文・社会科学及び自然科学の全分野

3. 申請資格

次に掲げる資格（Ⅰ）（Ⅱ）のいずれかに該当する者であること。

資 格	（Ⅰ）	（Ⅱ）
身 分	我が国の大学等学術研究機関、国公立試験研究機関等※に所属する常勤研究者。	我が国の大学等学術研究機関、国公立試験研究機関等※での常勤研究者を志望する者。
年 齢	平成22年4月1日現在 ① 34歳未満の者 ② 医学、歯学又は獣医学を履修する4年制の大学院博士課程修了者（次の③、④を除く）については、35歳未満の者 ③ 法律（医師法（平成12年の法改正前）、歯科医師法又は獣医師法）に定める臨床研修を修了した者で、医学（次の④を除く）、歯学又は獣医学を履修する4年制の博士課程修了者については、36歳未満の者 ④ 医師法（平成12年の改正法）により義務付けられた2年以上の臨床研修を修了した者で、医学を履修する4年制の博士課程修了者については37歳未満の者	
学 位	申請時において博士の学位を有する者、平成22年3月31日までに博士の学位を取得する見込みである者、又は博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると認められる者。	申請時において博士の学位を有する者又は平成22年3月31日までに博士の学位を取得する見込みである者。（ただし、我が国の人文科学又は社会科学の分野の大学院博士課程に標準修業年限以上在学し、平成22年3月31日までに所定の単位を修得の上退学した者で、博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると認められる者も含む。）
その他	<ul style="list-style-type: none"> 日本学術振興会海外特別研究員に採用されたことのある者は申請できない。 外国人が申請する場合は、我が国に永住を許可されている者に限る。 	

※大学等学術研究機関、国公立試験研究機関等（文部科学省科学研究費補助金の応募ができない機関を除く）

a) 大学、大学共同利用機関、高等専門学校等

b) 国公立試験研究機関

c) 学術研究・研究開発活動を行う独立行政法人、特殊法人、政府出資法人、一般財団法人、一般社団法人

d) 民間研究機関（大学の連携大学院の相手方として教育研究実績を上げている機関の他、若手研究者養成に適切であると本会が認めた機関）

4. 採用予定数

約110名

5. 派遣期間

2年間（平成22年4月1日～平成23年2月28日の間に出発できる者に限る）

6. 本会支給経費

(1) 往復航空賃

(2) 滞在費・研究活動費（派遣国によって異なる。年額約380万円～520万円）

7. 派遣先機関

海外の優れた大学等研究機関とする。

なお、次に挙げる機関等は派遣先機関として認められない。

- ・我が国の大学等学術研究機関、国公立試験研究機関等が海外に設置する研究所等
- ・営利を目的とした民間研究所等

8. 申請手続

(1) 提出書類

①申請書……………正本1部、写し6部（A4版両面コピー）

②海外における受入研究者との連絡状況を示す主要な往復文書（英語以外の言語によるものには、日本語訳も添付すること）……………写し7部（A4版）

③語学能力検定試験結果の証明書（申請書10ページ「語学能力（2）主な使用言語の語学能力検定試験結果」欄に記入した場合のみ）……………写し7部（A4版）

④臨床研修の期間を証明する書類（平成22年4月1日現在、35歳以上37歳未満の者のみ）……………正本1部

⑤外国人登録済証明書（外国人のみ）……………正本1部

⑥評価書（推薦書）……………正本1部、写し6部（A4版両面コピー）

- ・日本語又は英語。本会所定の書式を用いること。
- ・評価者（推薦者）は申請者の研究を良く理解している研究者1名に限る。
- ・評価者は正本1部及び写し6部を作成の上、これらを併せて封筒に入れ、厳封すること。
- ・申請者は封筒の表に申請者氏名と評価者氏名を記入すること。

⑦海外特別研究員申請カード（①申請書の1、2ページ目の写しを正本とする。A4版両面コピー）……………正本1部

(2) 申請書類の提出方法

(ア) 申請者が提出する書類

申請者は下記の書類をまとめて提出すること。なお、申請時に日本国内の研究機関に所属する申請者は、必ず所属機関を通じて提出すること（申請者個人から本会へ直接提出したものは受け付けない）。日本国内の研究機関に所属していない申請者（海外の研究機関に所属する者等）は、本会へ直接提出すること。

提出書類⑦（1部）

正本: 提出書類①～⑤（③④⑤は該当者のみ）を番号順に重ねて左上をホチキスどめしたもの（1部）

写し: 提出書類①～③（③は該当者のみ）を番号順に重ねて左上をホチキスどめしたもの（6部）

提出書類⑥（正本1部、写し6部を併せて厳封した封筒1通）

(イ) 申請者の所属機関の事務局が本会に提出する書類

所属機関の事務局は、下記の書類をまとめて本会に提出すること。なお、日本国内の研究機関に所属していない申請者は提出しなくてよい。

海外特別研究員〔平成22年度採用分〕申請件数一覧（様式A）……………正本1部（A4版）

海外特別研究員〔平成22年度採用分〕申請者リスト（様式B）……………正本1部（A4版）

申請者から提出された書類（上記（ア）参照）

[注] 本会の特別研究員PDに採用されている者が海外特別研究員申請時に海外の大学等研究機関において研究活動を行っている場合であっても、必ず日本国内の所属機関を通じて提出すること。

(3) 本会の受付期間

平成21年5月11日（月）～15日（金）（必着）

[注] ① 上記の受付期間は所属機関長から本会に申請書類が提出される期限であり、申請者が所属機関長に申請書類を提出する期限については、それより前であることが予想されるので、注意すること。

② 海外から個人申請する場合、受付期間内に書類が到着するよう余裕をもって送付すること。

また、郵便事情等による申請書類の紛失、遅配等については、本会では責任を負わない。

9. 審査方針

主要な審査方針は、以下のとおりである。

- (1) 海外での研究経験を通じて、学術の将来を担う優れた研究者となることが十分期待できること。
- (2) 研究計画が具体的であり、申請者と海外における受入研究者との事前交渉等が十分になされていること。海外で研究活動を行うにあたり、相応の語学能力（英語であれば、TOEFL(Computer-based)213点、TOEIC730点、英検準1級のいずれか程度）を有することが望ましい。

なお、詳細については、本会「海外特別研究員」ホームページ(<http://www.jsps.go.jp/j-ab/index.html>)「選考方法」を参照すること。

10. 選考及び結果の通知

選考は、本会の特別研究員等審査会において第1次選考（書類選考）及び第2次選考（面接選考）により行う。ただし、第1次選考（書類選考）合格者のうち、書類選考の結果によっては、第2次選考（面接選考）を免除し、第1次選考（書類選考）をもって採用を内定することがある。

- (1) 第1次選考（書類選考）の結果は平成21年8月中旬ごろ本人に通知する。第1次選考（書類選考）の不合格者には、特別研究員等審査会における審査項目毎の評価及び当該領域におけるおおよその順位を通知する。
- (2) 第2次選考（面接選考）は、第1次選考（書類選考）合格者に対して、平成21年9月下旬ごろ行う（面接日程は決定次第、本会ホームページに掲載予定）。第2次選考（面接選考）の結果は、10月末ごろ本人に通知する。
- (3) 国内に所属機関がある申請者については、10月末ごろ、所属機関の長にも合否の結果を通知する。
- (4) 選考結果に関する個別の問い合わせには応じない。

11. 受入承諾書の提出

採用内定を通知された者は、派遣期間開始日の40日前までに受入研究者の受入承諾書、及び必要書類を提出すること。

12. 海外特別研究員の遵守事項等

海外特別研究員は、次に掲げる事項を遵守しなくてはならない。

- (1) 海外特別研究員は、出産・育児に係る採用中断の扱いを受ける場合を除き、研究計画に基づいて研究に専念しなければならない。なお、研究計画、派遣先機関、受入研究者、派遣期間について、研究遂行上の理由により変更する必要がある場合、その理由を示して本会の承認を求めなければならない。
- (2) 派遣開始1年後（出産・育児に係る採用中断期間中を除く）に中間研究報告書を、派遣期間終了後1か月以内に最終研究報告書を提出しなければならない。
- (3) 派遣期間中、他のフェローシップ、給与等同種の資金援助を海外特別研究員と重複して受けてはならない（ただし、「3. 申請資格」で（I）に該当する者が我が国の所属研究機関から給与を受ける場合は例外的に認められる）。派遣期間中に他の資金援助を受けることとなった場合には、速やかに本会まで届け出なくてはならない。
- (4) 研究活動における不正行為を行ってはならない。
- (5) 不正受給を行ってはならない。
- (6) 研究費の不正使用を行ってはならない。
- (7) 派遣期間中、大学・大学院等に学生として入学してはならない。
- (8) その他、公序良俗に反する行為を行ってはならない。

上記の遵守事項の他、次に掲げる事項のいずれかに該当すると本会が判断した場合にも、海外特別研究員の採用の取り消し、経費の支給停止、又は支給済の経費の返還要求を行う。なお、採用時に誓約書の提出を求める。詳細は、採用手続き時に配布する「諸手続の手引」に定める。

- (1) 病気等のために研究を継続できないことが明らかな場合
- (2) 研究の進捗状況に著しい問題があり、所期の目標を達成することが不可能又は著しく困難と判断される場合
- (3) 申請書類の記載事項に重大な虚偽が発見された場合
- (4) 海外特別研究員の資格を有していないことが明らかになった場合
- (5) 過去に、研究活動における不正行為、不正受給、研究費の不正使用、又は公序良俗に反する行為を行ったことが明らかになった場合
- (6) 「諸手続の手引」に記載されている条件に違反し、本会の指示に従わなかった場合

13. その他

(1) 申請書類及び選考について

- ①申請は1人1件とする。申請書類は、本会所定の様式を使用すること。
- ②申請書類の提出後、その記載事項を変更し、又は補充することは認められない。
- ③提出された申請書類は、返却しない。
- ④本会は、第2次選考（面接選考）のための旅費を負担しない。

(2) 採用の条件について

学位取得証明書（我が国の人文学又は社会科学の分野の大学院博士課程に標準修業年限以上在学し、平成22年3月31日までに所定の単位を修得の上退学したことを証明する書類でも可）を採用内定後、指定の期日までに提出できない場合は、採用されない。（ただし、「3. 申請資格」で（I）に該当する者のうち、博士の学位を有しないが、学位取得者に相当する能力を有すると認められる者を除く）

(3) 資格の変更について

申請時において、「3. 申請資格」で（I）に該当する者が、採用内定後、又は派遣期間中に（II）に変更する場合には、（II）の資格要件を全て満たさなくてはならない。また、申請時に（II）に該当する者が、採用内定後、又は派遣期間中に我が国の大学等学術研究機関、国公立試験研究機関等の常勤研究者の職に就いた場合、就職先の研究機関の承認を得られれば、引き続き海外特別研究員としての派遣が認められる。なお、常勤研究者以外の職、又は海外の研究機関の職に就いた場合は、海外特別研究員としての身分を喪失する。これらの変更が生じた場合には、本会に遅滞なく届けなくてはならない。

(4) ビザ等について

- ①派遣国に滞在するためのビザ等の申請について、本会は一切関わらないので留意すること。すでに海外に滞在している者は、ビザの延長や切り替えに十分注意すること。
- ②本会は、派遣期間中に生じた傷害、疾病等の事故について責任を負わない。

(5) 個人情報の取り扱い

申請書類に含まれる個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び本会の「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会海外特別研究員事業の業務遂行のために利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む）する。

海外特別研究員に採用された場合、氏名、申請時における所属・職、申請領域・分科・細目、研究課題名、派遣国名、受入研究機関名及び研究報告書が公表される。また、我が国の学術の振興、海外特別研究員制度の充実等のため、海外特別研究員経験者の現況調査等を行うので、採用期間終了時および派遣期間終了後（10年間程度）においても協力（住所等連絡先の変更連絡・調査の回答等）すること。

(6) 募集要項・申請書および関連情報について

本会「海外特別研究員」のホームページ(<http://www.jsps.go.jp/j-ab/index.html>)「募集要項」からも閲覧、ダウンロードできる。

14. 申請書類提出先・連絡先

独立行政法人日本学術振興会 研究者養成課「海外特別研究員」担当
〒102-8472 東京都千代田区一番町8番地（住友一番町F Sビル7階）
電話 (03) 3263-3576(ダイヤルイン) F A X (03) 3222-1986
<http://www.jsps.go.jp/j-ab/index.html>

海外特別研究員申請資格の改定について

日本学術振興会では、海外特別研究員の申請資格について、21年度採用分から以下のとおり改定を行いましたので、内容をあらかじめ充分確認のうえ、申請願います。

記

「医学、歯学又は獣医学」における年齢要件の改定について(21年度採用分から実施)

海外特別研究員の年齢要件は、採用年度の4月1日現在、原則34歳未満とし、「医学、歯学又は獣医学」の分野については36歳未満としていました。これを、平成12年の医師法の改正により、平成16年4月より2年以上の臨床研修が義務づけられたことを機に、「医学、歯学又は獣医学」の分野についての年齢要件を変更しています。臨床研修期間の年数により、以下のとおりとしました。

区 分	従 来	21年度採用分	22年度採用分 以降
医 学 ①臨床研修を修了していない者 ②1年以上の臨床研修を修了した者 ③2年以上の臨床研修を修了した者	36歳未満	36歳未満	<u>35歳未満</u>
②1年以上の臨床研修を修了した者		36歳未満	36歳未満
③2年以上の臨床研修を修了した者		<u>37歳未満</u>	37歳未満
歯 学 ①臨床研修を修了していない者 ②1年以上の臨床研修を修了した者		36歳未満	<u>35歳未満</u>
②1年以上の臨床研修を修了した者		36歳未満	36歳未満
獣医学 ①臨床研修を修了していない者 ②6月以上の臨床研修を修了した者		36歳未満	<u>35歳未満</u>
②6月以上の臨床研修を修了した者		36歳未満	36歳未満

第5回（平成20年度）日本学術振興会賞の受賞者決定について

独立行政法人日本学術振興会（理事長 小野元之）は、平成20年10月18日開催の日本学術振興会賞審査会（委員長 江崎玲於奈（財）茨城県科学技術振興財団理事長／横浜薬科大学学長。委員12名で構成）における選考結果にもとづき、第5回（平成20年度）日本学術振興会賞の受賞者24名を決定しました。

日本学術振興会賞について

日本学術振興会賞は、優れた研究を進めている若手研究者を見い出し、早い段階から顕彰してその研究意欲を高め、独創的、先駆的な研究を支援することにより、我が国の学術研究の水準を世界のトップレベルにおいて発展させることを目的に16年度に創設したものです。

授賞対象者は、人文・社会科学及び自然科学の全分野において、45歳未満で博士又は博士と同等以上の学術研究能力を有する者のうち、論文等の研究業績により学術上特に優れた成果をあげている研究者としています。また、日本国籍を有する者に加え、我が国で5年以上研究者として研究機関に所属し今後も継続して我が国で研究活動を予定している外国人も受賞対象としています。

受賞者には、賞状、賞牌及び副賞として研究奨励金110万円を授与します。

また、日本学士院の協力を得て、日本学術振興会賞受賞者のうち6名以内に日本学士院学術奨励賞が併せて授与されます。

第5回（平成20年度）推薦状況

第5回(平成20年度)			前回からの候補者※1	合計※2
機関推薦	個人推薦	計		
196人(230人)	21人(27人)	214人(255人)	160人(160人)	374人(415人)

※1 本賞の推薦書は2年間有効であり、前回の被推薦者から受賞者及び当該年度の4月1日時点で45歳を超える者を除いた者を審査対象者とする。

※2 合計は重複推薦を除く。

※3 ()内は、前回の人数

第5回（平成20年度）日本学術振興会賞日程

推 薦 依 頼	平成20年4月10日
推 薦 書 受 付	平成20年5月28日～29日
予 備 審 査 (学術システム研究センター)	平成20年6月上旬～10月下旬
審 査 会	平成20年11月18日
受賞者決定報道発表	平成21年1月30日
授 賞 式	平成21年3月9日

日本学術振興会賞審査会委員名簿(敬称略)

氏 名 (所属機関・職)

委員長 江崎 玲於奈(茨城県科学技術振興財団理事長/横浜薬科大学学長)

石井 米雄(アジア歴史資料センター長)

伊東 光晴(京都大学名誉教授)

金澤 一郎(宮内庁皇室医務主管/日本学術会議会長)

郷 通子(お茶の水女子大学長)

小柴 昌俊(東京大学特別栄誉教授、平成基礎科学財団理事長)

鈴木 昭憲(東京大学名誉教授)

外村 彰(日立製作所フェロー)

中西 重忠(大阪バイオサイエンス研究所所長)

野依 良治(理化学研究所理事長)

本田 和子(お茶の水女子大学名誉教授)

増本 健(東北大学名誉教授)

森 重文(京都大学数理解析研究所教授)

第5回（平成20年度）日本学術振興会賞受賞者一覧

系別	受賞者氏名（性別）(年齢)	現職機関 職名	授賞の対象となった研究業績
人社会系	アリタ シン 有田 伸 (男) (38)	東京大学 大学院総合文化研究科 准教授	教育と社会階層の日韓比較社会研究
	ナカイ アサコ 中井 亜佐子 (女) (41)	一橋大学 大学院言語社会研究科 准教授	英語圏文学とポストコロナル批評
	フルサワ タイジ 古澤 泰治 (男) (44)	一橋大学 大学院経済学研究科 教授	国際政治経済学へのゲーム理論的アプローチ
	ミヤ ノリコ 宮 紀子 (女) (36)	京都大学 人文科学研究所 助教	モンゴル時代の文化政策と出版活動
理工系	イトウ コウヘイ 伊藤 公平 (男) (42)	慶應義塾大学 理工学部 教授	半導体同位体工学の創出
	イノウエ クニオ 井上 邦雄 (男) (42)	東北大学 大学院理学研究科 教授	原子炉を用いたニュートリノ振動の精密測定
	イノウエ マサユキ 井上 将行 (男) (37)	東京大学 大学院薬学系研究科 教授	海洋環状ポリエーテル類の全合成研究
	ウエダ マサヒト 上田 正仁 (男) (44)	東京大学 大学院理学系研究科 教授	冷却原子気体の理論
	オゴウ セイジ 小江 誠司 (男) (44)	九州大学 未来化学創造センター 教授	水溶性金属アクア錯体を用いた水中・常温・常圧での水素分子の活性化
	コバヤシ ナオキ 小林 直樹 (男) (39)	東北大学 大学院情報科学研究科 教授	ソフトウェア検証のための型理論
	ソメヤ タカオ 染谷 隆夫 (男) (39)	東京大学 大学院工学系研究科 准教授	有機トランジスタの基礎と大面積工レクトロニクスへの応用に関する研究
	ツジ タケン 辻 雄 (男) (40)	東京大学 大学院数理学系研究科 准教授	p進ホッジ理論とその応用
	ツジ ノブヒロ 辻 伸泰 (男) (42)	京都大学 大学院工学研究科 教授	超微細粒金属材料に関する研究
ノウトミ マサヤ 納富 雅也 (男) (44)	日本電信電話株式会社 NTT物性科学基礎研究所 主幹研究員	フォトリック結晶中の新奇な物理現象の探索とその応用	
ヒロセ ケイ 廣瀬 敬 (男) (40)	東京工業大学 大学院理工学研究科 教授	超高压高温下における地球惑星内部物質の実験的研究	
生物系	カツノ マサヒサ 勝野 雅央 (男) (37)	名古屋大学 高等研究院 特任講師	神経変性疾患の病態解明および治療法開発
	コイズミ シュウイチ 小泉 修一 (男) (44)	山梨大学 大学院医学工学総合研究部 教授	グリア細胞による脳機能の制御
	サワムラ タツヤ 沢村 達也 (男) (44)	国立循環器病センター 脈管生理部 部長	循環器疾患克服に向けた血管機能異常の分子機構解明
	シラヒゲ カツヒコ 白髭 克彦 (男) (43)	東京工業大学 大学院生命理工学研究科 教授	ゲノム情報を基盤とした染色体解析技術の確立とその応用
	トリイ ケイコ 鳥居 啓子 (女) (42)	ワシントン大学 生物学部 アソシエイトプロフェッサー	植物の気孔のパターン形成と分化のメカニズムの解明
	ヌレキ オサム 濡木 理 (男) (42)	東京大学 医科学研究所 教授	遺伝暗号翻訳の動的機構の構造基盤
	ヤナギサワ ジュン 柳澤 純 (男) (44)	筑波大学 先端学際領域研究センター 教授	細胞のエネルギー恒常性を調節する分子機構の研究
	ヨシムラ タカシ 吉村 崇 (男) (38)	名古屋大学 大学院生命農学研究科 教授	春を感知するウズラの生物時計の仕組み
ワカヤマ テルヒコ 若山 照彦 (男) (41)	理化学研究所 発生・再生科学総合研究センター チームリーダー	バイオテクノロジーによる新たな動物繁殖技術の開発	

※所属機関・職名は平成21年3月1日現在、年齢は平成20年4月1日現在

平成22年度採用分特別研究員
電子申請システムによる申請手続の概要
(申請機関担当者用)

平成22年度採用分特別研究員の申請は、申請者が、申請書情報を日本学術振興会電子申請システム（以下、電子申請システムといいます）により日本学術振興会（以下、本会といいます）に提出していただくこととなります。

申請者は、電子申請システムに入力した申請書情報を出力し、申請書の一部として、別途作成する申請内容ファイルと併せることにより、申請書を作成していただくこととなります。申請者が作成した申請書は、従来どおり申請機関においてとりまとめて提出していただきます。

なお、電子申請システムにより申請書情報が本会に提出されていない場合、申請書の提出があっても申請書類を受け付けたことにはなりませんので、留意してください。

以降では、電子申請システムを利用するに際して申請機関において必要となる手続について、その概要を記しますので、募集要項、申請書作成要領、事務担当者用チェック要領と併せて参照してください。

具体的な手続の詳細は、「電子申請のご案内」ページ (<http://www.shinsei.jstps.go.jp/>) 及び「申請機関担当者向け操作手引（詳細版）」（4月以降に更新版を公開予定）を参照してください。

本件問い合わせ先

総務部研究者養成課 特別研究員募集担当

電話 03-3263-5070

FAX 03-3222-1986

〒102-8472 東京都千代田区一番町8番地

1. 概要

〔1〕 電子申請について

電子申請は、申請手続をインターネットを利用して行うシステムです。本会では、研究者養成事業のうち、特別研究員について電子申請システムによる申請受付を行います。

はじめて電子申請システムを利用する場合には、最初に申請機関による事前準備と申請者のID・パスワード発行が必要となります。

※ 申請書情報を電子申請システムを通じて提出し、申請書は従来通り、必要部数を本会に提出する必要があります。

※ 電子申請システムを通じて本会に提出された申請書情報の最終的な電子情報と申請機関を通じて提出された申請書の内容が異なる場合、当該申請が無効となります。

〔2〕 申請書について

申請書は、「申請書情報」及び「申請内容ファイル」で構成されます。

(申請書情報)

従来の申請カードに相当するものであり、申請者がWeb上で必要な情報を入力することにより電子申請システムに作成されます。(その内容は、電子申請システムより自動的に申請書の一部として出力されます)

(申請内容ファイル)

従来の申請書のうち、申請書情報に関連する部分を除いた「現在までの研究状況」「これからの研究計画」「研究業績」欄など、申請者の具体的な研究内容等を記載していた部分に相当します。本会ホームページから取得したWord等の申請内容ファイル様式に記入し作成します。

〔3〕 申請機関について

特別研究員の申請は、「研究に従事する機関」として予定している機関（以下、申請機関といいます）を通じて行うこととなっています。

ただし、DC1に申請予定で、来年度博士に入学する予定の場合は、現在修士として在学している大学院を通じて申請手続を行うこととなっていますので、申請機関は、在学又は出身大学院となります。

なお、以下において「申請機関担当者」の業務となっているもののうち一部は、各機関の事情に応じて、「申請機関の部局担当者」が行う場合があります。

2. 申請スケジュール

3月2日 …… 平成22年度採用分特別研究員募集要項送付

※ 募集要項は、本会ホームページでも公開します。また、申請者は申請内容ファイルをダウンロードすることができます。

3月中旬～ …… 申請機関において、申請者からのID・パスワード発行依頼とりまとめ

- ※ 申請機関内の受付時期は、各申請機関において決めてください。
- ※ 既に e-Rad 電子証明書及び申請機関担当者用 ID・パスワードを取得している機関では、申請者へ ID・パスワードを発行することができます。
なお、昨年度 ID・パスワードを発行された者が、今回も同一機関から申請する場合は、発行済の ID・パスワードを利用することが可能です。
- ※ 申請者は、4月以降に、電子申請システムへログインし、申請書情報を入力する作業が可能となります。

4月上旬～ …… 平成22年度採用分特別研究員の電子申請システム受付開始

申請者において申請書情報の入力・確認
申請者から申請機関へ申請書等の提出
申請機関において申請書等のとりまとめ

- ※ 申請機関内の受付締切は、各申請機関において設定してください。

5月13日 …… 申請書(RPD)受付 ～5月15日

申請リスト確定の実行 → 申請書情報を本会へ提出（送信）
申請機関担当者において申請書を本会へ提出（郵送等）

6月3日 …… 申請書(DC1, DC2, PD)受付 ～6月5日

申請リスト確定の実行 → 申請書情報を本会へ提出（送信）
申請機関担当者において申請書を本会へ提出（郵送等）

3. 申請機関における事前準備

〔1〕 利用環境の確認について

(1) オペレーティングシステム(OS)

Microsoft Windows 2000

Microsoft Windows XP

Microsoft Windows Vista

Mac OS9

Mac OSX

(2) 動作確認済みの WWW ブラウザ

	IE6.0	IE7.0	Firefox2.0	Netscape7.1	Safari2.0
Windows 2000	○	—	○	—	—
Windows XP	○	○	○	—	—
Windows Vista	—	○	○	—	—
Mac OS9	—	—	—	○	—
Mac OSX	—	—	○	○	○

※ 詳細は、本会ホームページ「電子申請のご案内」ページから、「ご利用環境について」をご覧ください。(http://www-shinsei.jsps.go.jp/usage/usage1.html)

〔2〕 事前準備(電子証明書・申請機関のID・パスワードの発行依頼、インストール)について

(1) 研究機関登録申請書(様式)取得

本会電子申請システムでは e-Rad 電子証明書を使用しているため、e-Rad ホームページより、「所属研究機関登録申請書」をダウンロードします。

すでに同一機関内で所属研究機関登録がお済みであり、担当者の電子証明書が不足する場合は、事務分担者登録/削除申請書をダウンロードしてください。

(※詳細については、e-Rad ホームページ「システム利用に当たっての事前準備」(http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html) をご確認ください。)

(2) 研究機関登録申請書記入

申請書に必要な事項を記入のうえ、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)運用担当まで郵送します。

(3) e-Rad 研究機関登録完了

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)運用担当から所属研究機関通知書及び電子証明書(事務代表者及び申請された事務分担者用)が送付されます。

(4) e-Rad 電子証明書インストール

e-Rad より発行された電子証明書を、電子申請システムを利用するパソコンにインストールします。インストール方法については、e-Rad 操作マニュアルを参考に行ってください。

※e-Rad 所属研究機関向け操作マニュアル

(<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/manual/index.html>)

(5) 電子申請システム利用申請書（研究者養成事業用）取得

特別研究員の申請を行う予定の申請機関においては、本会に電子申請システム利用申請書を提出し、申請機関担当者用 ID・パスワードを取得する必要がありますので、「電子申請のご案内」ページ (<http://www.shinsei.jsps.go.jp/>) より、研究者養成事業用の電子申請システム利用申請書をダウンロードしてください。

(6) 電子申請システム利用申請書（研究者養成事業用）記入

申請書に必要事項を記入のうえ、本会の受付窓口まで郵送します。

●電子申請システム利用申請書提出先

〒102-8471 東京都千代田区一番町6番地

独立行政法人日本学術振興会 総務部企画情報課システム管理係

電話 (03) 3263-1902, 1913

※ 利用者用 ID・パスワードの取得には、1週間程度かかります。

※ 提出にあたっては、返信用角型2号封筒（A4用紙が折らずに入るサイズ。返信用切手（120円）を貼付し、返送先を必ず記載すること。）を同封してください。

※ 「部局担当者追加」の申請の場合には電子メールのみでご連絡いたしますので、返信用封筒は不要です。

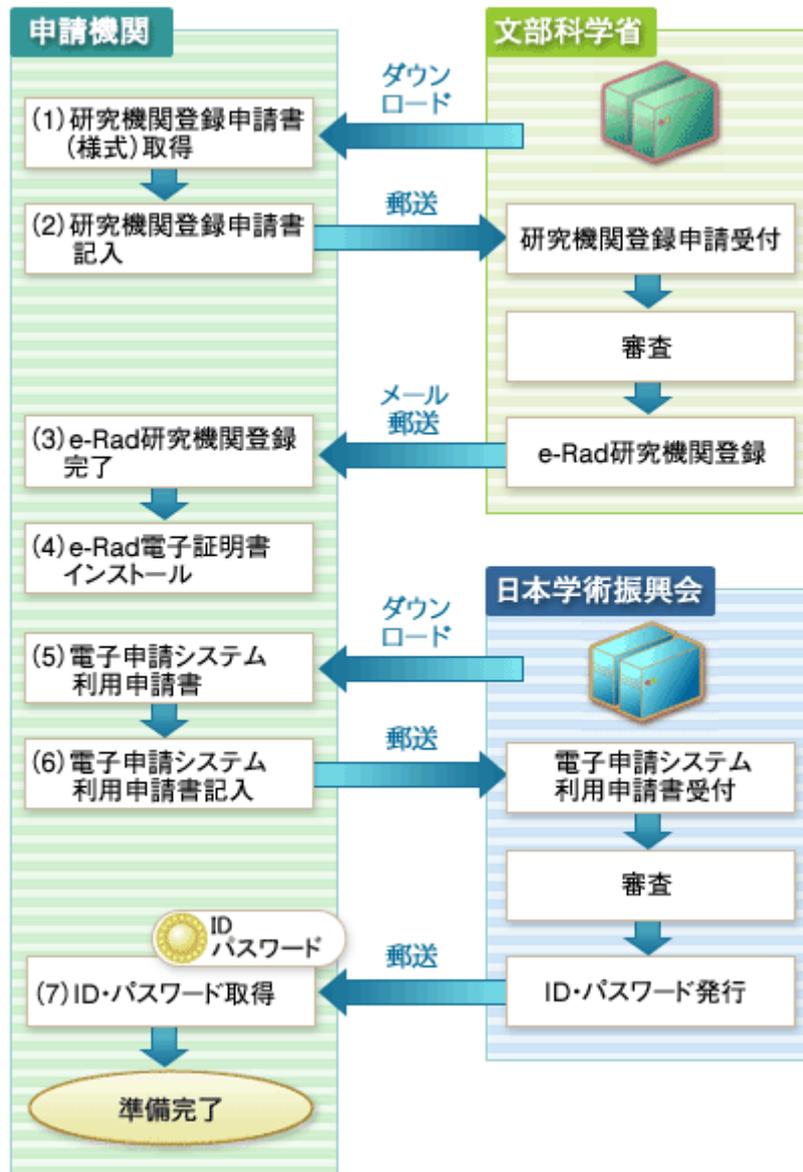
※ 部局担当者が直接本会へ電子申請システム利用申請書を提出することはできません。

(7) ID・パスワード取得

本会から申請機関担当者用の ID・パスワードが郵送されます。

以上で、電子申請システムを利用するための手続きはすべて完了となります。

※申請機関における事前準備の流れ

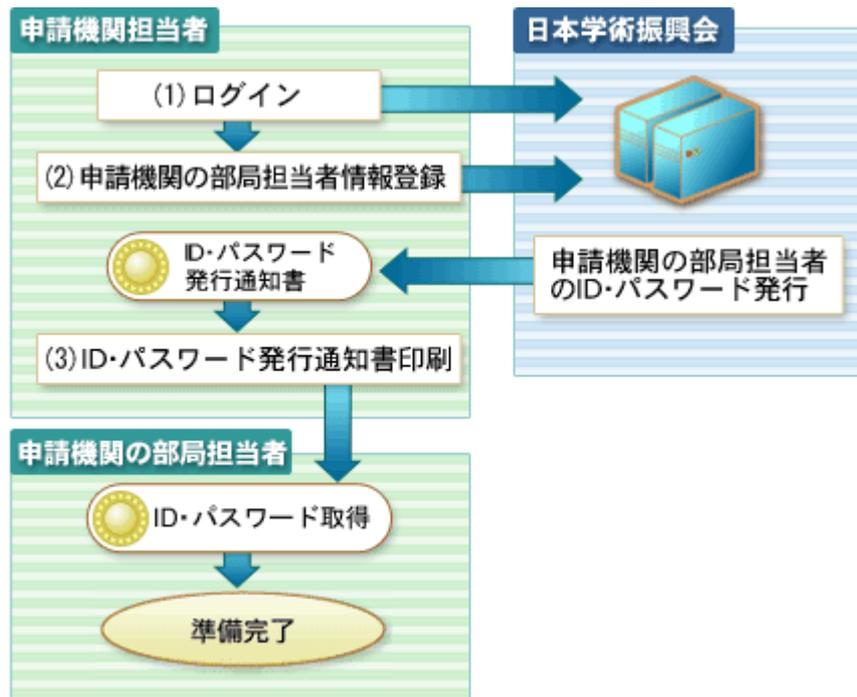


〔3〕 部局担当者に対するID・パスワードの発行について

申請機関の部局担当者は、申請機関担当者の処理の一部（下表参照）を分担することができます。申請機関担当者と部局担当者の作業分担の振分は、各機関内で取り決めてください。

	申請機関担当者	部局担当者
登録されている申請機関情報の確認・修正	○	×
部局担当者管理（登録・修正・削除）	○	×
申請者管理		
申請者情報の登録（ID・パスワード発行）	○	○
申請者情報の一括登録	○	×
申請者情報の検索	○	○
申請者情報の修正・削除	○	○
申請者情報の一括削除	○	×
パスワードの再設定	○	○
パスワードの一括再設定	○	○
書類取得	○	○
申請書情報の確定・却下		
申請者から提出された申請書情報の確認	○	○
申請書情報の却下	○	○
申請リスト閲覧	○	○
申請リスト確定	○	×
提出用申請リスト出力	○	×
申請件数一覧（兼受入承諾書）の出力	○	×
処理状況の確認	○	○
申請機関受付期限の設定	○	×
パスワード変更	○	○

部局担当者に対する I D ・ パスワード発行の流れは以下のとおりです。



(1) ログイン

申請機関担当者は、本会から郵送された申請機関担当者用 I D ・ パスワードで研究者養成事業の電子申請システムにログインします。

(2) 申請機関の部局担当者情報登録

「申請機関担当者向け操作手引（詳細版）」（4月以降に更新版を公開予定）を参照の上、部局担当者情報を登録し、部局担当者の I D ・ パスワードを発行してください。登録に必要な部局担当者情報の項目は、「[4] 申請機関の部局担当者の登録について」を参照してください。

※ 申請機関において「999」（その他）に該当する部局が多数あり、それらを複数の部局担当者に分割する必要がある場合は、a01～a99 に分割することができます。申請者の部局コードと対応させることにより、「999」（その他）の部局担当者を振り分けてください。ただし、この a01～a99 のコードは、申請者が申請書情報の入力に使うことはできません。

(3) I D ・ パスワード発行通知書印刷

(2) で発行した部局担当者の I D ・ パスワードを、部局担当者へ渡します。

〔4〕申請機関の部局担当者の登録について

部局担当者の登録は、申請機関担当者が電子申請システムの申請機関担当者向けメニューから、下記の項目を入力することにより行います。登録できるのは、「電子申請システム利用申請書（研究者養成事業）」の「研究者養成事業の部局担当者登録数」欄に記載された人数分のみとなります。登録が完了すると、部局担当者用のID・パスワードを発行できるようになります。

【入力項目】

「担当者部課名」、「担当者係名」、「担当者名(姓,名)」、「担当者連絡先(電話番号他)」、「部局コード」

ここでの「部局コード」は、その担当者が分担する部局について登録します。複数指定することもできます。

その部局担当者が参照できる範囲は、ここで登録した部局の申請者及び申請書情報に限定されます。

詳細は、「申請機関担当者向け操作手引（詳細版）」（4月以降公開予定）の「部局担当者管理」の項を参照ください。

1. 部局コードについて

①各試験研究機関（大学及び大学共同利用機関以外）の場合

部局担当者の登録に当っては、部局コードは、大学及び大学共同利用機関の場合のみ登録します。大学及び大学共同利用機関以外の場合は、「999(その他)」としてください。

②大学及び大学共同利用機関の場合

ア「部局コード表」に該当するコードがある部局の場合
当該コードを使用してください。

イ「部局コード表」に該当するコードがない部局の場合
原則として「999(その他)」としてください。

ただし、必要に応じて下記2. のように取扱うこともできます。

2. 「その他」の部局コードの分割について

(1) 「a01～a99」のコードについて

部局担当者の登録に際して、部局コード表に当該部局に対応するものがない場合は、原則として「999(その他)」を使用します。

ただし、「999(その他)」となる部局の申請予定者数が多く、それらの申請書が混在しては機関内の整理に支障を来たす場合は、「999」に代えて「a01」～「a99」に振り分けることができます。

(例) 複数ある「その他」部局を、Aセンターの事務担当者とCセンターの事務担当者として分担する場合

(部局担当者)	(担当部局)
部局担当者 1	文学研究科 001
部局担当者 2	理学研究科 044
部局担当者 3	アイソトープセンター 396
部局担当者 4	その他 a01 {Aセンター999、B研究施設 999}
部局担当者 5	その他 a02 {Cセンター999、D研究施設 999}

(2) 「a01～a99」のコードの登録方法

申請機関担当者向けメニューにおける部局担当者情報登録の画面で、下記の例のように部局コード欄に「a01～a99」のコードを入力することにより行います。

(例) ある部局担当者が、「理学研究科 044」と「〇〇センター」(コード無し)を分担する場合

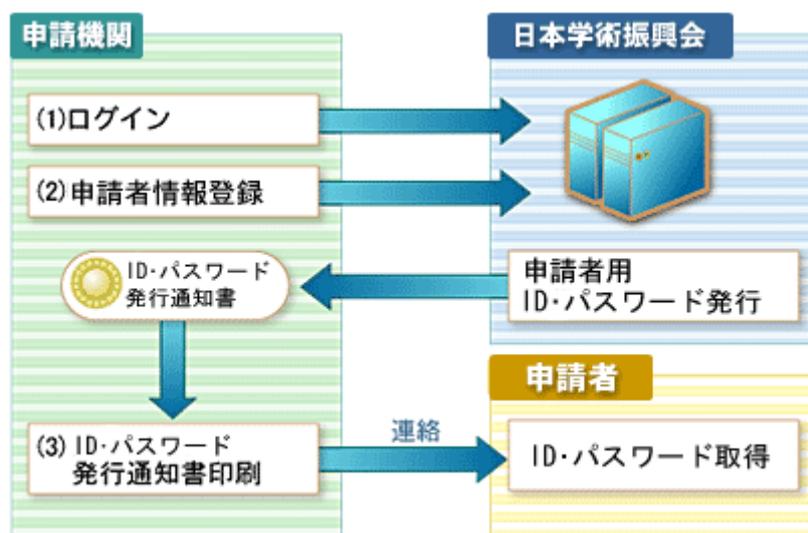
採用後の受入研究者の所属部局が〇〇センターである PD 申請者は、原則として、当該担当者を通じて、IDデータを登録・申請書の提出を行うこととなります。

(3) 「a01～a99」のコードに関する注意事項

- ① 分割は必要最小限としてください。
- ② この「a01～a99」のコードは、機関内において申請機関担当者及び部局担当者の整理のためのみに設定するものです。
- ③ 「a01～a99」のコードは、申請者による申請書情報の入力では、使用できません。
(例) 出身大学院の研究指導者・現在の研究指導者・採用後の受入研究者の所属部局 → 「a01～a99」ではなく「999」を使用します。
- ④ 「a01～a99」のコードは、以下の限定した用途でのみ使用することとなります。
 - ア 申請機関担当者が部局担当者を割当てるとき 上記のとおり。
 - イ 申請機関担当者(又は部局担当者)がID・パスワード発行のため申請者の登録を行うとき
当該申請者に係る申請手続を行う部局担当者に対応する「a01」～「a99」のコードを登録します。

[5]申請者に対するID・パスワードの発行について

申請希望者が研究者養成事業に申請するには、申請者用ID・パスワードが必要です。申請者用ID・パスワードを発行するのは申請機関担当者（又は申請機関の部局担当者）となります。申請者用ID・パスワードの発行の流れは、以下のとおりです。



(1) ログイン

申請機関担当者（又は申請機関の部局担当者）が研究者養成事業の電子申請システムにログインします。

(2) 申請者情報登録

申請者情報を登録し、申請者のID・パスワードを発行します。登録に必要な申請者情報の項目は、「[6]「申請予定者のデータの登録について」」を参照してください。

※ 申請者のID・パスワードは申請機関担当者（又は申請機関の部局担当者）のID・パスワードとは異なります。

※ 申請者のID・パスワードは国際交流事業・科学研究費補助金事業・研究者養成事業でそれぞれ発行が必要です。

※ 申請機関担当者は、事前に申請者の情報をCSVファイルで作成することによって一括登録が可能です。なお、申請機関の部局担当者には当該機能はありませんので、CSVファイルの収集等を行い、申請機関担当者が一括登録処理を行ってください。

(3) ID・パスワード発行通知書印刷

発行された申請者のID・パスワードを印刷して申請者に渡します。

※ 申請者は、この申請者のID・パスワードが発行されないと申請することができません。

※ 申請者のID・パスワードは本会からは教えることができません。

※ 申請者にID・パスワードを通知する際は、その取扱いに十分注意してください。

申請者用ID・パスワードは、申請機関を変更しない限り次年度以降も引き続き使用できますので、申請者本人のみならず申請機関においてもID・パスワードの管理を厳重に行ってください。

平成21年度以前の特別研究員電子申請に際し、既に発行した申請者用ID・パス

ワードを引き続き利用することとするか、一旦全て申請機関においてデータ削除した上で改めて申請者から発行申請することとするか、申請機関において方針を決めた上で、周知くださるようお願いします。

[6]申請予定者のデータの登録について

1. 登録に必要な項目

申請機関担当者（又は申請機関の部局担当者）による申請者情報の登録には、申請予定者に係る次の情報が必要となります。

「漢字姓」、「漢字名」、「フリガナ姓」、「フリガナ名」、「部局コード」、「部局名」、「生年月日」

2. 「漢字等姓」・「漢字等名」について

(1) 使用可能な文字

原則として、申請者の戸籍に記載されている氏名を漢字等により登録してください。ただし、JIS 第1水準・第2水準(JIS・X0208規格)にない文字の場合、第1水準・第2水準の文字で置き換えて登録してください。置き換える漢字がない場合、全角カタカナを使用してください。

(例) 「吉」→「吉」 「枡」→「松」 「高」→「高」 「崎」→「崎」
「柳」→「柳」 「栞」→「桑」など

(2) 旧姓等を使用している場合

研究上、通称名（旧姓等）を使用している場合は、戸籍上に登記されている姓の後に（ ）書きで通称名（旧姓等）を併記して登録することができます。

又は、本人の希望により、通称名（旧姓等）のみを登録することもできます。ただし、複数の氏名を使い分けることはできません。

(例) : (フリガナ姓) (フリガナ名)
(漢字等 姓) (漢字等 名)

なお、通称名（旧姓等）のみの登録を行ったことによる不利益・不都合等について本会は一切責任を負いませんので、十分ご注意ください。

(3) 外国人の場合

漢字を使用する場合、JIS 第1水準・第2水準の漢字で表記可能な場合は、それを用いてください。

ただし、JIS 第1水準・第2水準(JIS・X0208規格)にない文字の場合、第1水準・第2水準の文字で置き換えて登録してください。置き換える漢字がない場合、全角カタカナを使用してください。

(例) 本名が「李 振興」の場合：

(フリガナ姓) (フリガナ名)
(漢字等 姓) (漢字等 名)

本名が「仇 学振」の場合：

(フリガナ姓) (フリガナ名)
(漢字等 姓) (漢字等 名)

漢字等を使用しない場合、姓・名ともに全角カタカナで登録してください。姓・名のフリガナについても、略さず入力してください。

(例) 本名が「Isaac Newton」の場合：

(フリガナ姓) (フリガナ名)
(漢字等 姓) (漢字等 名)

3. 「フリガナ姓」・「フリガナ名」について

それぞれ、全角カタカナ16文字以内で登録してください。

- ・濁点、半濁点のついたカタカナも併せて1文字と数えます。
- ・小文字（拗音「ャ」「ュ」「ョ」 促音「ッ」等）は全角カタカナの小文字で入力してください。

4. 「部局コード」「部局名」について

(1) 「部局コード」

申請機関の部局について、その部局コードを登録します。（「申請機関」については「平成22年度採用分特別研究員募集要項」の「1.1. 申請手続」の「(1) 申請手続を行う機関」を参照ください。）

従って、DC2・PDの場合は受入研究者の所属部局コードとなります。特に博士最終年次在籍者がPDに申請する場合、現在在籍する大学院の研究科とは異なることがありますので、取り違えないようご注意ください。

なお、DC1・DC2については、現在の研究指導者／採用後の受入研究者は原則として大学院の指導教員であるため、通常は申請する大学院学生が在籍する研究科と同じ部局コードを登録します。ただし、大学によっては、研究所等の教員が大学院研究科担当の教員となっているものについては、当該研究所等の部局コードを登録する取扱いとされている場合もありますので、どちらのコードを用いるか申請機関担当者からの指示により確認の上、手続きを進めてください。

いずれにせよ、部局担当者を設けている機関の場合、その申請者を受け持つ部局担当者の担当部局として登録された部局コードと整合性のあるものとする必要があります。

※「a01」～「a99」のコードを用いた場合

当該部局に対応する部局コードが無く「その他」となる分を複数の部局担当者で分担するため「a01」～「a99」のコードを割り当てた場合は、当該申請者に係る申請手続を行う部局担当者に対応する「a01」～「a99」のコードを登録します。

(2) 「部局名」

「部局名」の項目は、通常は空欄となります。

当該部局に対応する部局コードがコード表にないため、「999」又は「a01」～「a99」（その他）を用いる場合のみ、具体的な当該部局の名称を漢字等で登録する必要があります。

5. 「生年月日」について

西暦で登録してください。

一括登録を行う場合は、半角数字8桁で登録してください。

(例：1980年1月2日の場合 → 「19800102」)

6. 一括登録を行う場合のCSVフォーマット

申請機関担当者において、一括登録する場合のフォーマットは以下のとおりです。

なお、部局担当者用メニューには一括登録の機能がありませんので、数が多い場合は申請機関担当者において、部局担当者からお取りまとめいただいた上登録してください。

項目名	必須 or 任意	内容
氏名 (漢字等-姓)	必須	申請者の氏名(姓)を漢字等で16文字以内で登録します。※1 ※2
氏名 (漢字等-名)	任意	申請者の氏名(名)を漢字等で16文字以内で登録します。※1 ※2
氏名 (フリガナ-姓)	必須	申請者の氏名(姓)のフリガナを全角カタカナ16文字以内で登録します。 ※3
氏名 (フリガナ-名)	任意	申請者の氏名(名)のフリガナを全角カタカナ16文字以内で登録します。 ※3
部局名 (コード)	必須	部局コードを半角数字3桁で登録します。部局コード表に該当がなく「その他」となる分を複数の部局担当者が分担するため「a01」～「a99」に分割した場合は、そのコードを登録します。
部局名	任意	部局コードが「999」又は「a01」～「a99」(その他)を用いる場合のみ、具体的な当該部局の名称を50文字以内で登録します。 ※1 ※2 ※3 ※4
生年月日	必須	生年月日(西暦)を半角数字8桁で登録します。 (例：1980年1月2日の場合 → 「19800102」)

注 ※1 半角も1文字と数えます。

※2 濁点・半濁点のついた全角かな文字は1文字と数えます。

※3 濁点・半濁点のついた全角カナ文字は1文字と数えます。

※4 従って「部局名」の項目には、通常は入力しません。

(CSV データ例)

(例1) 申請, 一郎, シンセイ, イチロウ, 103, , 19701122

(例2) 申請, 二郎, シンセイ, ジロウ, 999, ○○センター, 19701122

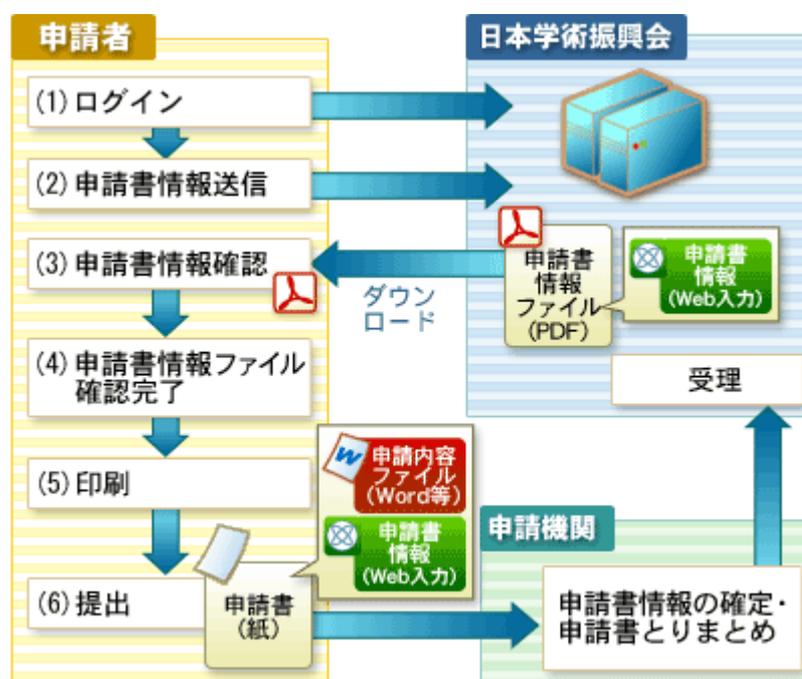
(例3) 申請, 三郎, シンセイ, サブロウ, a01, ○○センター, 19701122

(例4) ニュートン, アイザック, ニュートン, アイザック, 103, , 19701122

(例5) 鈴木(田中), 一郎, スズキ(タナカ), イチロウ, 103, , 19701122

4. 申請者が行う申請書の作成・送信

〔1〕 申請書の作成・送信について



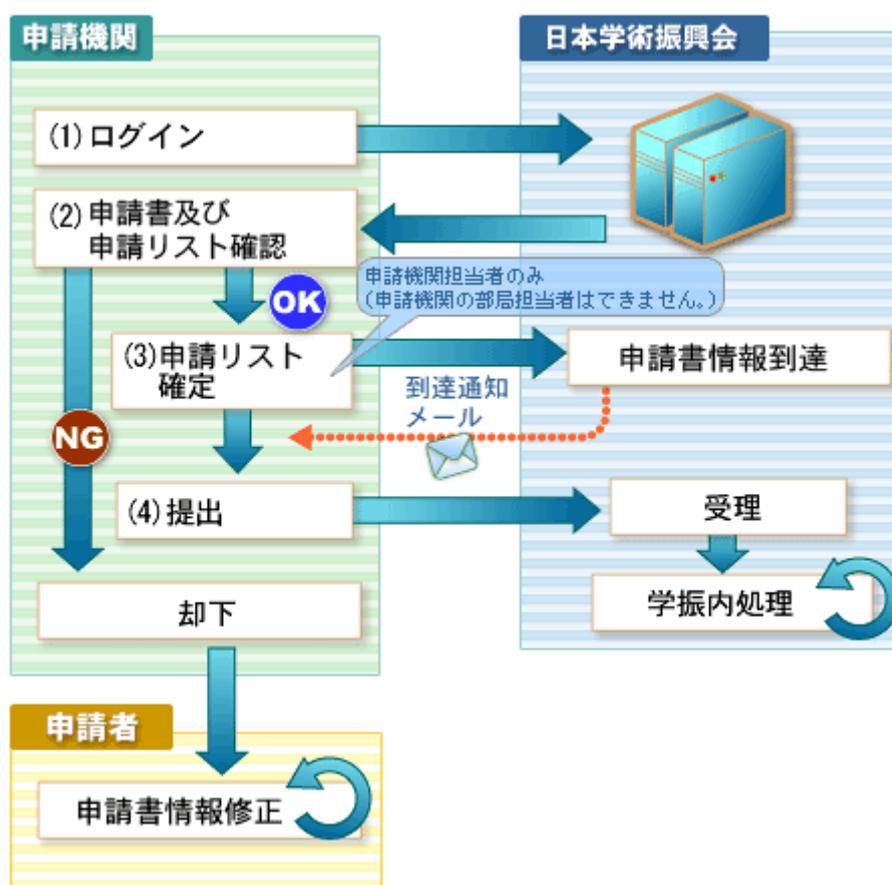
- (1) ログイン
申請者のID・パスワードで電子申請システムにログインします。
- (2) 申請書情報送信
申請書情報を「申請書情報入力」画面から入力・送信します。
- (3) 申請書情報確認
送信完了後、PDF形式に変換された申請書情報をダウンロードし、内容に不備がないか確認します。
※ 申請内容確認のためにPDF形式に変換された申請書情報には、「提出確認用」の表示がされています。申請機関へは、「完了」処理後に生成される「提出確認用」の表示がない申請書情報を印刷し、提出してください。
- (4) 申請書情報ファイル確認完了
確認を完了すると、申請機関担当者（又は申請機関の部局担当者）が申請書情報を確認・確定できるようになります。また、確認を完了すると、申請機関担当者が確認する申請リストに表示されます。
- (5) 印刷
PDF形式に変換された申請書情報を印刷し、別途作成した申請内容ファイル（Word等）と併せ、申請書を作成します。
- (6) 提出
作成した申請書について、指示された必要部数を申請機関担当者へ提出します。
※ 申請機関担当者によって確定されない限り、申請書情報は本会に受理されません。

- ※ 学振受付期限とは、申請機関担当者が申請書情報を確定する期限のことです。
- ※ 本会の申請受付期間の最終日以前に「申請書情報」に記載する内容に変更が生じた場合は、必ず電子申請システムを通じて、それ以前に登録した電子情報の修正を行った上で、「申請書情報」を印刷したものを用いてください。紙媒体の「申請書情報」のみで変更を行わないでください。修正・削除を行った場合は、必要に応じ申請機関に連絡してください。
- ※ 本会には、電子申請システムを介して申請書情報が提出され、申請機関から申請書が提出されます。

5. 申請機関担当者による申請書のとりまとめ

申請機関担当者が電子申請システムにより申請書情報を確定すると、本会には、電子申請システムを通じて申請書情報が提出されます。申請書情報を確定後、申請機関は申請書を必要部数とりまとめ、本会に提出してください。

とりまとめにあたっては、募集要項、申請書作成要領、事務担当者用チェック要領を参照の上、チェックくださるようお願いいたします。



(1) ログイン

申請機関担当者（又は申請機関の部局担当者）のID・パスワードで電子申請システムにログインします。

(2) 申請書及び申請リスト確認

申請資格毎の「申請リスト」を参照して別途提出された申請書の内容・版数と件数が一致しているか確認します。(申請書情報(Web上で入力)部分の必須項目、桁数チェック等の基本的なチェックは電子申請システム上で行っています。)

- ※ 申請書に付された受付番号は、連続した番号とはなりません。
- ※ 申請機関担当者(又は申請機関の部局担当者)は、必要に応じて申請書情報を却下することができます。却下された申請書情報は、本会に提出されません。
- ※ 申請者が申請書情報確認画面で「完了」処理を実行していない状態で印刷した場合、申請書情報には「提出確認用」と表示されています。「提出確認用」と表示された申請書が提出された場合は、申請者に「完了」処理を実行するように指示し、「提出確認用」と表示されていない申請書情報を提出させてください。

(3) 申請リスト確定

提出する申請書が揃ったら、「申請リスト」を「確定」して「提出用申請リスト」及び「申請件数一覧(兼受入承諾書)」を出力します。確定された申請書情報が本会の電子申請システムに到達すると、申請機関担当者に通知メールが送られます。

- ※ 申請リストの確定は、申請機関の部局担当者は行えません。

(4) 提出

とりまとめた申請書一式を本会へ提出します。

- ※ 本会には、電子申請システムを通じて申請書情報が提出され、申請機関から申請書が提出されます。「申請リスト」を「確定」させない限り、申請書情報は本会には提出されません。
- ※ 「申請リスト」が「確定」されると当該申請資格については、申請者による申請書情報の新規入力や修正はできなくなりますので、ご注意ください。

受付番号について

受付番号は、申請者が申請書情報を電子申請システムに送信し、PDFに変換された際に付番され、申請書情報ファイル(PDF)に出力されます。

- ※ 申請書に付された受付番号は、連続した番号とはなりません。

申請書の並び替え

申請書類のとりまとめ・提出にあたっては、募集要項において定められたとおり整理し、必要部数を提出していただく必要があります。

申請機関担当者が確定する「申請リスト」の表示順に並び替えて「申請件数一覧(兼受入承諾書)」及び「提出用申請リスト」を添付の上、提出することになります。

6. 申請者へ周知いただく事項

申請機関におかれては、「電子申請のご案内」ページ (<http://www-shinsei.jsps.go.jp>) の「申請者向け操作手引 (簡易版及び詳細版)」(4月以降に更新版を公開予定)を参照するようご指導いただき、以下についても周知・ご指導をよろしくお願いいたします。

(1) 募集要項の周知について

募集要項は、本会「特別研究員」のホームページ (<http://www.jsps.go.jp/j-pd/index.html>) の「申請手続き」の「募集要項 (PD・DC2・DC1)」及び「募集要項 (RPD)」に公開しています。このページから、申請書のうちの「申請内容ファイル」をダウンロードすることができますので、研究計画・研究業績等については準備を進めるようご指導ください。

申請書のうち「申請書情報」の部分については、電子申請システムに入力して作成することとなりますが、申請者が電子申請システムに入力できるようになるのは、4月以降、平成22年度採用分特別研究員の電子申請システム受付開始後となります。

なお、入力に先立ち、採用後の受入研究者については、必ず受入研究者本人から予め了承を得た上で準備を進めるようご指導くださるようお願いいたします。

(2) 機関において改組・統合、5年一貫制等の特記事項がある場合について

申請者が電子申請システムに入力する学歴等の情報が統一されるよう募集要項の周知の際、ご指導くださるようお願いいたします。

(3) 申請者から申請機関へのID・パスワード発行依頼方法について

申請予定者から申請機関にID・パスワード発行依頼の書面を提出させる等の方法により、申請予定者を取りまとめ願います。具体的な方法・機関内締切は、各申請機関において取り決め、周知くださるようお願いいたします。

なお、申請機関担当者(又は申請機関の部局担当者)による申請者情報の登録には、「氏名(漢字姓、漢字名、フリガナ姓、フリガナ名)」、「部局コード」、「生年月日」が必要となります(ただし、部局コードが「その他」の場合は「部局名」を追加)。詳細は、「申請機関担当者向け操作手引(詳細版)」(4月以降に更新版を公開予定)を参照してください。

また、登録にあたって、特別研究員の申請資格には、年齢についての要件がありますので、募集要項を参照いただいた上、ご確認くださるようお願いいたします。

(4) 申請機関における「申請書情報の入力期限」及び「申請書の提出期限」について

申請者から申請機関への「申請書情報の入力期限」は、各申請機関担当者において取り決めいただいた上、電子申請システムに登録してください。申請者は各自の申請機関における締切日を電子申請システムで確認することが可能となります。

「申請書の提出期限」は、別途機関内で取り決めいただいた上、周知くださるようお願いいたします。詳細については、「申請機関担当者向け操作手引(詳細版)」(4月以降に更新版を公開予定)を参照してください。

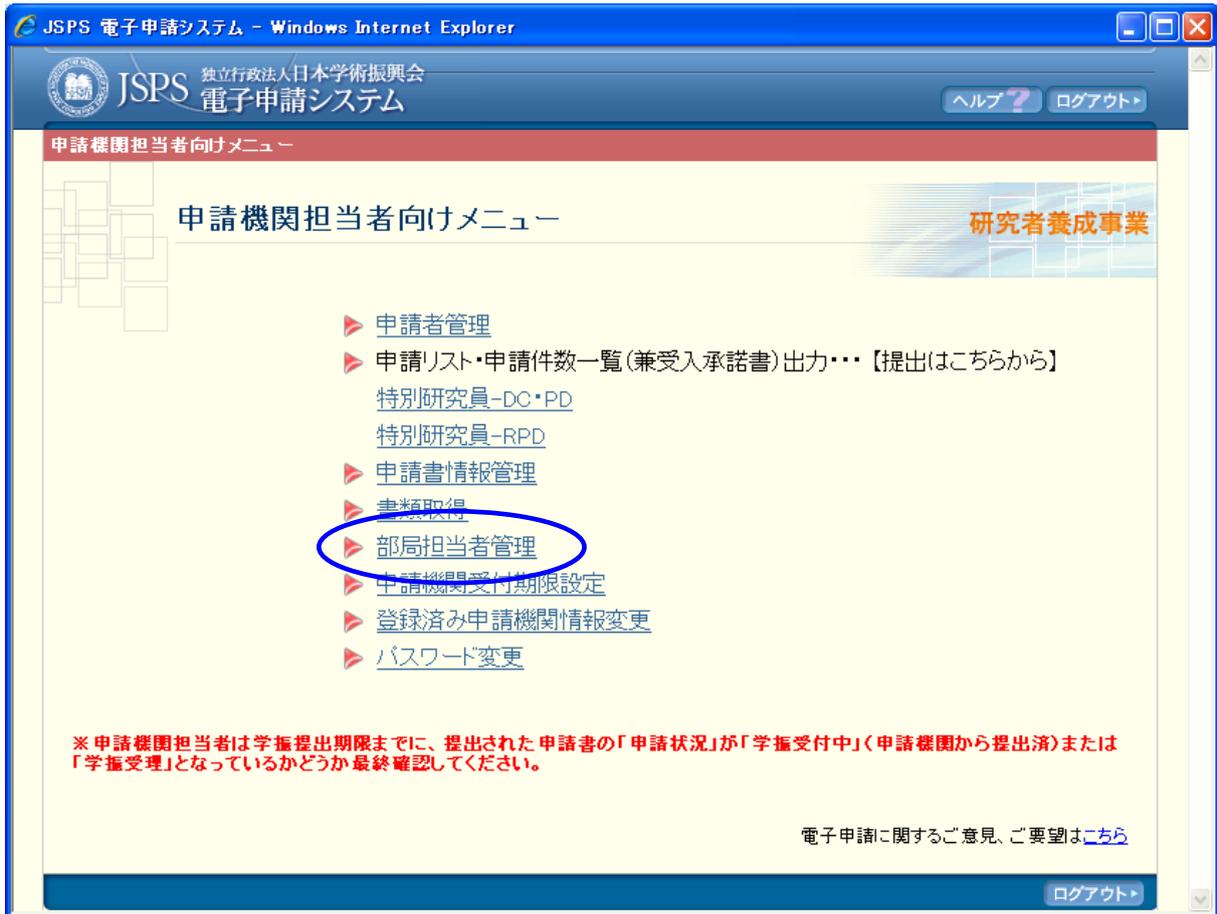
電子申請システムの画面イメージ

1. 申請機関担当者による部局担当者の登録	2
2. 申請機関担当者（又は部局担当者）による申請者の ID・パスワード発行（個別登録の場合）	5
3. 申請機関担当者による申請者のID・パスワード発行 （CSVファイルで申請者を一括登録する場合）	8
4. 申請機関担当者による受付期限設定	10
5. 申請者による申請書情報の登録・送信	12
6. 申請機関担当者による申請書情報の確認、申請リストの確定	21
7. 申請機関担当者による提出用申請リスト・申請件数一覧 （兼受入承諾書）の出力	24
8. 申請者及び申請機関担当者（又は部局担当者）による選考結果の確認	26

※ 画面は開発中のイメージであり、実際の画面とは異なる場合があります。
 実際の操作に当たっては、4月以降公開予定の 研究者養成事業「申請機関
 担当者向け操作手引」、「申請機関の部局担当者向け操作手引」、「申請者向
 け操作手引」を参照してください。
 （電子申請のご案内HP・・・<http://www-shinsei.jsps.go.jp/>）

1. 申請機関担当者による部局担当者の登録

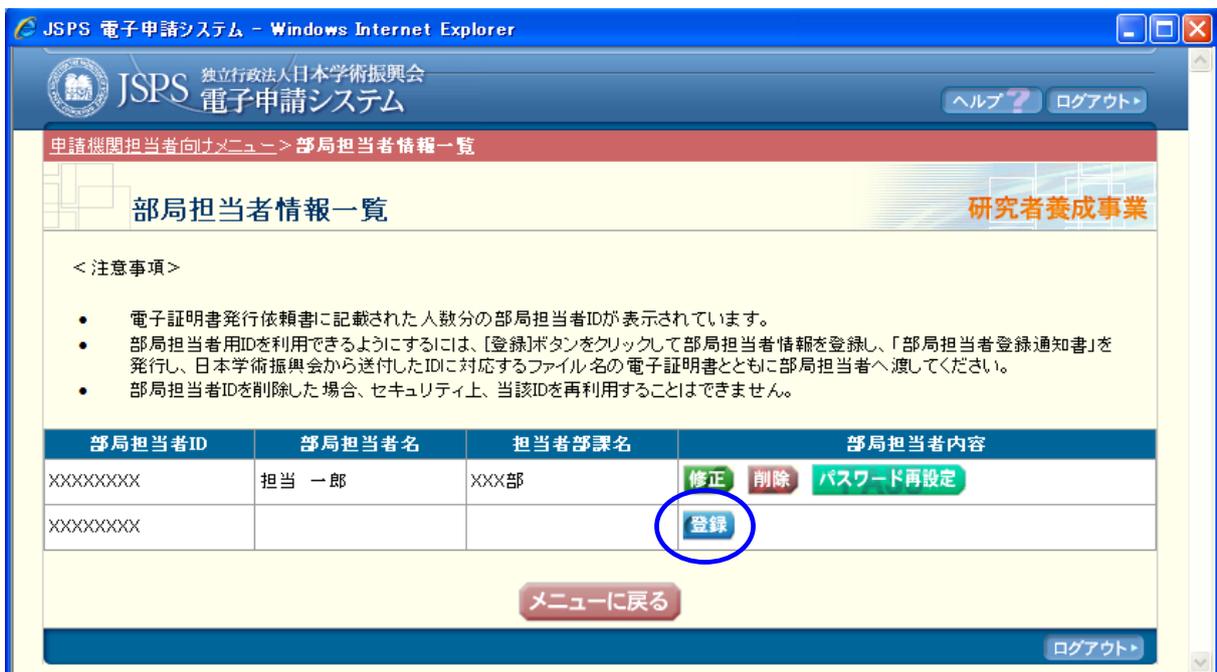
1- (1) 「申請機関担当者向けメニュー」画面で、「部局担当者管理」をクリックします。



1- (2) 「部局担当者情報一覧」画面が表示されます。

電子証明書発行依頼書に記載した「部局担当者人数」分の「部局担当者ID」が表示されます。

[登録] ボタンをクリックします。



1 - (3) 「部局担当者情報登録」画面が表示されます。

登録する部局担当者の担当部課名、氏名等を入力します。また、担当する部局コードを指定することもできます。入力が終わったら[OK]をクリックします。

申請機関担当者向けメニュー > 部局担当者情報登録

部局担当者情報登録

研究者養成事業

*のついた項目は必須項目です。

申請機関名	(コード)9999	(和文)XX大学	(英文)University of XXXXXX
担当者部課名	*XX部〇〇課		
担当者係名	XX係		
担当者名	(姓)担当	(名)一郎	
担当者連絡先	電話番号: 00-0000-0000	FAX番号: 00-0000-0000	Email: xxxxx@xxx.xxx.ac.jp
部局コード	一覧		

※部局コードを入力すると、参照できる範囲を入力した部局コードの申請者及び申請書情報だけに限定することができます。その他の部局コード(99)の部局担当者が複数人存在する場合は、「a01」～「a99」を入力し、申請者の部局コードと対応させることにより、その他の部局コード(99)を分割することができます。

OK キャンセル ログアウト

1 - (4) 「部局担当者情報登録確認」画面が表示されます。

内容を確認し、[OK]をクリックします。

申請機関担当者向けメニュー > 部局担当者情報登録確認

部局担当者情報登録確認

研究者養成事業

以下の内容で登録します。
よろしければ、[OK]ボタンをクリックしてください。

申請機関名	(コード)9999	(和文)×××大学	(英文)University of XXXXXX
担当者部課名	XX部XX課		
担当者係名	XX係		
担当者名	XXXXX		
担当者連絡先	電話番号: 00-0000-0000	FAX番号: 00-0000-0000	Email: xxxxx@xxx.xxx.ac.jp
部局コード	111 112		

[OK]ボタンをクリックすると、「部局担当者登録通知書」が表示されます。
部局担当者のパスワードは「部局担当者登録通知書」にしか表示されませんので、印刷して部局担当者へ渡してください。
※「名前をつけて保存」でHTMLページを保存しても「部局担当者登録通知書」の内容は保存できませんので、必ず印刷してください。

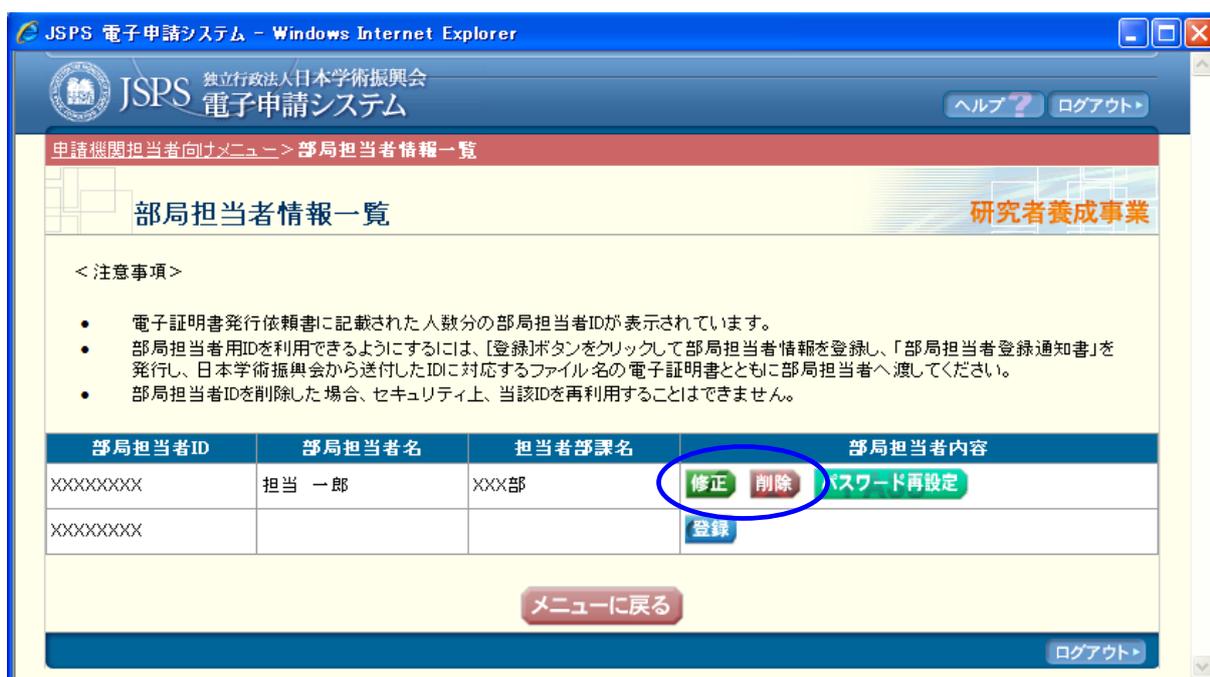
OK キャンセル ログアウト

1 - (5) 「部局担当者登録通知書」画面が表示されます。

部局担当者のパスワードは「部局担当者登録通知書」にしか表示されないので、印刷して別途電子メールにて送付された電子証明書ファイルとともに部局担当者へ渡してください。



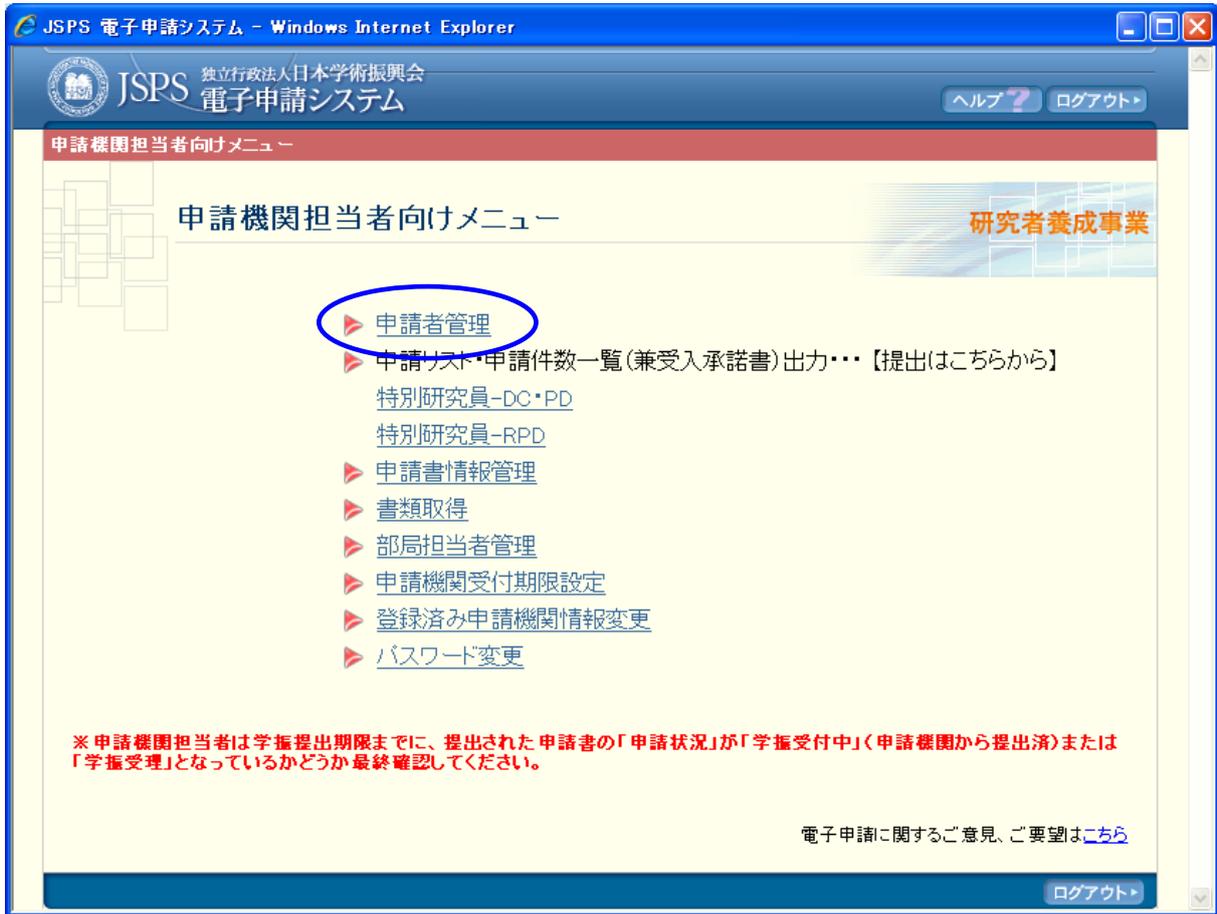
1 - (補足) 「部局担当者情報一覧」画面で部局担当者の修正、削除を行うこともできます。



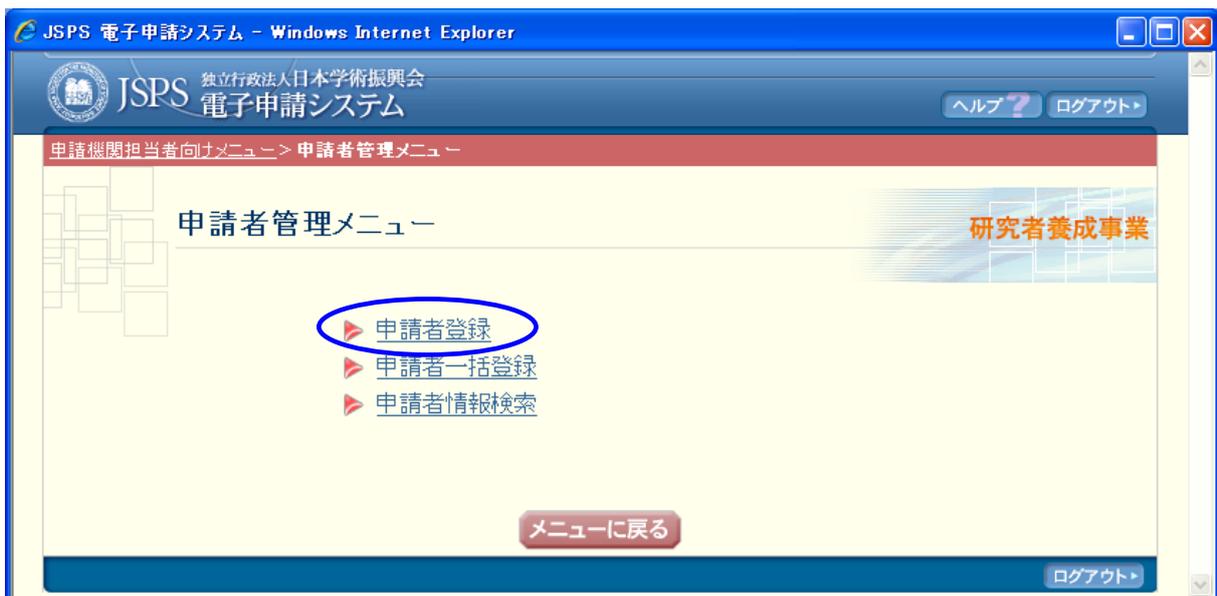
2. 申請機関担当者（又は部局担当者）による申請者のID・パスワード発行（個別登録の場合）

（※CSVファイルで申請者を一括登録する場合はP. 8参照）

2-1) 「申請機関担当者向けメニュー」画面で[申請者管理]をクリックします。



2-2) 「申請者登録」をクリックします。



2 - (3) 「申請者登録」画面が表示されます。

登録する申請者の情報を入力し、[OK] をクリックします。

申請者登録

*のついた項目は必須項目です。
部局コードが「999」の場合、「その他」の部局コードを担当する部局担当者が複数人存在する場合は、担当する部局担当者と同一の部局コード「a01」～「a99」を入力してください。

氏名	(漢字等)* (姓) 申請 (名) 一郎 (JIS第1水準・第2水準にない文字の場合、カタカナで入力してください。)
	(フリガナ)* (姓) シンセイ (名) イチロウ
申請機関名	(コード) 9999 (和文) XX大学 (英文) University of XXXX
部局名	(コード)* 999 (和文) XX部 (コードが999 又は a01～a99「その他」の場合のみ記入してください。)
生年月日	* 1960 年 月 日

OK キャンセル

2 - (4) 「申請者登録確認」画面が表示されます。

内容を確認し、[OK] をクリックします。

申請者登録確認

以下の内容で登録します。
よろしければ、[OK]ボタンをクリックしてください。

氏名	(漢字等) (姓) 申請 (名) 一郎 (フリガナ) (姓) シンセイ (名) イチロウ
申請機関名	(コード) 9999 (和文) XX大学 (英文) University of XXXX
部局名	(コード) 999 (和文) XX部
生年月日	XXXX年XX月XX日

[OK]ボタンをクリックすると、「申請者登録確認通知書」が表示されます。
申請者のパスワードは「申請者登録確認通知書」(しか表示されませんので、印刷して申請者へ渡してください。
※「名前をつけて保存」でHTMLページを保存しても「申請者登録確認通知書」の内容は保存できませんので、必ず印刷してください。

OK キャンセル

2-(5) 「申請者登録通知書」画面が表示されます。

申請者のパスワードは「申請者登録通知書」にしか表示されないなので、印刷して申請者へ渡してください。

申請機関担当者向けメニュー > 申請者登録通知書

申請者登録通知書

研究者養成事業

申請者の登録が完了しました。
このページを印刷する等、申請者に通知してください。

氏名	〈漢字等〉〈姓〉申請 〈名〉一郎 〈フリガナ〉〈姓〉シンセイ 〈名〉イチロウ	
申請機関名	〈コード〉9999	〈和文〉XX大学 〈英文〉University of XXXX
部局名	〈コード〉999	〈和文〉XX部
生年月日	XXXX年XX月XX日	
ID	XXXXXXXX	
パスワード	XXXXXXXX	

申請機関担当者連絡先

申請機関担当者連絡先	申請機関名 担当部課名 担当係名 担当者氏名(姓 名) Emailアドレス 〈電話〉担当者電話番号 〈FAX〉担当者FAX番号 〒担当者郵便番号 担当者住所
------------	---

OK

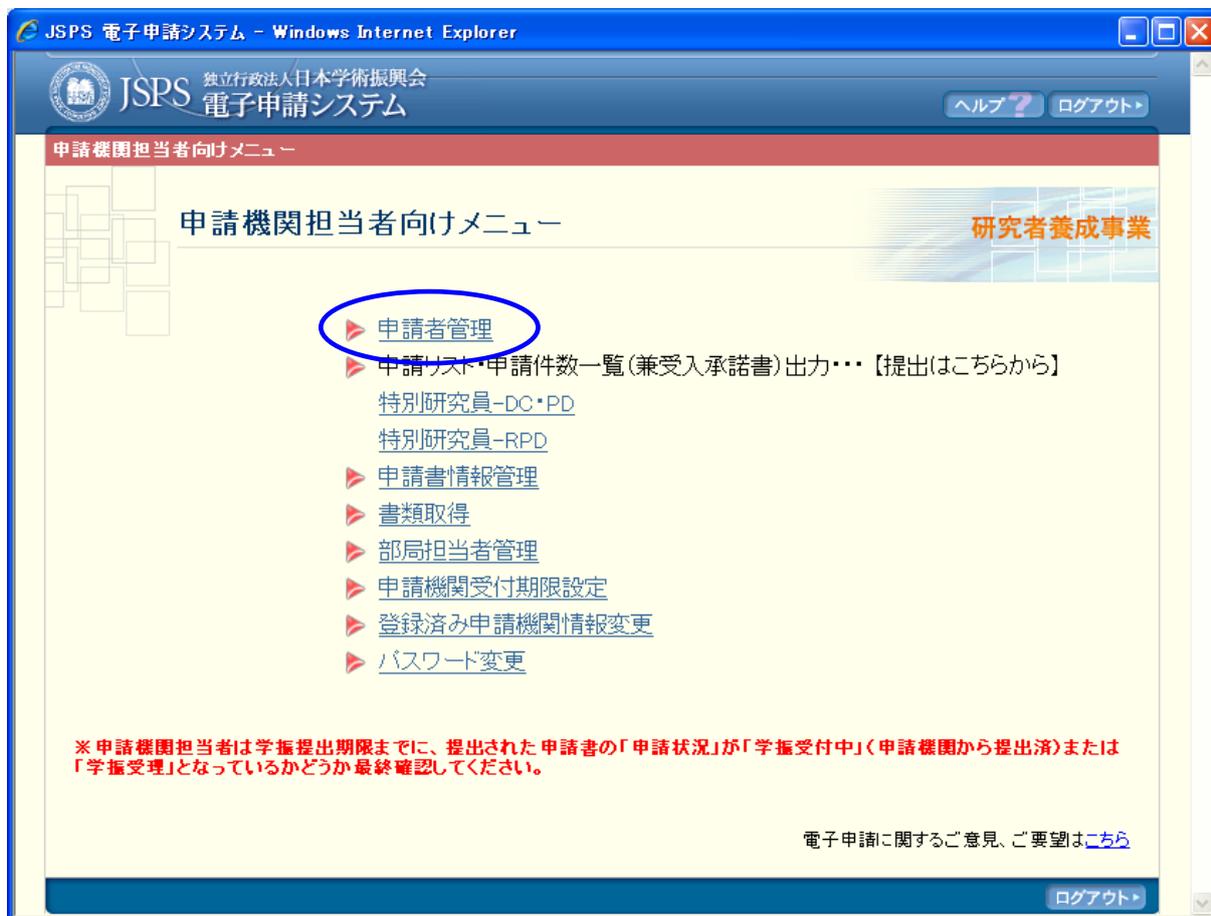
ログアウト

2-(6) [OK] をクリックし、「申請者管理メニュー」画面に戻ります。

3. 申請機関担当者による申請者のID・パスワード発行 (CSVファイルで一括登録する場合)

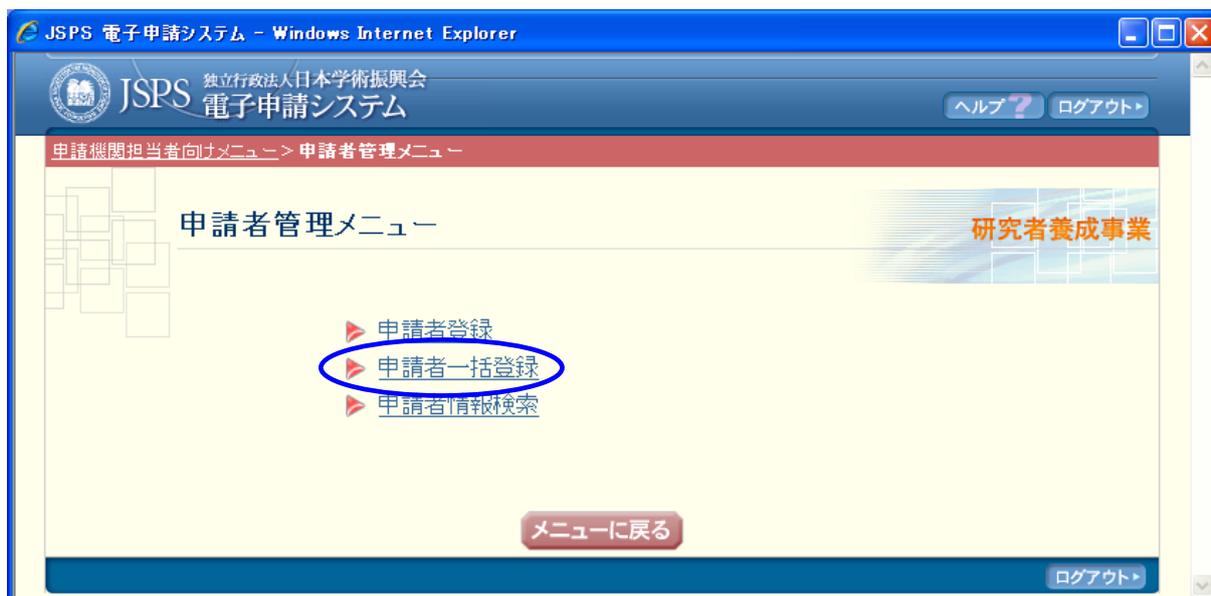
(※画面で一人ずつ個別登録する場合はP. 5参照)

3-1) 「申請機関担当者向けメニュー」で[申請者管理]をクリックします。



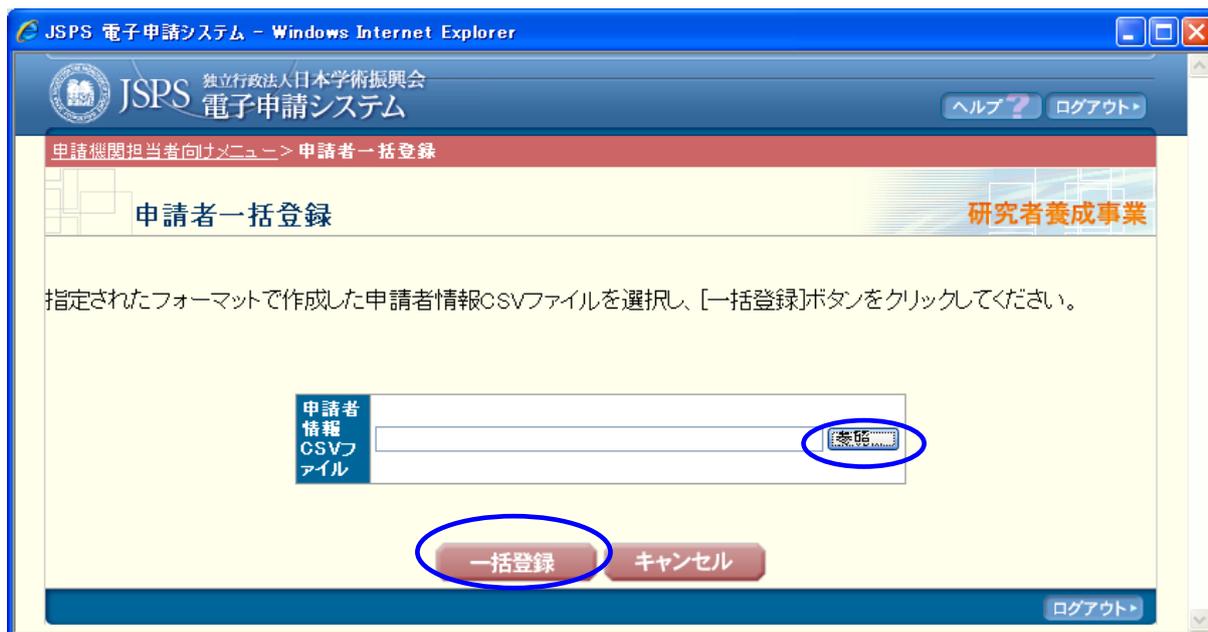
3-2) 「申請者管理メニュー」画面が表示されます。

[申請者一括登録]をクリックします。



3- (3) 「申請者一括登録」画面が表示されます。

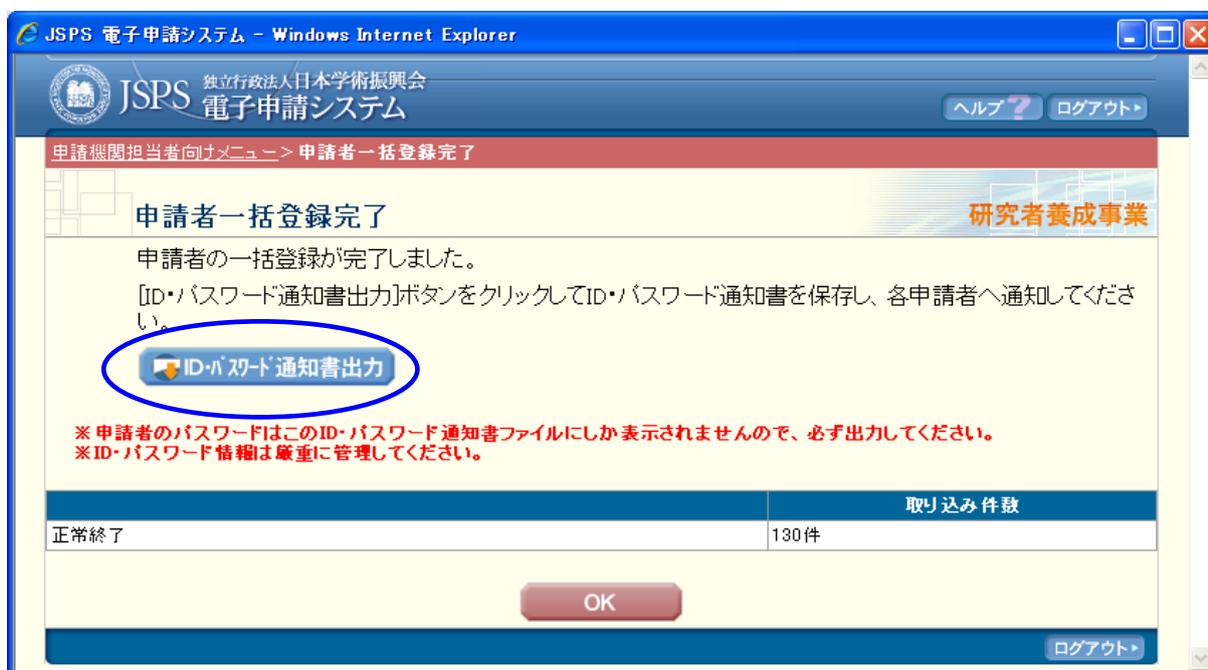
あらかじめ作成しておいた申請者情報 CSV ファイルを選択し、[一括登録] をクリックします。



3- (4) エラーなく処理が完了すると、「申請者一括登録完了」画面が表示されます。

[ID・パスワード通知書出力] をクリックして ID・パスワード通知書をダウンロードして保存してください。申請者のパスワードはこの ID・パスワード通知書ファイルにしか表示されませんので、必ずダウンロードして印刷し、申請者へ渡してください。

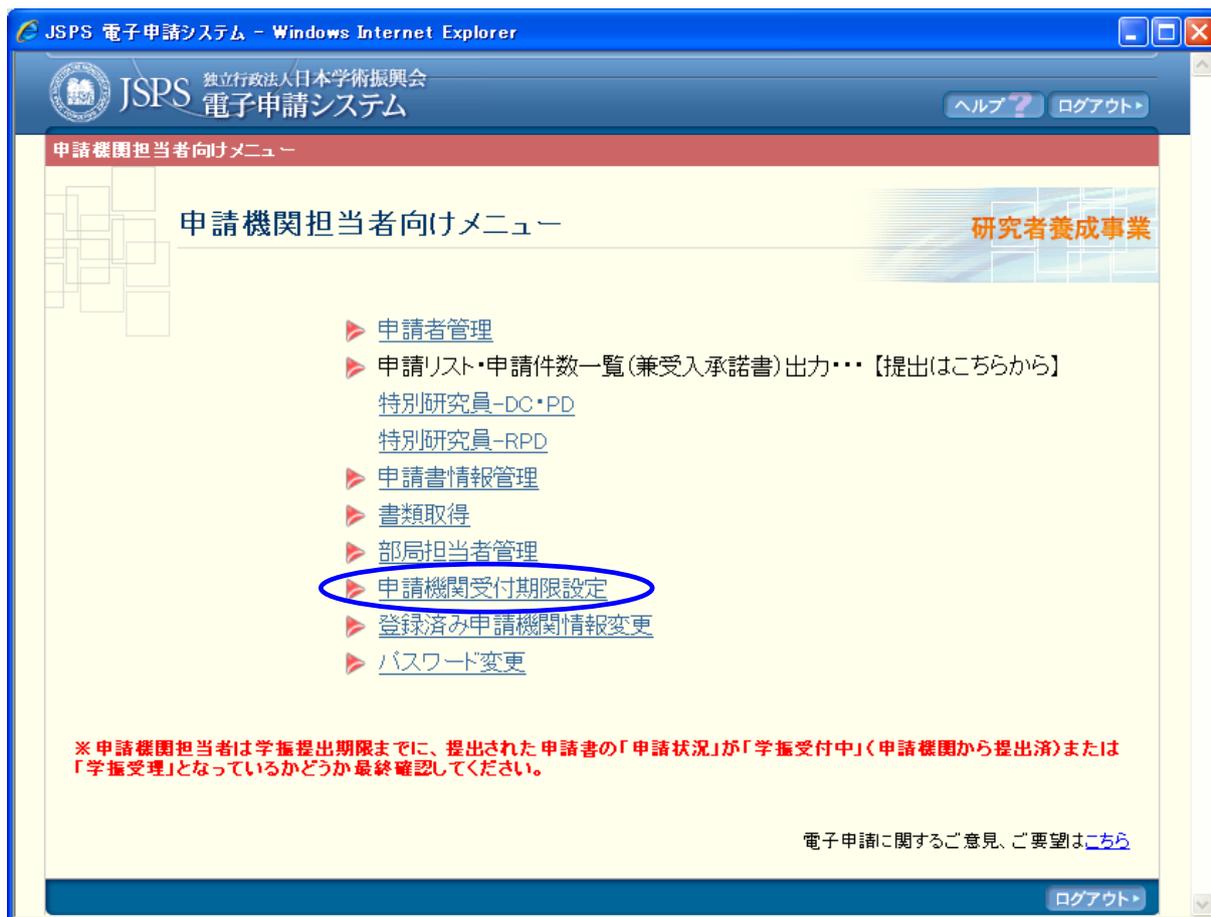
※ 申請者 1 人に対してひとつの ID になります。



3- (5) [OK] をクリックし、「申請者管理メニュー」画面に戻ります。

4. 申請機関担当者による受付期限設定

4- (1) 「申請機関担当者向けメニュー」画面で、[申請機関受付期限設定]をクリックします。



4- (2) 「申請機関受付期限確認」画面が表示されます。

受付期限を設定する申請資格の表の右欄の「修正」をクリックします。



4 - (3) 「申請機関受付期限設定」画面が表示されます。

設定したい申請機関受付期限を入力します。「OK」をクリックし、「申請機関受付期限確認」画面に戻ります。

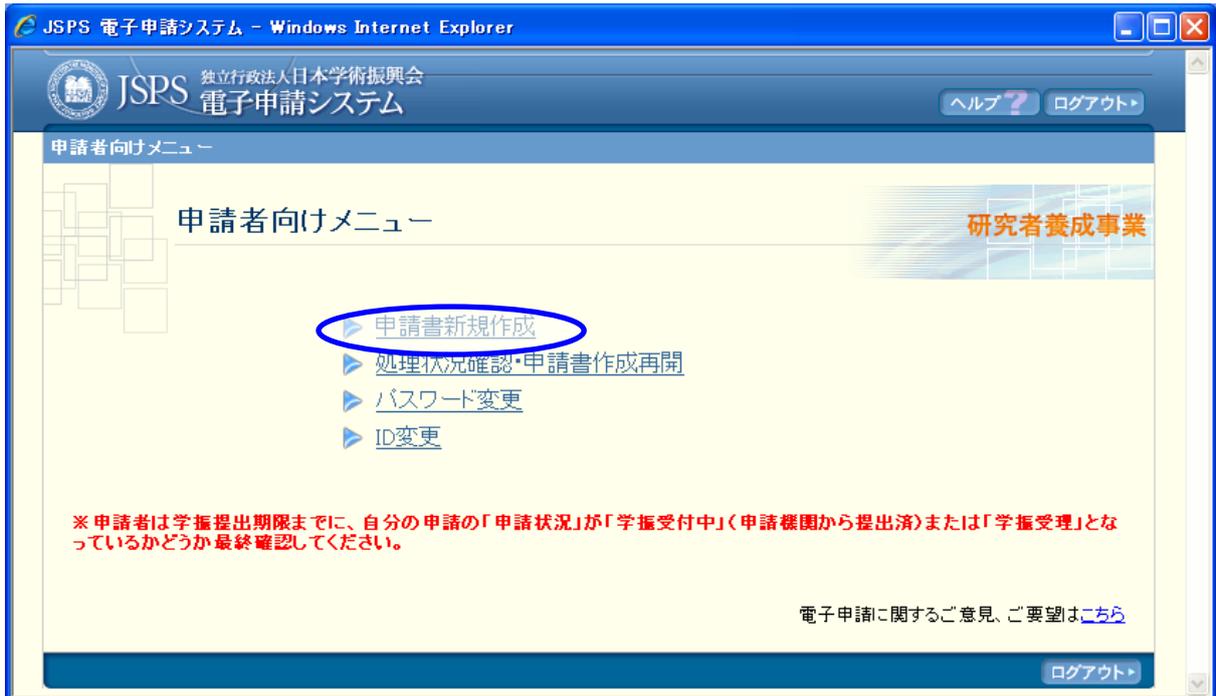
The screenshot shows a web browser window titled "JSPS 電子申請システム - Windows Internet Explorer". The page header includes the JSPS logo and the text "独立行政法人日本学術振興会 電子申請システム". A navigation bar shows "申請機関担当者向けメニュー > 申請機関受付期限設定". The main content area is titled "申請機関受付期限設定" and includes a banner for "研究者養成事業". The form contains the following fields:

事業名(申請資格)	平成XX年度 特別研究員-PD
申請機関受付期限	XXXX年 [月] [日]
学振受付期限	XXXX年XX月XX日

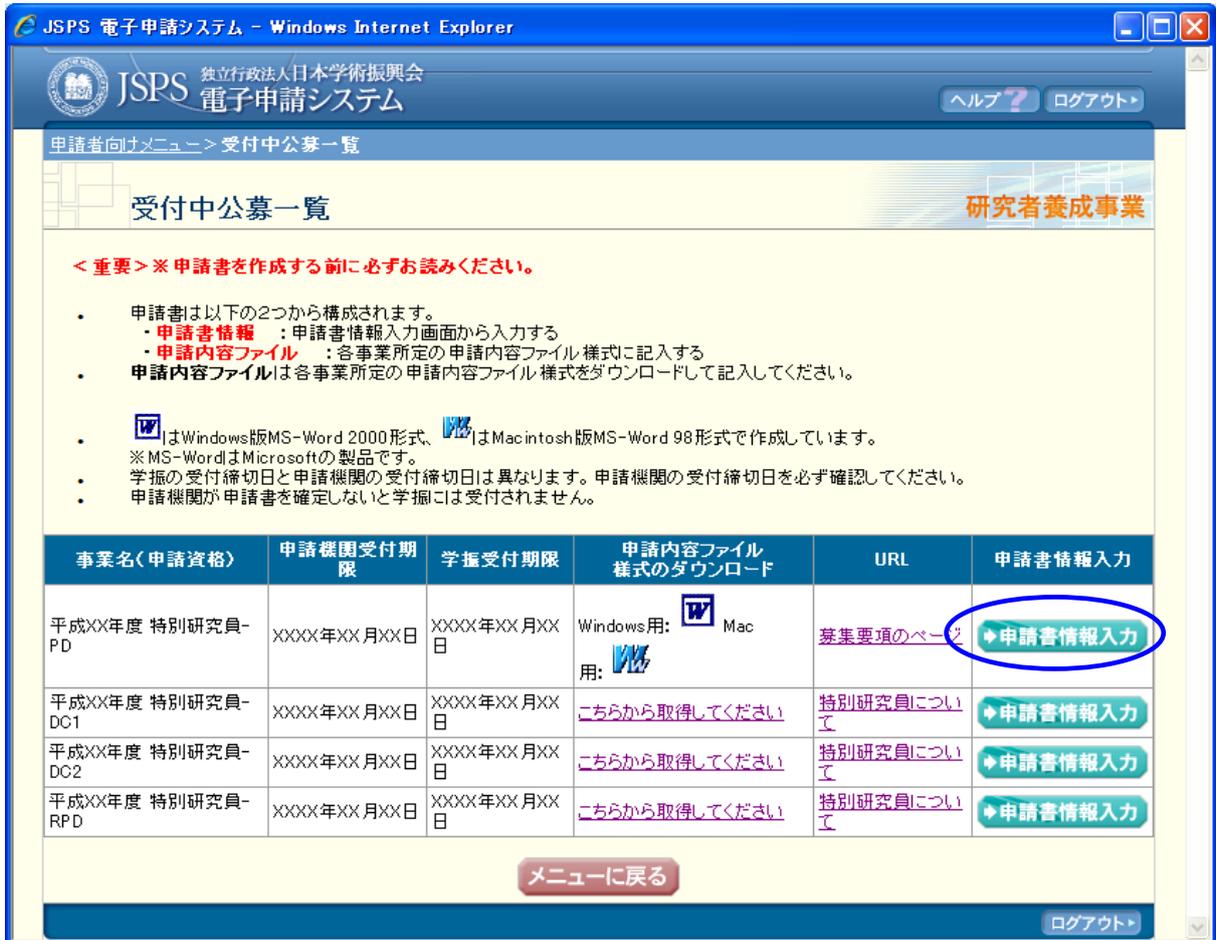
At the bottom of the form are two buttons: "OK" and "キャンセル". A "ログアウト" (Logout) link is located in the bottom right corner of the page.

5. 申請者による申請書情報の登録・送信

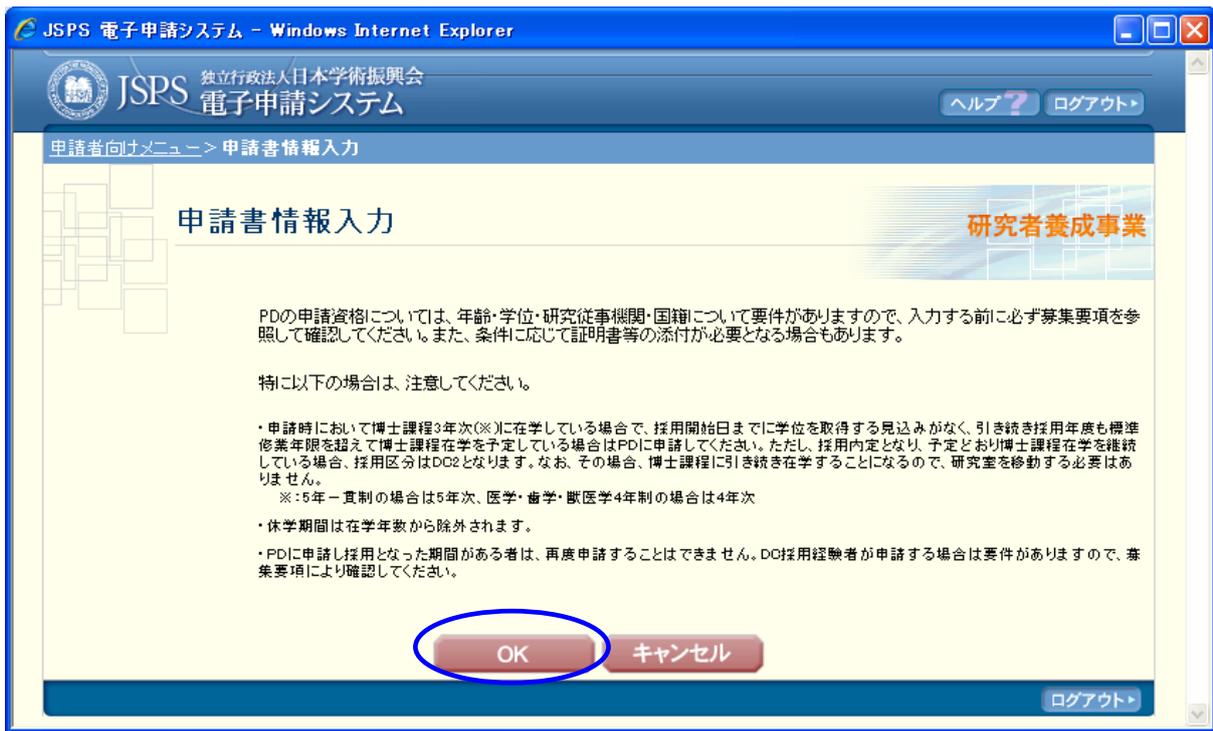
5-1) 「申請者向けメニュー」画面で、[申請書新規作成]をクリックします。



5-2) 申請する申請資格の[申請書情報入力]をクリックします。



- 5- (3) 「申請資格等に関する確認」画面が表示されます。内容を確認し、[OK] をクリックします。



- 5- (4) 「申請書情報入力」画面が表示されます。申請書情報を入力します。



(次ページに続く)

氏名	〈フリガナ〉(姓)シノセイ 〈名〉イチロウ 〈漢字等〉(姓)申請 (名)一郎
性別	* <input type="radio"/> 1.男 <input type="radio"/> 2.女
国籍	* <input type="radio"/> 日本 <input type="radio"/> 日本以外 日本国籍以外の場合、国名: <input type="text"/>
永住許可の有無	<input type="checkbox"/> (日本国籍以外の場合、必ず選択) 日本国籍以外の者は日本に永住を許可されていることを証明する外国人登録済証明書(永住許可)又は登録原票記載事項証明書等を添付してください。
生年月日	XXXX年XX月XX日 (平成XX年4月1日現在 満XX才)
(必要事項を正確にテキストで入力すること。不要な文字は消去のうえ、必要に応じて行をずらしてもかまわない。)	
学歴(学部・修士)	* 1.平成 年 月 大学 学部 学科卒
	2.平成 年 月 大学大学院修士課程入学
	〈 研究科 専攻〉
入学年月	〈西暦〉 年 月
大学院名	* 9999 <input type="button" value="一覧"/> 「9999」の場合: <input type="text"/>
研究科名	* 999 <input type="button" value="一覧"/> 「999」の場合: <input type="text"/>
研究科種別	* <input type="text"/> 「その他」の場合: <input type="text"/>
専攻名	* <input type="text"/>
課程種別	* <input type="text"/> (課程種別を「博士課程(医・歯・獣医学系4年制)」とした者で、平成XX年4月1日現在35歳以上となる者は入力してください。)
修了年月	〈西暦〉 年 月
学位	〈西暦〉 年 月 日 <input type="text"/>
学位付記専攻分野	<input type="text"/>
博士在学期間中の休学期間	〈合計〉 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 (博士課程在学中に休学期間がある場合に記入) 〈内訳〉 〈西暦〉 年 月 ~ 〈西暦〉 年 月 (計XX年XX月) 〈西暦〉 年 月 ~ 〈西暦〉 年 月 (計XX年XX月) (休学期間が連続する場合は1行にまとめて入力してください。)
平成XX年3月末時点における博士在学期間累計	XX年XX月
博士に係る学歴の特記事項の有無	* <input type="checkbox"/> 博士課程において転入学・再入学・改組による学籍異動・短縮修了・長期履修学生・その他の特記事項がある場合は必ずこの欄を「有」とした上で、下記追記事項入力欄に具体的かつ正確に記入してください。
〈博士の追記事項〉	
<input type="text"/>	
<input type="text"/>	
<input type="text"/>	
研究・職歴等	1.平成 年 月 ~ 平成 年 月
	2. <input type="text"/>
	<input type="text"/>
	<input type="text"/>
日本学術振興会特別研究員採用歴	
DC 〈西暦〉 年 月 ~ 〈西暦〉 年 月	<input type="text"/>
受付番号: <input type="text"/> - <input type="text"/>	
PD 〈西暦〉 年 月 ~ 〈西暦〉 年 月	<input type="text"/>
受付番号: <input type="text"/> - <input type="text"/>	
研究課題名	〈和文: 桁数は40字以内。化学式、数式は使用不可。〉 * <input type="text"/>

(次ページに続く)

大学院在学当時の所属研究室と受入研究室との関係		* <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> [同一研究室]を選択した場合、出身研究室選定理由書が必要です。	
出身大学院の研究指導者 (申請者が在籍していた当時の研究指導者の所属・職名を入力すること)	氏名	<フリガナ>*(<姓> <input type="text"/> <名> <input type="text"/> <漢字等>*(<姓> <input type="text"/> <名> <input type="text"/>	
	職名コード	*999 <input type="button" value="一覧"/> [999]の場合: <input type="text"/>	
	科研費研究者番号	* <input type="text"/>	
	所属機関コード	*9999 <input type="button" value="一覧"/> [9999]の場合: <input type="text"/>	
	部局コード	999 <input type="button" value="一覧"/> [999]の場合: <input type="text"/>	
	部局種別	<input type="text"/> <input type="button" value="一覧"/> [その他]の場合: <input type="text"/>	
現在の受入研究者	氏名	<フリガナ>(<姓> <input type="text"/> <名> <input type="text"/> <漢字等>(<姓> <input type="text"/> <名> <input type="text"/>	
	職名コード	999 <input type="button" value="一覧"/> [999]の場合: <input type="text"/>	
	科研費研究者番号	<input type="text"/>	
	所属機関コード	9999 <input type="button" value="一覧"/> [9999]の場合: <input type="text"/>	
	部局コード	999 <input type="button" value="一覧"/> [999]の場合: <input type="text"/>	
	部局種別	<input type="text"/> <input type="button" value="一覧"/> [その他]の場合: <input type="text"/>	
採用後の受入研究者	氏名	<フリガナ>*(<姓> 研究 <名> 一郎 <漢字等>*(<姓> ケンキユウ <名> イチロウ)	
	職名コード	*001 <input type="button" value="一覧"/> [999]の場合: 教授	
	科研費研究者番号	*12345678	
	所属機関コード	0111 XXXX大学	
	部局コード	653 <input type="button" value="一覧"/> [999]の場合: アート・リサーチセンター	
	部局種別	学部 <input type="button" value="一覧"/> [その他]の場合: <input type="text"/>	
評価書作成者1 (採用後の受入研究者)	氏名	<フリガナ>(<姓> 研究 <名> 一郎 <漢字等>(<姓> ケンキユウ <名> イチロウ)	
	職名コード	001 教授	
	所属機関コード	0111 XXXX大学	
	部局コード	653 アート・リサーチセンター	
	部局種別	学部	

評価書作成者2 <input type="button" value="▼"/> の内容を複写	氏名	<フリガナ>*(<姓> <input type="text"/> <名> <input type="text"/> <漢字等>*(<姓> <input type="text"/> <名> <input type="text"/>	
	職名コード	*999 <input type="button" value="一覧"/> [999]の場合: <input type="text"/>	
	所属機関コード	*9999 <input type="button" value="一覧"/> [9999]の場合: <input type="text"/>	
	部局コード	999 <input type="button" value="一覧"/> [999]の場合: <input type="text"/>	
	部局種別	<input type="text"/> <input type="button" value="一覧"/> [その他]の場合: <input type="text"/>	

現住所	〒000-0000 日本国内のみ入力(例:123-4567) <住所1>* <input type="text"/> <住所2> <input type="text"/> (外国の住所で、(住所1)欄だけでは入力しきれない場合は、住所を適当なところで区切って、(住所2)欄も使用して入力すること。)
	電話番号: <input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/> 携帯電話番号: <input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/> FAX番号: <input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/>
	Email: <input type="text"/>
所属機関 (所在地・機関名・部局等名)	〒000-0000 日本国内のみ入力(例:123-4567) <住所> <input type="text"/>
	所属機関名: <input type="text"/> 部局等名: <input type="text"/>
	電話番号: <input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/> (内線): <input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/> FAX番号: <input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/>
審査結果通知先 (日本国内に限る)	* <input type="radio"/> 1.現住所 <input type="radio"/> 2.所属機関 <input checked="" type="radio"/> 3.その他 (「3.その他」の場合下記に住所を記入のこと)
	〒* <input type="text"/> (例:123-4567) <住所1>* <input type="text"/> <住所2> <input type="text"/>
	電話番号: <input type="text"/> (内線): <input type="text"/> FAX番号: <input type="text"/>
	Email: <input type="text"/>

5-(5) 入力内容を確認し、「次へ進む」をクリックし、「申請情報入力確認」画面が表示されます。

申請者向けメニュー > 申請情報入力確認

申請情報入力確認

研究者養成事業

以下の内容で登録します。
よろしければ、「次へ進む」ボタンをクリックしてください。

平成XX年度採用分

特別研究員-PD

申請書

申請資格	PD
分科・細目コード	1001
分科	情報学
細目	情報学基礎
領域	総合領域
審査希望領域(総合領域・複合新領域の場合)	数物系科学
専門分野	専門分野123

氏名 (フリガナ)(姓)シンセイ (名)イチロウ
(漢字等)(姓)申請 (名)一郎

性別 1.男

国籍 日本以外(中国)

永住許可の有無 有

生年月日 XXXX年XX月XX日 (平成19年4月1日現在 満XX才)

学歴(学部・修士)

1.平成 年 月 大学 学部 学科卒
2.平成 年 月 大学大学院修士課程入学
(研究科 専攻)

博士の状況

入学年月 (西暦)XXXX年XX月 入・進学

大学院名 (コード)XXXX (和文)XX大学

研究科名 (コード)XXXX (和文)XX部

研究科種別 研究科

専攻名 XXXXXX専攻

課程種別 外国における博士課程

修了年月 (西暦)XXXX年XX月 修了見込

学位 (西暦)XXXX年XX月XX日 博士取得

学位付記専攻分野 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX学

博士在学期間の休学期間 (合計)11月
(内訳)(西暦)XXXX年XX月~(西暦)XXXX年XX月 (計XX年XX月)
(西暦)XXXX年XX月~(西暦)XXXX年XX月 (計XX年XX月)

5-(6) 「申請情報入力確認」画面において、入力内容を再度確認し、「次へ進む」をクリックすると、申請書情報をPDFファイルに変換します。

申請者向けメニュー > 処理中

処理中...

研究者養成事業

申請書情報をPDFファイルに変換しています。
処理状況により、数時間かかる場合があります。
そのままお待ちいただくか、しばらく経ってからメニュー画面の[処理状況確認・申請書作成再開]より申請書情報確認作業を進めてください。
[処理完了時に画面遷移\(自動\)](#)

ログアウト

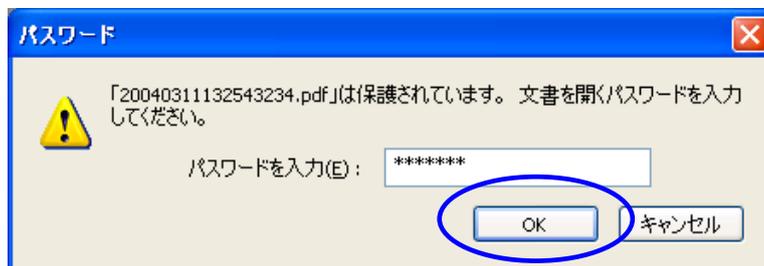
(処理中メッセージが表示されます。)

5-(7) 「申請書情報確認」画面が表示されます。

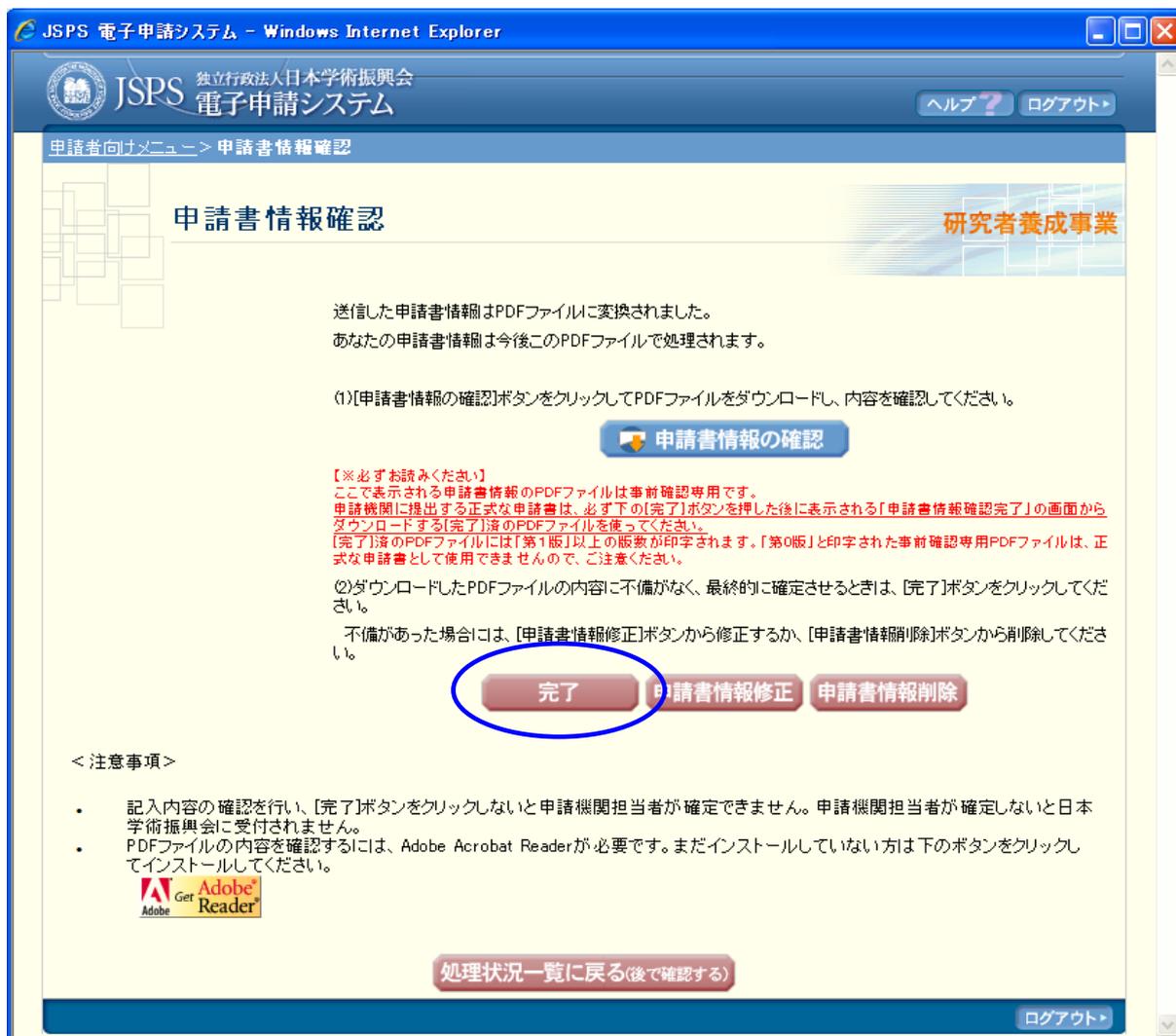
まず、申請書情報の内容に不備がないか確認するために、[申請書情報の確認] をクリックし PDF ファイルを作成します。



申請書情報の PDF ファイルを開く場合は、「パスワードを入力」欄にログインパスワードを入力して [OK] をクリックします。

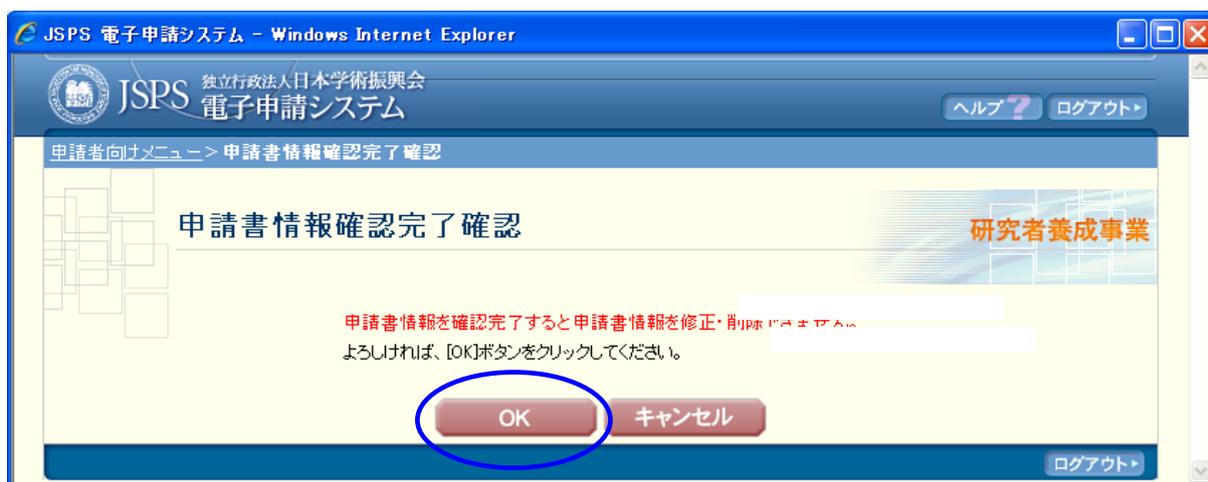


- 5 - (8) PDF ファイルの内容に不備がなければ「申請書情報確認」画面に戻り、[完了] をクリックします。

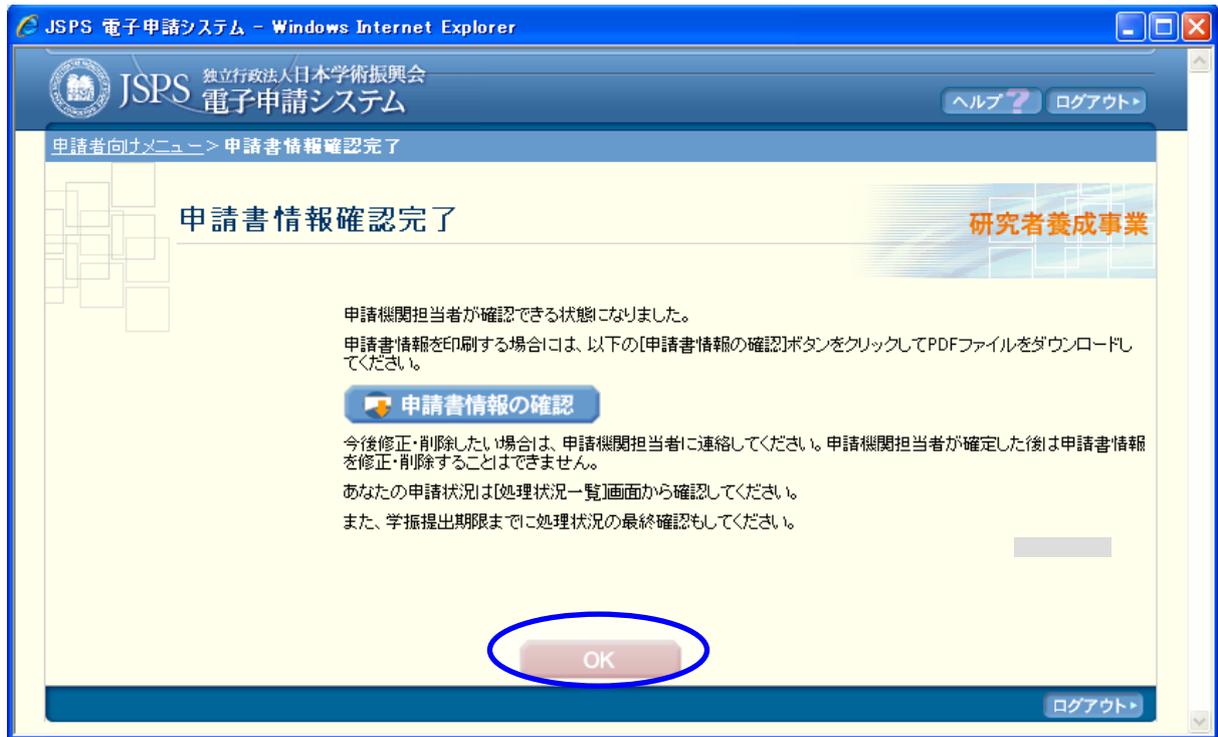


- ※1 ダウンロードした PDF ファイルの内容に不備があった場合は [申請書情報修正] をクリックして「申請書情報入力」画面に戻って、再度申請書情報の入力、または申請内容ファイルの差し替えを行うか、[申請書情報削除] をクリックして作成中の申請書情報を削除します。
- ※2 [完了] をクリックしないと作成された申請書情報を申請機関担当者が確認することができませんので、必ず [完了] をクリックしてください。

- 5 - (9) 「申請書情報確認完了確認」画面が表示されます。[OK] をクリックします。

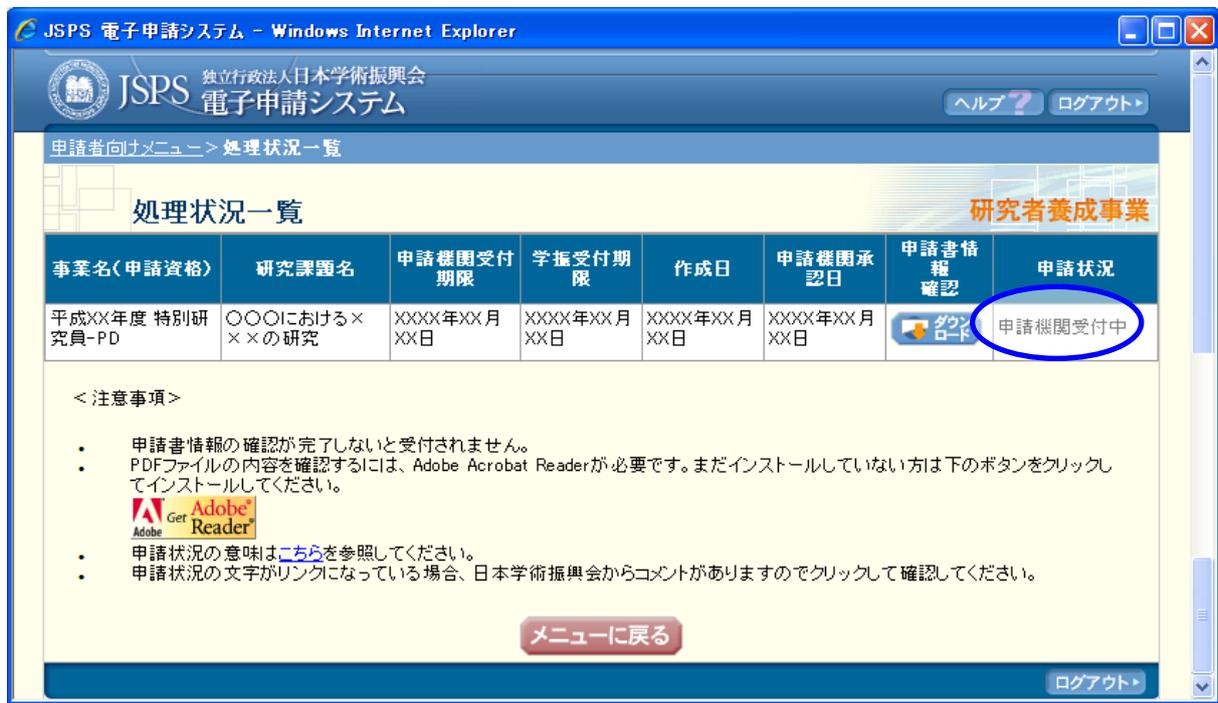


5 - (10) 「申請書情報確認完了」画面が表示されます。[OK] をクリックします。



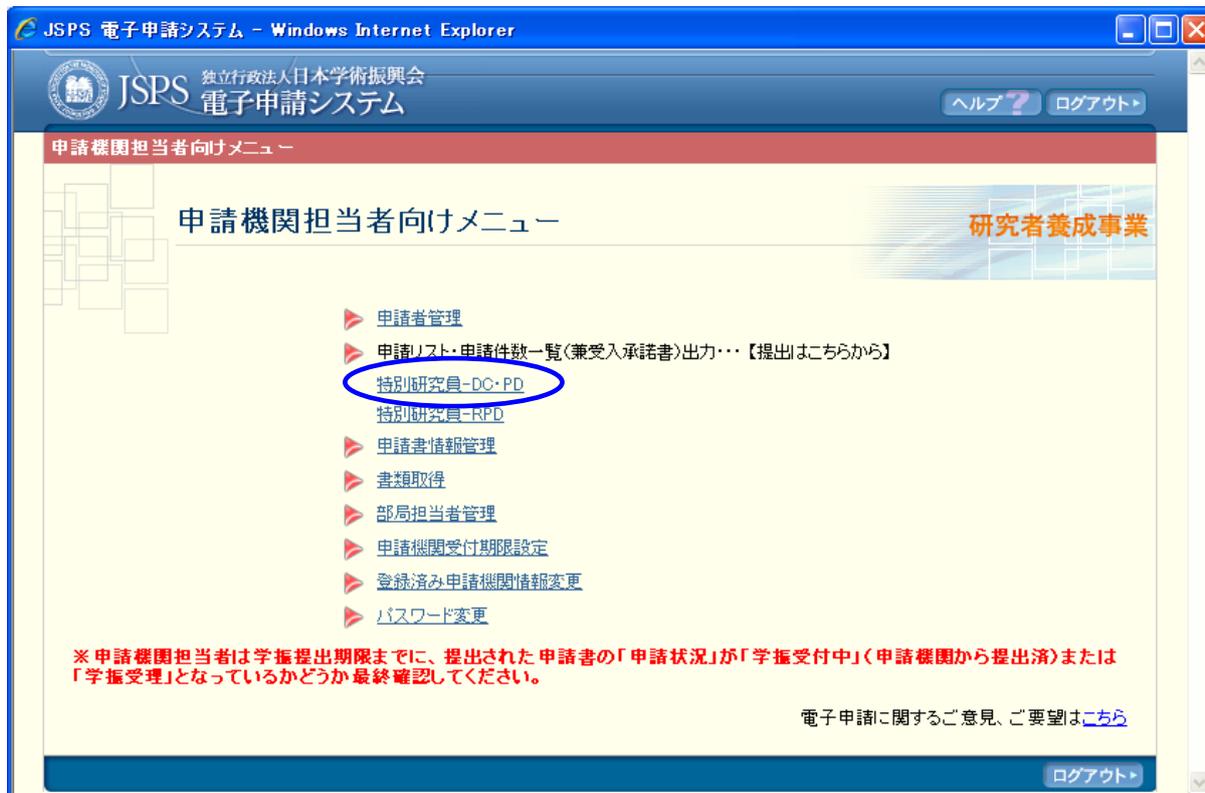
5 - (11) 「処理状況一覧」画面が表示されます。

表の右端の「申請状況」が「申請機関受付中」となっていれば、申請者による申請書情報の登録・送信の作業は完了です。



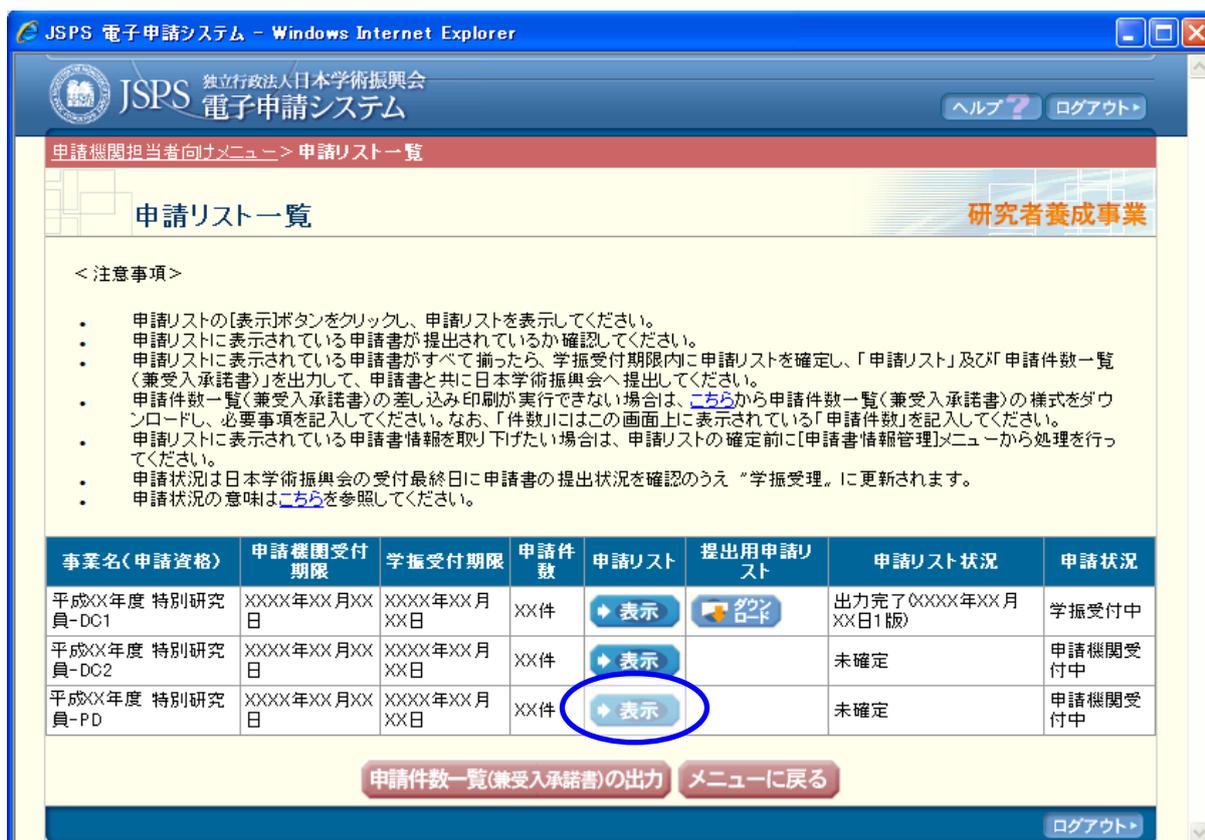
6. 申請機関担当者による申請書情報の確認、申請リストの確定

- 6-1) 「申請機関担当者向けメニュー」画面で、出力しようとする事業の[申請リスト・申請件数一覧(兼受入承諾書)出力]をクリックします。



- 6-2) 「申請リスト一覧」画面が表示されます。

確定処理を行おうとする申請資格の申請リストの[表示]をクリックします。



6- (3) 「申請リスト」画面が表示されます。紙で提出された申請書に過不足がないか、申請リストの版数と同一か確認してください。

確認後、申請リストを確定して出力する場合には「確定」をクリックします。

(注：確定しないと日本学術振興会へ申請書を提出することができません。)

申請機関担当者向けメニュー > 申請リスト

平成XX年度 特別研究員-PD(20XX年XX月XX日1版:XXX件)

研究者養成事業

CSV出力

<注意事項>

- 申請者が申請書情報の確認を行って[完了]ボタンをクリックしていないと申請リストには表示されません。申請者が申請書情報の確認を行ったかどうか[申請書情報管理]メニューから確認してください。
- 申請リストから課題を外す場合は[申請書情報管理]メニューの申請書情報検索から当該申請書情報を検索して申請書情報を却下してください。
- 申請リストの版数の他に、申請書情報自体にそれぞれ版数があります。提出されている申請書情報に記載されている版数が一覧に表示されている版数と一致しているか確認してください。
- チェックが完了したら、[確定]ボタンをクリックしてください。[確定]ボタンを実行しないと、日本学術振興会へ申請書を提出することができません。
- [確定]ボタンを実行すると、申請者は申請書情報を新規作成・修正・削除することができません。
- 以下には申請者が作成した情報が表示されます。最新の申請者情報は申請者名をクリックして確認してください。
- 申請書情報に付された受付番号には、削除等により飛び番号が発生します。

通番	受付番号	版	申請者名	受入研究者氏名	受入研究者所属・職	作成日	申請書情報確認	特記事項	添付書類有無
1	1	1版	申請一 郎	〇〇〇〇	〇〇研究科・教授	XXXX年XX月XX日	ダウンロード	有	外国人登録済証明書(永住許可)
2	2	1版	申請二 郎	〇〇〇〇	〇〇研究科・教授	XXXX年XX月XX日	ダウンロード		臨床研修の期間を証明する書類
3	4	2版	申請三 郎	〇〇〇〇	〇〇研究科・教授	XXXX年XX月XX日	ダウンロード	有	出身研究室選定理由書
4	10	1版	申請四 郎	〇〇〇〇	〇〇研究科・教授	XXXX年XX月XX日	ダウンロード	有	出身研究室選定理由書 外国人登録済証明書(永住許可)

確定 申請リスト一覧に戻る

ログアウト

6- (4) 「申請リスト確定」画面が表示されます。

[OK] ボタンをクリックすると、申請者リストが確定されます。

申請機関担当者向けメニュー > 申請リスト確定

申請リスト確定

研究者養成事業

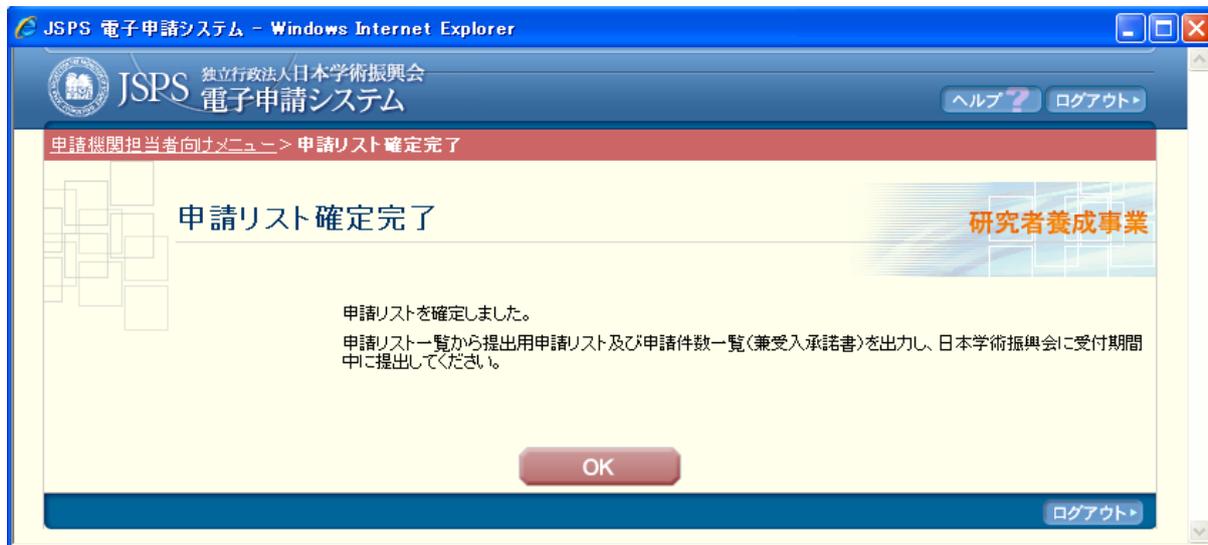
申請リストを確定します。
申請リストを確定すると、申請書情報を新規作成・修正・削除することができません。
よろしければ[OK]ボタンをクリックしてください。

OK キャンセル

ログアウト

6- (5) 「申請リスト確定完了」画面が表示されます。

[OK]をクリックすると「申請リスト一覧」画面に戻りますので、他の区分についても同様に確定処理を行ってください。全ての区分の申請リストを確定したら、提出用申請リスト・申請件数一覧（兼受入承諾書）を出力し、他の書類とともに日本学術振興会に提出してください。



7. 申請機関担当者による提出用申請リスト・申請件数一覧（兼受入承諾書）の出力

7- (1) 「申請リスト一覧」画面を表示して、提出用申請リストの [ダウンロード] をクリックし、PDF ファイルをダウンロードします。

※ 提出用申請リストの [ダウンロード] は、申請リストを確定しないと表示されません。

7- (2) [申請件数一覧（兼受入承諾書）出力] をクリックして、Word ファイルをダウンロードします。

申請機関担当者向けメニュー > 申請リスト一覧

申請リスト一覧

研究者養成事業

< 注意事項 >

- 申請リストの [表示] ボタンをクリックし、申請リストを表示してください。
- 申請リストに表示されている申請書が提出されているか確認してください。
- 申請リストに表示されている申請書がすべて揃ったら、学振受付期限内に申請リストを確定し、「申請リスト」及び「申請件数一覧（兼受入承諾書）」を出力して、申請書と共に日本学術振興会へ提出してください。
- 申請件数一覧（兼受入承諾書）の差し込み印刷が実行できない場合は、こちらから申請件数一覧（兼受入承諾書）の様式をダウンロードし、必要事項を記入してください。なお、「件数」にはこの画面上に表示されている「申請件数」を記入してください。
- 申請リストに表示されている申請書情報を取り下げたい場合は、申請リストの確定前に [申請書情報管理] メニューから処理を行ってください。
- 申請状況は日本学術振興会の受付最終日に申請書の提出状況を確認のうえ「学振受理」に更新されます。
- 申請状況の意味はこちらを参照してください。

事業名(申請資格)	申請権限受付期限	学振受付期限	申請件数	申請リスト	提出用申請リスト	申請リスト状況	申請状況
平成XX年度 特別研究員-DC1	XXXX年XX月XX日	XXXX年XX月XX日	XX件	表示	ダウンロード	出力完了(XXXX年XX月XX日1版)	学振受付中
平成XX年度 特別研究員-DC2	XXXX年XX月XX日	XXXX年XX月XX日	XX件	表示		未確定	申請機関受付中
平成XX年度 特別研究員-PD	XXXX年XX月XX日	XXXX年XX月XX日	XX件	表示		未確定	申請機関受付中

申請件数一覧(兼受入承諾書)の出力 メニューに戻る

ログアウト

※ 申請件数一覧（兼受入承諾書）は、全ての申請資格の申請リストを確定させてから出力し、内容を確認してください。

7- (3) ダウンロードした提出用申請リスト (PDF ファイル)、申請件数一覧 (兼受入承諾書) (Word ファイル：必要事項を入力してください。) をそれぞれ印刷し、申請リストに表示された順番に申請書を綴じて、日本学術振興会へ提出します。

詳細は、募集要領を参照してください。

7-(補足) 申請件数一覧(兼受入承諾書)の差し込み印刷が何らかの理由で実行できない場合は、[こちら](#)をクリックすると、様式がダウンロードできますので、必要事項を入力し提出してください。

申請機関担当者向けメニュー > 申請リスト一覧

申請リスト一覧

研究者養成事業

< 注意事項 >

- 申請リストの[表示]ボタンをクリックし、申請リストを表示してください。
- 申請リストに表示されている申請書が提出されているか確認してください。
- 申請リストに表示されている申請書がすべて揃ったら、学振受付期限内に申請リストを確定し、「申請リスト」及び「申請件数一覧(兼受入承諾書)」を出力して、申請書と共に日本学術振興会へ提出してください。
- 申請件数一覧(兼受入承諾書)の差し込み印刷が実行できない場合は、[こちら](#)から申請件数一覧(兼受入承諾書)の様式をダウンロードし、必要事項を記入してください。なお、「件数」にはこの画面に表示されている「申請件数」を記入してください。
- 申請リストに表示されている申請書情報を取り下げたい場合は、申請リストの確定前「申請書情報管理」メニューから処理を行ってください。
- 申請状況は日本学術振興会の受付最終日に申請書の提出状況を確認のうえ「学振受理」に更新されます。
- 申請状況の意味は[こちら](#)を参照してください。

事業名(申請資格)	申請機関受付 期限	学振受付期限	申請件 数	申請リス ト	提出用申請 リス ト	申請リス ト状 況	申請状 況
平成XX年度 特別研究員-DC1	XXXX年XX月XX日	XXXX年XX月XX日	XX件	表示	ダウンロード	出力完了(XXXX年XX月XX日1版)	学振受付中
平成XX年度 特別研究員-DC2	XXXX年XX月XX日	XXXX年XX月XX日	XX件	表示		未確定	申請機関受付中
平成XX年度 特別研究員-PD	XXXX年XX月XX日	XXXX年XX月XX日	XX件	表示		未確定	申請機関受付中

申請件数一覧(兼受入承諾書)の出力 メニューに戻る

ログアウト

【参考】申請件数一覧(兼受入承諾書)のサンプル<Word>

機関コード	
平成22年度採用分特別研究員申請件数一覧(兼受入承諾書)	
平成 年 月 日	
独立行政法人	
日本学術振興会理事長 殿	
所在地	
名称	
機関長職・氏名	
[印]	
平成22年度採用分特別研究員申請書に関し、下記の件数について、別添のとおり申請書を提出します。	
また、PD申請者が特別研究員に採用された場合は、当機関で研究に従事することを承諾します。	
記	
申請資格	件数
DC1	.
DC2	.
P D	.
合計	.
担当部局	
担当者名	
連絡先住所	
電話番号	内線
FAX番号	

8. 申請者及び申請機関担当者(又は部局担当者)による選考結果の確認

(申請者及び申請機関担当者(又は部局担当者)は、ID・パスワードで電子申請システムホームページにアクセスし、選考結果を確認することができます。)

- 8-1) 申請者の場合は「申請者向けメニュー」画面を表示して、[処理状況確認・申請書作成再開]をクリックします。

申請者向けメニュー > 処理状況一覧

研究者養成事業

事業名(申請資格)	研究課題名	申請機関受付期限	学振受付期限	作成日	申請機関承認日	申請書情報確認	申請状況
平成XX年度 特別研究員-PD	〇〇〇における××の研究	XXXX年XX月XX日	XXXX年XX月XX日	XXXX年XX月XX日	XXXX年XX月XX日	ダウンロード	不採用E (総合評価スコア: 2.833)

<注意事項>

- 申請書情報の確認が完了しないと受付されません。
- PDFファイルの内容を確認するには、Adobe Acrobat Readerが必要です。まだインストールしていない方は下のボタンをクリックしてインストールしてください。
- 申請状況の意味は[こちら](#)を参照してください。
- 申請状況の文字がリンクになっている場合、日本学術振興会からコメントがありますのでクリックして確認してください。

メニューに戻る

- 8-2) 申請機関担当者の場合は「申請機関担当者向けメニュー」画面を表示して、[申請書情報管理]をクリックし、申請書情報一覧を表示させます。

申請機関担当者向けメニュー > 申請書情報一覧

研究者養成事業

<注意事項>

- [却下]ボタンから申請書を却下すると申請書は送信されません。
- PDFファイルの内容を確認するには、Adobe Acrobat Readerが必要です。まだインストールしていない方は下のボタンをクリックしてインストールしてください。
- 申請状況の意味は[こちら](#)を参照してください。

XX件該当しました。
1ページ目を表示しています。
1 / 2 / 3 ページに移動します。

前ページ 次ページ

事業名(申請資格)	申請機関受付期限	学振受付期限	受付番号	申請者名	作成日	申請機関確定日	申請書確認	申請状況
平成19年度 特別研究員-PD	XXXX年XX月XX日	XXXX年XX月XX日	11	申請一郎	XXXX年XX月XX日	XXXX年XX月XX日	ダウンロード	不採用
平成19年度 特別研究員-PD	XXXX年XX月XX日	XXXX年XX月XX日	11	申請一郎	XXXX年XX月XX日	XXXX年XX月XX日	ダウンロード	PD採用

1 / 2 / 3 ページに移動します。

前ページ 次ページ

申請書情報検索に戻る

事 務 連 絡
平成21年 3 月 2 日

関係各研究機関の研究者養成事業担当課長 殿

独立行政法人日本学術振興会
総務部 研究者養成課長
大 城 功

平成22年度採用分特別研究員の募集について

本会の諸事業につきましては、平素から種々ご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

特別研究員の申請書類については、電子申請手続に併せて必要書類が提出された場合のみ、有効な申請となります。

申請書電子情報の本会への送信と併せて、申請書類を提出される際には、「電子申請システム」により出力される別添1「平成22年度採用分特別研究員申請件数一覧（兼受入承諾書）」と、別添2「平成22年度採用分特別研究員申請リスト」を必ず添付してください。

また、年々の関連事務量の増大に伴い、記入の誤りと思われる事項が発見されても、限られた審査日程の中で本会から個別に貴機関に照会することは困難になっておりますので、別添3「平成22年度採用分特別研究員申請書提出にあたっての事務担当者用チェック要領」をご参照の上、提出書類に不備、不足や誤りが無いか、提出前にあらためて点検くださるようお願いいたします。

電子申請手続、ならびに申請書類に誤り等があるものは、「書類不備」として取り扱われ、選考の対象となりませんので、十分ご注意ください。

本件問い合わせ先

総務部研究者養成課 特別研究員募集担当

電 話 03-3263-5070

FAX 03-3222-1986

〒102-8472 東京都千代田区一番町8番地

【この様式は見本です。】

別添 1

「電子申請システム」より印刷してください。

機関コード ○○○○

平成 2 2 年度採用分特別研究員申請件数一覧（兼受入承諾書）

平成 年 月 日

独立行政法人

日本学術振興会理事長 殿

所在地

名 称 ○○○○○○○○

機関長職・氏名

職印

平成 2 2 年度採用分特別研究員申請に関し、下記の件数について、別添のとおり申請書を提出します。

また、PD申請者が特別研究員に採用された場合は、当機関で研究に従事することを承諾します。

記

申請資格	件 数
DC1	
DC2	
P D	
合計	

担当部局	
担当者名	
連絡先住所	
電話番号	内線
F A X 番号	

平成22年度採用分特別研究員申請書提出にあたっての事務担当者用チェック要領

申請書類をとりまとめて本会あて提出いただくにあたり、例年、申請資格不備、書類不備にて選考の対象外とせざるを得ない案件が発生しております。各機関におかれましては、いま一度、中身を精査していただくようお願いします。

平成22年度申請における申請書類の提出方法、また特に注意して点検いただきたい事柄を、以下に掲げますので、提出前に確認してください。

また、本事業は「電子申請システム」で申請受付を行います。申請者から提出される「申請書」は、「電子申請システム」に入力した情報を印刷する「申請書情報」とワープロや手書き等で作成される「申請内容ファイル」を併せたものです。

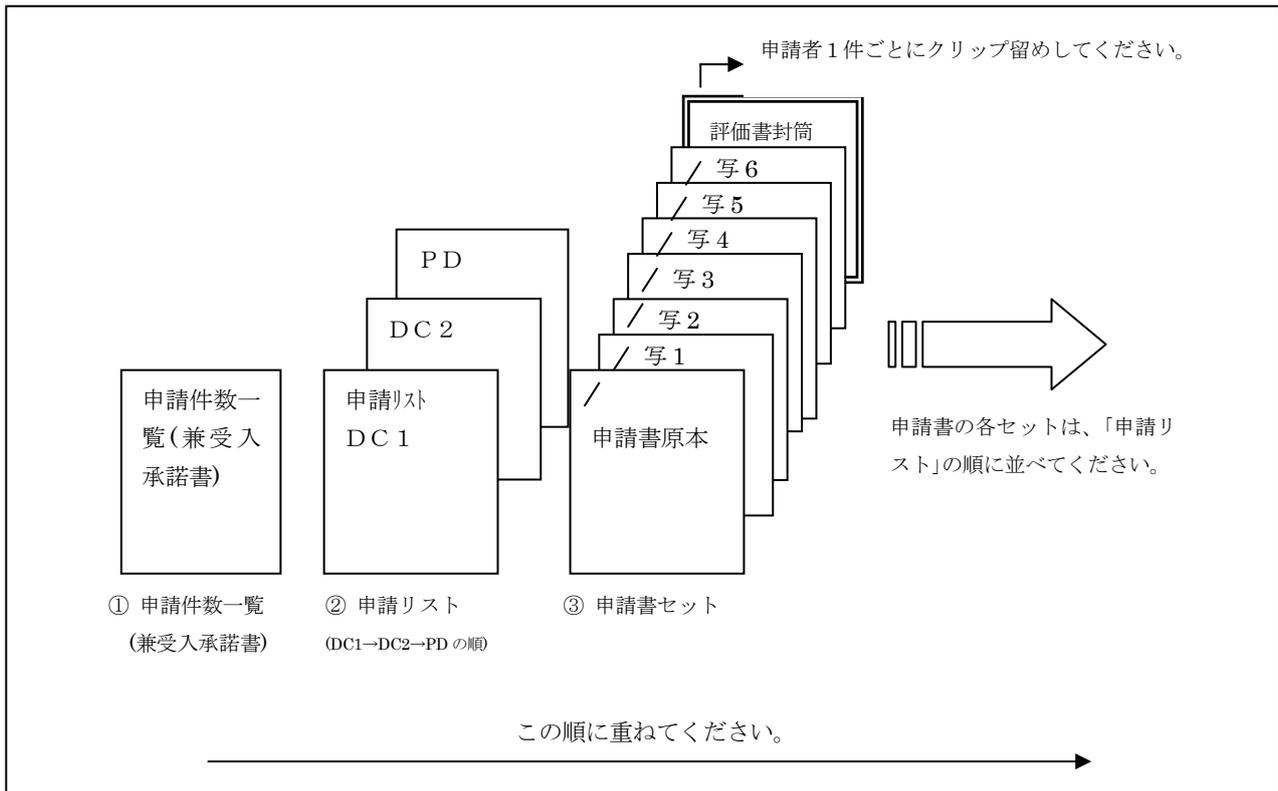
申請者が「電子申請システム」内で一度「完了」の処理をした「申請書情報」の記載内容を訂正する場合、事務担当者は「電子申請システム」内で当該申請者の「申請書情報」の「却下」の処理をします。その後、申請者本人が「電子申請システム」上の情報を訂正し、再度「完了」の処理をした後に印刷される「申請書情報」を提出させてください。

なお、いったん取りまとめて本会に提出いただいた後に、追加することは認められませんので、ご注意ください。申請書提出後、論文の採録決定を証明する書類等を改めて送付する申請者が見うけられます。本会では一切受理できませんので、募集の周知の際にその旨を申請者へ必ずご指導ください。

1. 申請書類の提出方法について

- (1) 提出する申請書類は、「申請件数一覧（兼受入承諾書）」、「申請リスト」を上にして、各申請者より提出された「申請書」と「評価書」を「申請リスト」の順に重ねて提出してください。
- (2) 「申請件数一覧（兼受入承諾書）」と「申請リスト」については、本会の「電子申請システム」より印刷してください。
- (3) 「申請リスト」は、申請資格（DC1、DC2、PD）ごとに別ページで印刷され、各資格にて部局順・受付番号順に申請者が掲載されます。（受付番号は、申請者が「申請書情報」の入力を完了した際に自動的に付番されます。）
- (4) 各申請者から提出された申請書は、以下の順番に重ね、1件ずつクリップ留めしてください。
 - ①「申請書原本」：「申請書」並びに該当する申請者のみ添付する書類を1部ずつ重ねて左上をホチキスでとめたもの……………1セット
 - ※該当者のみ添付する書類
 - ・「論文等の採録決定を証明する書類」、「国際会議等の発表申し込みの受理を証明する書類」：DCはP.8の後、PDはP.10の後に添付
 - ・「大学院在学当時の所属研究室(出身研究室)選定理由書」：PD申請書の最後に添付
 - ・「休学証明書」、「臨床研修の期間を証明する書類」、「外国人登録済証明書」：申請書の最後尾に添付。PDで「大学院在学当時の所属研究室(出身研究室)選定理由書」を添付する者はその後に添付。なお、複数の証明書を添付する場合、申請書の最後に重ねて添付していれば、証明書の前後の順番は問わない。
 - ②「申請書写し」：「①申請書原本」のコピー……………6セット
 - ※「休学証明書」、「臨床研修の期間を証明する書類」、「外国人登録済証明書」は除く。
 - （上記証明書類は「①申請書原本」にのみ添付してあればよい。）
 - ③「評価書」：原本1部及び写し6部が厳封されている角2封筒（PDは2名分をそれぞれ厳封。DCは1名分。）

(参考) 申請書の取りまとめイメージ



2. 申請書のチェック項目について

(1) 一般的な項目

- 1) 「申請リスト」に印刷された申請者の申請書が全て貴機関に提出されているかを確認してください。
また、「電子申請システム」より印刷した「申請件数一覧 (兼受入承諾書)」の申請資格ごとの申請件数と「申請リスト」の件数が一致しているかを確認してください。
- 2) 機関で申請書を取りまとめる際に印刷する「申請リスト」(別添2)に印字された版数と申請者から提出された「申請書情報」の左上に印字された版数が同じであることを確認してください。
 - ※ 申請者が「電子申請システム」内で「完了」処理を実行していない状態で印刷した申請書情報には、「提出確認用」と表示されます。「提出確認用」と表示された申請書情報が提出された場合には、申請者に申請書情報確認画面で「完了」処理を実行するように指示し、「提出確認用」と表示されていない申請書情報を提出させてください。
 - ※ 申請書情報の版数は、申請者が「電子申請システム」内で一度「完了」ボタンを押して確定させた「申請書情報」を、内容不備等のため申請機関から一旦「却下」した後、申請者が再度「完了」ボタンを押すと更新されます。版数が異なる場合には、「電子申請システム」上にある「申請書情報」と申請書に記載された「申請書情報」が異なっていますので、注意してください。
- 3) 「申請リスト」に記載された添付書類が、該当する申請者の申請書に漏れなく添付されているかを確認してください。
 - ・申請者が「電子申請システム」で「申請書情報」を入力する際に、申請にあたって該当する添付書類を申告しています。申告された内容が「申請リスト」(別添2)に表示されていますので、添付し忘

れがないかを確認してください。

「申請リスト」の「添付書類」欄に表示される略号は以下のとおりです。

理 = 「大学院在学当時の所属研究室（出身研究室）選定理由書」

（以下「出身研究室選定理由書」と略記）

休 = 休学証明書 外 = 外国人登録済証明書

臨 = 臨床研修の期間を証明する書類

4) 「申請リスト」の「特記」欄が「有」となっている場合に、申請書の「⑫博士の状況」欄の「博士の追記事項」に具体的な学歴の記載があるかどうかを確認してください。

・申請書「⑫博士の状況」において、学歴に特記事項（編入学等）がある場合、申請者が電子情報を入力する際に、「博士に係る学歴の特記事項の有無」欄に「有」として入力しています。該当者は「申請リスト」の「特記」欄に「有」が印字されますので、各申請者の申請資格に沿った学歴の情報が「⑫博士の状況」欄の「博士の追記事項」に記載されているか、またその学歴情報が申請資格と合致しているかを確認してください。

5) その他、「平成22年度採用分特別研究員申請書作成要領」に即して記入されているか、確認願います。

(2) DC申請書の場合

1) 必要な書類が揃っているか、不必要な書類がないかについて

(ア) DC申請の場合「申請書」は両面で8ページあります（「申請書情報」1～2ページと「申請内容ファイル」3～8ページ）。原本、写しともにページの抜け落ち、両面印刷ミスがないか、必ずご確認ください。たとえページが抜け落ちていても、そのまま審査を受けますので、適正な審査結果が得られなくなります。

(イ) 提出書類は、「申請書」「評価書」の2種類です。その外に、該当する申請者のみ添付する「※休学証明書」、「※臨床研修の期間を証明する書類」、「論文の採録決定を証明する書類」、「国際会議等の発表申し込みの受理を証明する書類」を申請書に添付します（※印は原本のみに添付）。印刷済論文等の採録決定を証明する書類、論文の別刷等を添付する申請者が見られますが、そのような場合は、各事務担当者において必ず取り外してください。

2) 申請資格等を満たしていることの確認について

(ア) 年齢について

申請できるのは、平成22年4月1日現在の年齢が、募集要項に記載の年齢要件を満たす者です。「医学、歯学又は獣医学系の博士課程」を修了、あるいは在学している者に係る年齢要件については、平成20年度採用分から改定されている点があるので特に注意してください。なお、ここでいう「医学、歯学又は獣医学系の博士課程」は、4年制の博士課程を指します。医学、歯学又は獣医学系の研究科等であっても、「博士(医学)」「博士(歯学)」「博士(獣医学)」を授与しない3年制の専攻の場合は区分制として取り扱います。改定の経緯、経過措置の詳細については、募集要項別添「特別研究員申請資格等の改定について」（募集要項11ページ）を参照してください。

(イ) 研究に従事する機関について

DC1・DC2の受入研究機関は、正規の大学院博士課程学生として在学する国内の大学となります。大学院設置基準第13条に基づく「研究指導の委託」により一定期間他大学等で研究を行う場合でも、(委託前の)在学する大学院が受入機関となります。

(ウ) DC1、DC2の在学年次について

※ DC1、DC2は、それぞれ平成22年4月1日時点での在学年次が、次のいずれかとなる者でないと申請できません。申請時において休学予定期間がある場合は、平成22年4月1日時点の在学年次に特にご留意ください。また、休学証明書と申請書記載の休学期間合計が一致しない場合で、休学予定期間の有無によりPD、DC2又はDC1の申請資格区分が変わってしまうときは、事前に本会へご連絡ください。

DC1

- ・区分制の博士課程後期第1年次
- ・後期3年の課程のみの博士課程第1年次
- ・一貫制の博士課程第3年次
- ・医学、歯学又は獣医学系の4年制の博士課程の第2年次（第1年次の者は申請資格がありません。）

DC2

- ・区分制の博士課程後期第2年次、3年次
- ・後期3年の課程のみの博士課程第2年次、3年次
- ・一貫制の博士課程第4年次、5年次
- ・医学、歯学又は獣医学系の4年制の博士課程の第3年次、4年次

※ 平成22年3月31日までに博士の学位を取得する見込みがなく、4月1日において博士標準修業年限を超えて在学することになる者は、申請区分はPDとなります。（採用時にはDC2となります。）

(イ) 外国人の申請について

DC1又はDC2には、外国人留学生も申請することができます。

3) 「⑪学歴」と「⑫博士の状況」の記載内容について

「⑪学歴」欄に記載された学部及び修士の学歴と、「⑫博士の状況」欄の入学年月等の記載内容とのあいだに、矛盾している点がないかを確認してください。

4) 「⑰現在の研究指導者」について

所属機関、部局、部局種別、職名が正確に記入されているかを確認してください。

5) 「⑱採用後の受入研究者」について

所属機関、部局、部局種別、職名が正確に記入されているかを確認してください。

6) 「㉑審査結果通知先」について

審査結果通知先は、日本国内に限ります。海外の住所を記入している場合は、日本国内のものに訂正するようご指導願います。

【DC申請書情報及び添付書類のチェック箇所】

申請書情報（Web上で入力）部分の必須項目、桁数チェック等の基本的なチェックは電子申請システム上で行っています。上述の注意事項に留意した上で、申請書情報及び添付書類等のチェックは下記の項目について行ってください。

The image shows two sample application forms. The left form is the 'Application Form' (申請書) and the right is the 'Researcher Information Form' (研究者情報). Callout boxes A through J highlight specific areas for review:

- A:** Top right corner of the application form.
- B:** 'Version 1' (第1版) in the application form.
- C:** 'Specialized Field' (専門分野) in the application form.
- D:** Applicant's name (申請者氏名) in the application form.
- E:** 'Clinical Training Record: Medicine (1 year or more completed)' (臨床研修の実績：医学（1年以上修了）) in the application form.
- F:** 'Attach a certificate of leave of absence during doctoral studies' (博士在学中の休学証明書を添付) in the application form.
- G:** 'Special items related to the doctor's academic background' (博士に係る学歴の特記事項) in the application form.
- H:** 'Current Research Supervisor' (現在の研究指導者) in the researcher information form.
- I:** 'Review Results' (審査結果) in the researcher information form.
- J:** Top left corner of the researcher information form.

A: P. 1の右上隅

余白が生じている場合、フェルトペン等で塗りつぶしてください。

B: 版数

「1版」以上の版数となっているか、また「申請リスト」に記載される版数と一致しているかを確認してください。

C: 専門分野

誤って「分科細目コード」（4桁の数字）を入力していることが多々ありますので、正しく漢字等で記入されているか確認してください。

D: 申請者氏名

指定の登録方法で登録されているか確認してください。（旧姓等を併記する場合や外国人の場合に要注意。（「電子申請システムによる申請手続の概要（申請機関担当者用）」P. 13参照）

E: 臨床研修の実績

臨床研修の期間を証明する書類の提出が必要な者（医学、歯学又は獣医学の分野で採用時に35歳若しくは36歳となる者）の申請書には、この箇所、例として「臨床研修の実績：医学（1年以上修了）」というような文言が印字されます。申請書に当該証明書が添付されているか、証明書の内容が申請要件を満たしているかを確認してください。また、「11. 博士の追記事項」に臨床研修の実績についての詳細が記載されているかを確認してください。（「申請書作成要領」P. 5参照）

F: 休学証明書

休学証明書の提出が必要な者（博士在学中に休学期間がある者）の申請書には、この箇所に「博士在学中の休学証明書を添付」という文言が印字されます。申請書に当該証明書が添付されているか、また証明書の内容が申請書に記載された内容と一致しているかを確認してください。

G: 博士に係る学歴の特記事項

当該特記事項が「有」となっている場合、「12博士の状況」欄に記載される各項目に入力された内容の間で申請資格に係わる整合性チェックが電子申請システム上で行われておりません。各項目に入力され

ている内容が相互に矛盾無く、申請資格を満たしていることを目視でチェックしてください。また、具体的な内容が「11. 博士の追記事項」に記載されているかを確認してください。

H) 「現在の研究指導者」等の研究者情報

貴機関に所属の研究者が記入されている場合、氏名や所属部局、職名等が正しく記入されているかを確認してください。

I) 審査結果通知先

日本国内の住所となっているか確認してください。通知先を所属機関等に行っている場合、確実に郵便物が届くよう研究室名等詳細な住所が記載されているかを確認してください。

J) 「現在の研究指導者」＝「評価書作成者」

申請書に添付されている「評価書」が「⑩現在の研究指導者」欄に記載されている指導者によるものかを確認してください。

(3) PD申請書の場合

1) 必要な書類が揃っているか、不必要な書類がないかについて

(ア) PD申請の場合「申請書」は両面で10ページあります。(「申請書情報」1～2ページと「申請内容ファイル」3～10ページ) 原本、写しともにページの抜け落ち、両面印刷のミスがないか、必ずご確認ください。たとえページが抜け落ちていても、そのまま審査を受けますので、適正な審査結果が得られなくなります。

(イ) 申請者が作成する提出書類は「申請書」、「評価書(2名分)」の2種類です。その外に、該当する申請者のみ添付する「大学院在学当時の所属研究室(出身研究室)選定理由書」、「*外国人登録済証明書」、「*臨床研修の期間を証明する書類」、「論文等の採録決定を証明する書類」、「国際会議等の発表申し込みの受理を証明する書類」を申請書に添付します(*印は原本のみに添付)。印刷済の論文等の採録決定を証明する書類、論文の別刷等を添付する申請者が見られますが、そのような場合は、各事務担当者において必ず取り外してください。

2) 申請資格等を満たしていることの確認について

(ア) 年齢について

申請できるのは、平成22年4月1日現在の年齢が、募集要項に記載の年齢要件を満たす者です。医学、歯学又は獣医学系の博士課程を修了、あるいは在学している者に係る年齢要件については、平成20年度採用分から改定されている点があるので特に注意してください。なお、ここでいう医学、歯学又は獣医学系の博士課程は、4年制の博士課程を指します。医学、歯学又は獣医学系の研究科等であっても、「博士(医学)」「博士(歯学)」「博士(獣医学)」を授与しない3年制の専攻の場合は区分制として取り扱います。改定の経緯、経過措置の詳細については、募集要項別添「特別研究員申請資格等の改定について」(募集要項11ページ)を参照してください。

(イ) 研究に従事する機関について

PD申請者は、研究に従事する機関として、大学院在学当時の所属研究室(出身研究室)以外の研究室を選定する必要があります。ただし、大学院在学当時の所属研究室を例外的に認める場合があります。その場合は「大学院在学当時の所属研究室(出身研究室)選定理由書」の提出が必要となります。

なお、平成22年4月において、標準修業年限を超えて博士課程に在学を延長する予定のためにPDに申請する者は、通常出身研究室がそのまま受入研究室となりますが、その場合には理由書の提出は必要ありません。

(ウ) 博士の学位等について

PDは次のいずれかでないと申請できません。

- ・平成22年4月1日現在、博士の学位取得後5年未満の者
- ・平成22年3月31日までに、人文学・社会科学の分野で学位の取得が著しく困難な分野を専攻する者で、国内の大学院博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得の上退学する者（いわゆる満期退学者）
- ・平成22年3月31日までに博士の学位を取得する見込みがなく、4月1日において博士課程に標準修業年限を超えて在学することになる者。（ただし、採用はDC2となるので、特別研究員採用経験者は採用されないので注意すること。）

注) PDの学位に係る申請資格及び上記満期退学者でPDに採用となった者に係る研究奨励金額は、平成21年度の募集より改定されている点があるのでご注意ください。

改定の詳細については、募集要項別添「特別研究員申請資格等の改定について」(募集要項11ページ)を参照してください。

(イ) 外国人の申請について

我が国に永住を許可された外国人はPDへ申請できます。(在留資格が「留学」、「日本人の配偶者」等の場合は、申請できません。)申請にあたっては「外国人登録済証明書」等の添付が必要になりますが、本会への提出前に在留資格を確認してください。

3) 「⑪学歴」と「⑫博士の状況」の記載内容について

「⑪学歴」欄に記載された学部及び修士の学歴と、「⑫博士の状況」欄の入学年月等の記載内容とのあいだに、矛盾している点がないかを確認してください。

4) 「⑮大学院在学当時の所属研究室(出身研究室)と受入研究室との関係」について

- (ア) 「大学院在学当時の所属研究室」とは、区分制でいう、大学院博士課程在学当時の所属研究室を指します。区分制でいう、大学院修士課程と混同されないよう、ご注意願います。
- (イ) 「4.同一研究室」の場合、「大学院在学当時の所属研究室(出身研究室)選定理由書」が添付されているか確認してください。ただし、標準修業年限超えのためにPDに申請している者は不要です。

5) 「⑯出身大学院の研究指導者」について

- (ア) 出身大学院の研究指導者とは、区分制でいう、大学院博士課程在学当時の研究指導者を指します。区分制でいう、大学院修士課程ではないので注意してください。
- (イ) 所属機関、部局、部局種別、職名が正確に入力されているかを確認してください。

6) 「⑰現在の受入研究者」について

所属機関、部局、部局種別、職名が正確に記入されているかを確認してください。

7) 「⑱採用後の受入研究者」について

- (ア) 所属機関、部局、部局種別、職名が正確に記入されているかを確認してください。
- (イ) PD申請者の場合には、「⑱採用後の受入研究者」の所属機関が申請書を提出する機関になります。

8) 「⑲評価書作成者1」、「⑳評価書作成者2」について

必ず2名からの評価書が提出されているかどうか、また「⑲評価書作成者1(採用後の受入研究者)」及び「⑳評価書作成者2」欄に記載されている者によるものかを確認してください。

9) 「㊸審査結果通知先」について

審査結果通知先は、日本国内に限ります。海外の住所となっている場合は、日本国内のものに訂正するようご指導願います。

【PD申請書情報及び添付書類のチェック箇所】

申請書情報（Web上で入力）部分の必須項目、桁数チェック等の基本的なチェックは電子申請システム上でを行っています。上述の注意事項に留意した上で、申請書情報及び添付書類等のチェックは下記の項目について行ってください。

The image shows two sample application forms. The left form is '平成22年度採用分 特別研究員-PD 申請書' and the right form is '⑧大学院在学当時の所属研究室 (出身研究室) と受入研究室との関係'. Callouts A through K point to specific fields: A (top right), B (version), C (specialty), D (applicant name), E (nationality), F (clinical training), G (doctor status), H (institution), I (address), J (notification address), and K (evaluation form).

A : P. 1の右上隅

余白が生じている場合、フェルトペン等で塗りつぶしてください。

B : 版数

「1版」以上の版数となっているか、また「申請リスト」に記載される版数と一致しているかを確認してください。

C : 専門分野

誤って「分科細目コード」(4桁の数字)を入力していることが多々ありますので、正しく漢字等で記入されているか確認してください。

D : 申請者氏名

指定の登録方法で登録されているか確認してください。(旧姓等を併記する場合や外国人の場合に要注意。(「電子申請システムによる申請手続の概要(申請機関担当者用)」P. 13参照))

E : 国籍

国籍が外国籍のため外国人登録済証明書の提出が必要な者の申請書には、この箇所「外国人登録済証明書(永住許可)を添付」という文言が印字されます。申請書に当該証明書が添付されているか、また在留資格が「永住者」となっているかを確認してください。

F : 臨床研修の実績

臨床研修の期間を証明する書類の提出が必要な者(医学、歯学又は獣医学の分野で採用時に35歳若しくは36歳となる者)の申請書には、この箇所に、例として「臨床研修の実績:医学(2年以上修了)」というような文言が印字されます。申請書に当該証明書が添付されているか、証明書の内容が申請要件

を満たしているかを確認してください。また、「12. 博士の追記事項」に臨床研修の実績についての詳細が記載されているかを確認してください。（「申請書作成要領」P. 5参照）

G：博士に係る学歴の特記事項

当該特記事項が「有」となっている場合、「12. 博士の状況」欄に記載される各項目に入力された内容の間で申請資格に係わる整合性チェックが電子申請システム上で行われておりません。各項目に入力されている内容が相互に矛盾無く、申請資格を満たしていることを目視でチェックしてください。また、具体的な内容が「12. 博士の追記事項」に記載されているかを確認してください。更にPD申請では、特記事項が「有」の場合、「13. 大学院在学当時の所属研究室（出身研究室）と受入研究室との関係」欄に入力された内容と、「14. 出身大学院の研究指導者」及び「15. 採用後の受入研究者」欄に入力されている内容との間で、電子申請システムによる整合性チェックが行われなくなります。そのため、「14. 出身大学院の研究指導者」と「15. 採用後の受入研究者」欄に入力されている内容から、正しい「大学院在学当時の所属研究室と受入研究室との関係」が選択されているか、目視によるチェックが必要となります。

H：出身研究室と受入研究室との関係

「大学院在学当時の所属研究室（出身研究室）選定理由書」の提出が必要な者（採用後の受入研究室として大学院在学当時の所属研究室を選定した者）の申請書には、この場所に「出身研究室選定理由書を添付」という文言が印字されます。申請書に当該書類が添付されているかを確認してください。

I：「現在の研究指導者」等の研究者情報

貴機関に所属の研究者が記入されている場合、氏名や所属部局、職名等が正しく記入されているかを確認してください。

J：審査結果通知先

日本国内の住所となっているか確認してください。通知先を所属機関等に行っている場合、確実に郵便物が届くよう研究室名等詳細な住所が記載されているかを確認してください。

K：評価書作成者

申請書に添付されている2名分の「評価書」が、「16. 評価書作成者1（採用後の受入研究者）」及び「17. 評価書作成者2」欄に記載されている者によるものかを確認してください。

事 務 連 絡

平成21年 3 月 2 日

関係各研究機関の研究者養成事業担当課長 殿

独立行政法人日本学術振興会

総務部 研究者養成課長

大 城 功

平成22年度採用分特別研究員-RPDの募集について

本会の諸事業につきましては、平素から種々ご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

平成18年度より募集を開始しております特別研究員-RPDは、平成20年度の募集から電子申請にて申請を受け付けています。電子申請手続に併せて必要書類が提出された場合のみ、有効な申請となります。

申請書電子情報の本会への送信と併せて、申請書類を提出される際には、「電子申請システム」より出力される別添1「平成22年度採用分特別研究員-RPD申請件数一覧（兼受入承諾書）」と、別添2「平成22年度採用分特別研究員申請リスト」を必ず添付してください。

また、関連事務量が多量であるため、記入の誤りと思われる事項が発見されても、限られた審査日程の中で本会から個別に貴機関に照会することは困難になっておりますので、別添3「平成22年度採用分特別研究員-RPD申請書提出にあたっての事務担当者用チェック要領」をご参照の上、提出書類に不備、不足や誤りがないか、提出前にあらためて点検くださるようお願いいたします。

電子申請手続、ならびに申請書類に誤り等があるものは、「書類不備」として取り扱われ、選考の対象となりませんので、十分ご注意ください。

本件問い合わせ先

総務部研究者養成課 特別研究員-RPD募集担当

電 話 03-3263-5070

FAX 03-3222-1986

〒102-8472 東京都千代田区一番町8番地

【この様式は見本です。】

別添 1

「電子申請システム」より印刷してください。

機関コード ○○○○

平成 2 2 年度採用分特別研究員-RPD申請件数一覧（兼受入承諾書）

平成 年 月 日

独立行政法人

日本学術振興会理事長 殿

所在地

名称 ○○○○○○○○

機関長職・氏名

職印

平成 2 2 年度採用分特別研究員申請に関し、下記の件数について、別添のとおり申請書を提出します。

また、申請者が特別研究員に採用された場合は、当機関で研究に従事することを承諾します。

記

申請資格	件数
RPD	
合計	

担当部局	
担当者名	
連絡先住所	
電話番号	内線
F A X 番号	

平成22年度採用分特別研究員-RPD申請書提出にあたっての事務担当者用チェック要領

申請書類をとりまとめて本会へ提出いただくにあたり、申請資格不備、書類不備にて選考の対象外とせざるを得ない案件が発生しております。各機関におかれましては、いま一度、中身を精査していただくようお願いします。

平成22年度採用分特別研究員-RPDへの申請における申請書類の提出方法、また特に注意して点検いただきたい事柄を、以下に掲げますので、提出前に確認してください。

また、本事業は「電子申請システム」で申請受付を行います。申請者から提出される「申請書」は、「電子申請システム」に入力した情報を印刷する「申請書情報」とワープロや手書き等で作成される「申請内容ファイル」を併せたものです。

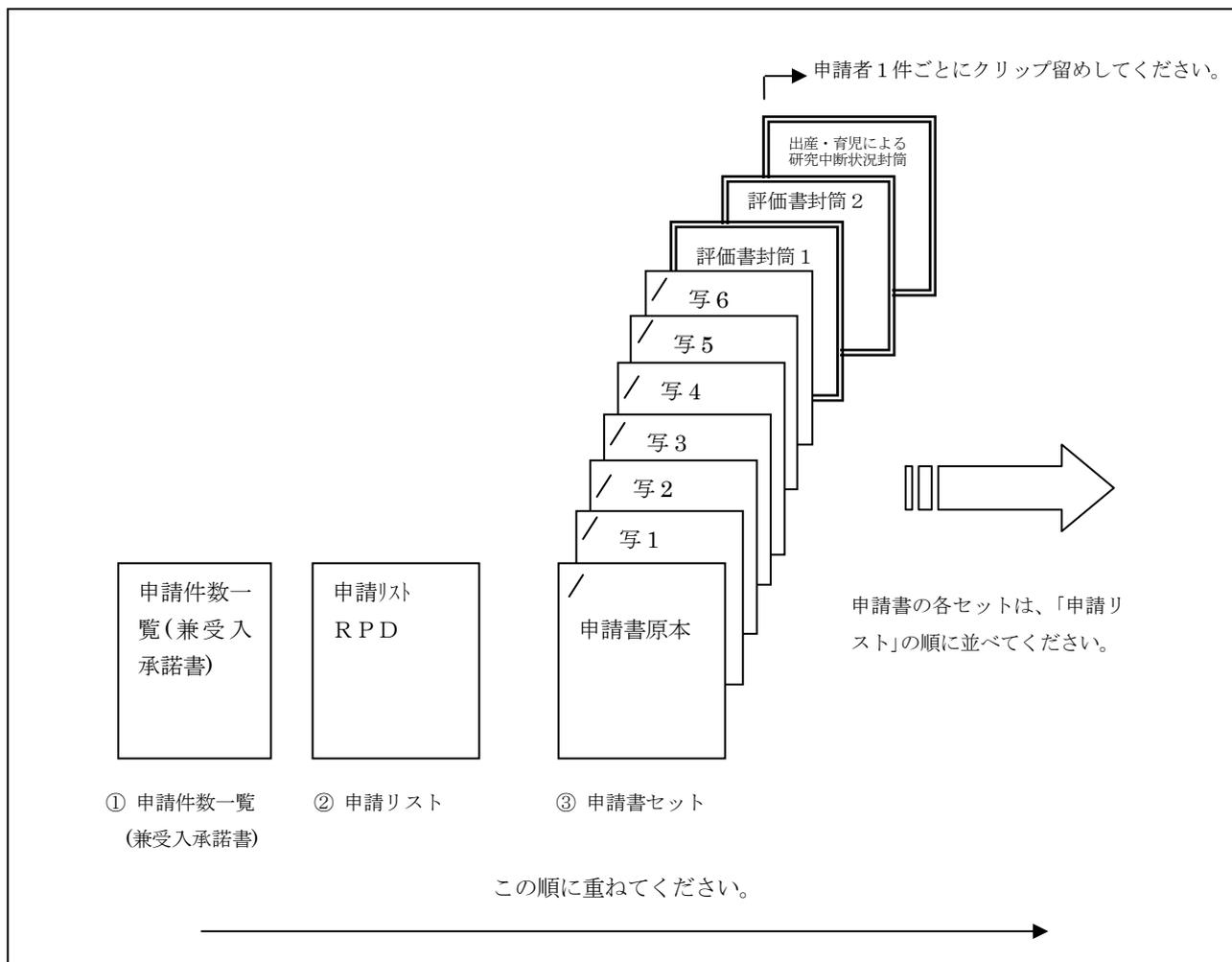
申請者が「電子申請システム」内で一度「完了」の処理をした「申請書情報」の記載内容を訂正する場合、事務担当者は「電子申請システム」内で当該申請者の「申請書情報」の「却下」の処理をします。その後、申請者本人が「電子申請システム」上の情報を訂正し、再度「完了」の処理をした後に印刷される「申請書情報」を提出させてください。

なお、いったん取りまとめて本会に提出いただいた後に、追加することは認められませんので、ご注意ください。申請書提出後、論文の採録決定を証明する書類等を改めて送付する申請者が見うけられます。本会では一切受理できませんので、募集の周知の際にその旨を申請者へ必ずご指導ください。

1. 申請書類の提出方法について

- (1) 提出する申請書類は、「申請件数一覧（兼受入承諾書）」、「申請リスト」を上にして、各申請者より提出された「申請書」、「評価書」及び「出産・育児による研究中断状況」を「申請リスト」の順に重ねて提出してください。
- (2) 「申請件数一覧（兼受入承諾書）」と「申請リスト」については、本会の「電子申請システム」より印刷してください。
- (3) 「申請リスト」は、部局順・受付番号順に申請者が掲載されます。（受付番号は、申請者が「申請書情報」の入力を完了した際に自動的に付番されます。）
- (4) 各申請者から提出された申請書は、以下の順番に重ね、1件ずつクリップ留めしてください。
 - ① 「申請書原本」：「申請書」並びに該当する申請者のみ添付する書類を1部ずつ重ねて左上をホチキスでとめたもの……………1セット
 - ※該当者のみ添付する書類
 - ・「論文等の採録決定を証明する書類」、「国際会議等の発表申し込みの受理を証明する書類」：申請書 P.10 の後に添付
 - ・「外国人登録済証明書」：申請書の最後尾に添付
 - ② 「申請書写し」：「①申請書原本」のコピー……………6セット
 - ※「外国人登録済証明書」は除く。
 - （上記証明書については「①申請書原本」にのみ添付してあればよい。）
 - ③ 「評価書」：原本1部及び写し6部が厳封されている角2封筒（2名分をそれぞれ厳封。）
 - ④ 「出産・育児による研究中断状況」：角2封筒に厳封

(参考) 申請書の取りまとめイメージ



2. 申請書のチェック項目について

(1) 全般的な項目

- 1) 「申請リスト」に印刷された申請者の申請書が全て貴機関に提出されているかを確認してください。
また、「電子申請システム」より印刷した「申請件数一覧 (兼受入承諾書)」の申請件数と「申請リスト」の件数が一致しているかを確認してください。

- 2) 機関で申請書を取りまとめる際に印刷する「申請リスト」(別添2)に印字された版数と申請者から提出された「申請書情報」の左上に印字された版数が同じであることを確認してください。

※ 申請者が「電子申請システム」内で「完了」処理を実行していない状態で印刷した申請書情報には、「提出確認用」と表示されます。「提出確認用」と表示された申請書情報が提出された場合には、申請者に申請書情報確認画面で「完了」処理を実行するように指示し、「提出確認用」と表示されていない申請書情報を提出させてください。

※ 申請書情報の版数は、申請者が「電子申請システム」内で一度「完了」ボタンを押して確定させた「申請書情報」を内容不備等のため申請機関から一旦「却下」した後、申請者が再度「完了」ボタンを押すと更新されます。版数が異なる場合には、「電子申請システム」上にある「申請者情報」と申請書に記載された「申請書情報」が異なっていますので、注意してください。

3) 「申請リスト」に記載された添付書類が、該当する申請者の申請書に漏れなく添付されているかを確認してください。

・申請者が「電子申請システム」で「申請書情報」を入力する際に、申請にあたって該当する添付書類を申告しています。申告された内容が「申請リスト」(別添2)に表示されていますので、添付し忘れないかを確認してください。

「申請リスト」に表示される添付書類の略号は以下のとおりです。

外 = 外国人登録済証明書

4) 「申請リスト」の「特記」欄が「有」となっている場合に、申請書の「⑫履歴」欄にそれに対応する具体的な学歴の記載があるかどうかを確認してください。

・申請書「⑪博士の状況」において、学歴に特記事項(編入学等)がある場合、申請者が電子情報を入力する際に、「博士に係る学歴の特記事項の有無」欄に「有」として入力しています。該当者は「申請リスト」の「特記」欄に「有」が印字されますので、各申請者の申請資格に沿った学歴の情報が「⑫履歴」欄に記載されているか、またその学歴情報が申請資格と合致しているかを確認してください。

5) その他、「平成22年度採用分特別研究員-RPD申請書作成要領」に即して記入されているか、確認願います。

(2) 申請書の項目

1) 必要な書類が揃っているか、不必要な書類がないかについて

(ア) RPD申請の場合「申請書」は両面で10ページあります。(「申請書情報」1～2ページと「申請内容ファイル」3～10ページ) 原本、写しともにページの抜け落ち、両面印刷のミスがないか、必ずご確認ください。たとえページが抜け落ちていても、そのまま審査を受けますので、適正な審査結果が得られなくなります。

なお、RPD申請については「申請書情報」の「⑫履歴」欄が不足する場合、用紙を追加できることになっています。その場合は「申請書」の2頁と3頁の間に入れることになっています。詳細は、「平成22年度採用分特別研究員-RPD申請書作成要領」の4ページを参照してください。

(イ) 申請者が作成する提出書類は「申請書」、「評価書(2名分)」、「出産・育児による研究中断状況」の3種類です。その外に、該当する申請者のみ添付する「論文等の採録決定を証明する書類」、「国際会議等の発表申し込みの受理を証明する書類」、「*外国人登録済証明書」を申請書に添付します(※印は原本のみに添付)。研究業績として、印刷済論文等の採録決定を証明する書類、論文の別刷等を添付する申請者が見られますが、そのような場合は、各事務担当者において必ず取り外してください。

2) 申請資格等を満たしていることの確認について

(ア) 博士の学位等について

以下のいずれかでないと申請できません。

- ・博士の学位を取得している者
- ・平成22年4月1日までに博士の学位を取得する見込みの者
- ・平成22年3月31日までに、人文学・社会科学の分野で学位の取得が著しく困難な分野を専攻する者で、国内の大学院博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得の上退学する者（上記満期退学者でRPDに採用になった場合の研究奨励金額は、平成21年度の募集より改定されている点があるのでご注意ください。）

(イ) 出産又は子の養育にかかる要件について

平成21年4月1日から遡って過去5年以内に、出産又は子の養育のため、概ね3ヶ月以上やむを得ず研究を中断した者のみ申請できます。

(ウ) 外国人の申請について

我が国に永住を許可された外国人は申請できます。（在留資格が「留学」、「日本人の配偶者」等の場合は、申請できません。）申請にあたっては「外国人登録済証明書」等の添付が必要になりますが、本会への提出前に在留資格を確認してください。

※上記の要件を満たしていれば、年齢・性別に関わらず申請可能です。

3) 「⑪博士の状況」と「⑫履歴」の記載内容について

「⑪博士の状況」に記載された、博士課程入学年月や学位等の修得状況が、「⑫履歴」欄の記載と一致しているかを確認してください。

4) 「⑬出身大学院の研究指導者」について

- (ア) 出身大学院の研究指導者とは、区分制でいう、大学院博士課程在学当時の研究指導者を指します。区分制でいう、大学院修士課程ではないので注意してください。
- (イ) 所属機関、部局、部局種別、職名が正確に入力されているかを確認してください。

5) 「⑳研究中断前の受入研究者」、「㉑現在の受入研究者」について

所属機関、部局、部局種別、職名が正確に記入されているかを確認してください。

6) 「㉒採用後の受入研究者」について

- (ア) 所属機関、部局、部局種別、職名が正確に記入されているかを確認してください。
- (イ) 「㉒採用後の受入研究者」の所属機関が申請書を提出する機関になります。

7) 「㉓評価書作成者1」、「㉔評価書作成者2」について

必ず2名からの評価書が提出されているかどうかを、うち1名については「㉒研究中断前の受入研究者」、「㉑現在の受入研究者」又は「㉒採用後の受入研究者」となっているかどうかを確認してください。

8) 「㉕審査結果通知先」について

審査結果通知先は日本国内に限ります。海外の住所となっている場合は、日本国内のものに訂正するようご指導願います。

【RPD申請書情報及び添付書類のチェック箇所】

申請書情報（Web上で入力）部分の必須項目、桁数チェック等の基本的なチェックは電子申請システム上で行っています。上述の注意事項に留意した上で、申請書情報及び添付書類等のチェックは下記の項目について行ってください。

A：P. 1の右上隅

余白が生じている場合、フェルトペン等で塗りつぶしてください。

B：版数

「1版」以上の版数となっているか、また「申請リスト」に記載される版数と一致しているかを確認してください。

C：専門分野

誤って「分科細目コード」（4桁の数字）を入力していることが多々ありますので、正しく漢字等で記入されているか確認してください。

D：申請者氏名

指定の登録方法で登録されているか確認してください。（旧姓等を併記する場合や外国人の場合に要注意。（「電子申請システムによる申請手続の概要（申請機関担当者用）」P. 13参照）

E：国籍

国籍が外国籍のため外国人登録済証明書の提出が必要な者の申請書には、この箇所「外国人登録済証明書（永住許可）を添付」という文言が印字されます。申請書に当該証明書が添付されているか、また在留資格が「永住者」となっているかを確認してください。

F：博士に係る学歴の特記事項

当該特記事項が「有」となっている場合、「⑩博士の状況」欄に記載される各項目に入力された内容の間で申請資格に係わる整合性チェックが電子申請システム上で行われておりません。各項目に入力されている内容が相互に矛盾無く、申請資格を満たしていることを目視でチェックしてください。また、具体的な内容が「⑫履歴」欄に記載されているかを確認してください。

G：履歴別紙

履歴欄が不足する場合、用紙を追加することができますが、その場合は、「⑫履歴」欄の最下行に「履

歴詳細別紙」と記入するように指定してあります。当該文言が記載されている申請書に、指定のサイズ、枚数による履歴別紙が添付されているかを確認してください。(詳細は「平成22年度採用分特別研究員-RPD申請書作成要領」の4ページをご確認ください。)

H：「現在の研究指導者」等の研究者情報

貴機関に所属の研究者が記入されている場合、氏名や所属部局、職名等が正しく記入されているかを確認してください。

I：審査結果通知先

日本国内の住所となっているか確認してください。通知先を所属機関等に行っている場合、確実に郵便物が届くよう研究室名等詳細な住所が記載されているかを確認してください。

J：評価書作成者

申請書に添付されている2名分の「評価書」が、「㊸評価書作成者1」及び「㊹評価書作成者2」欄に記載されている者によるものかを確認してください。